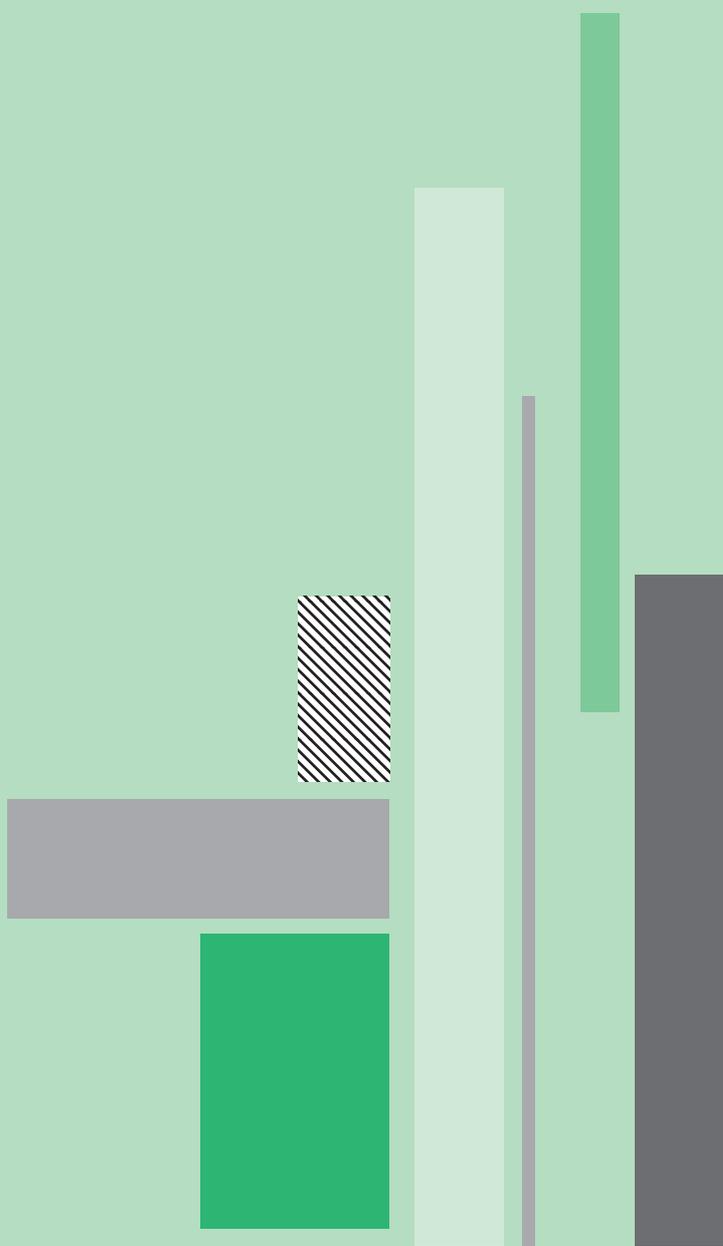


## 日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

- 2011年5月臨時会
- 2011年6月定例会
- 2011年9月定例会
- 2011年12月定例会
- 2012年2月定例会
- 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

## 目 次

### 2011年5月臨時会（2011年5月24日）

1. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（2011年5月24日）……………3

### 2011年6月定例県議会（2011年6月20日～7月8日）

1. 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2011年7月4日）……………4  
 2. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（2011年7月4日）……………7  
 3. 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議による質疑  
 （2011年7月6日）……………10  
 4. 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における柳下礼子県議の質疑  
 （2011年7月6日）……………13  
 5. 知事提出議案・請願に対する反対討論（2011年7月8日）……………15  
 6. 議員提出議案に対する反対討論（2011年7月8日）……………17  
 7. 菅内閣の退陣を求める動議に対する反対討論（2011年7月8日）……………19  
 8. 議案及び請願に対する各会派の態度……………20  
 9. 記者発表 2011年6月県議会の閉会にあたって（談話）……………23

### 2011年9月定例県議会（2011年9月22日～10月14日）

1. 村岡正嗣県議の本会議一般質問（2011年9月30日）……………25  
 2. 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2011年10月7日）……………42  
 3. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（2011年10月7日）……………46  
 4. 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における柳下礼子県議の質疑  
 （2011年10月12日）……………49  
 5. 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議による質疑  
 （2011年10月12日）……………52  
 6. 知事提出議案に対する反対討論（2011年10月14日）……………54  
 7. 議員提出議案に対する反対討論（2011年10月14日）……………56  
 8. 議案及び請願に対する各会派の態度……………58  
 9. 記者発表 2011年9月県議会の閉会にあたって（談話）……………61

### 2011年12月定例県議会（2011年12月2日～12月22日）

1. 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2011年12月16日）……………63  
 2. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（2011年12月16日）……………70  
 3. 次世代人材育成・文化・スポーツ特別委員会における柳下礼子県議の質疑  
 （2011年12月20日）……………72  
 4. 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑  
 （2011年12月20日）……………74  
 5. 知事提出議案に対する反対討論（2011年12月22日）……………77  
 6. 平成22年度決算認定に対する反対討論（2011年12月22日）……………79  
 7. 議員提出議案に対する反対討論（2011年12月22日）……………80  
 8. 議案及び請願に対する各会派の態度……………81  
 9. 記者発表 2011年12月県議会の閉会にあたって（談話）……………85

## 2012年2月定例県議会（2012年2月20日～3月26日）

1. 予算特別委員会における柳下礼子県議の総括質疑（2012年3月6日）	87
2. 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2012年3月9日・12日）	91
3. 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議による質疑（2012年3月9日・12日）	99
4. 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における柳下礼子県議の質疑 （2012年3月14日）	105
5. 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑 （2012年3月14日）	107
6. 予算特別委員会における柳下県議のしめくり総括質疑（2012年3月16日）	110
7. 予算特別委員会における柳下礼子県議の反対討論（2012年3月19日）	112
8. 予算特別委員会動議に対する反対討論（2012年3月19日）	113
9. 知事提出議案に対する反対討論（2012年3月26日）	114
10. 議員提出議案に対する反対討論（2012年3月26日）	116
11. 議案及び請願に対する各会派の態度	117
12. 記者発表 2012年2月県議会の閉会にあたって（談話）	123

## 要望・申し入れ・談話

・ 県議会の民主的運営及び議会経費の適正化等に関する申し入れ（2011年5月17日）	125
・ 県議会の民主的運営及び議会経費の適正化等に関する申し入れ（2011年5月17日）	128
・ 液状化被災者の生活再建支援策等に関する申し入れ（2011年5月17日）	131
・ 東日本大震災への対応に関する申し入れ（2011年5月31日）	132
・ 県立小児医療センター移転に関する要望書（2010年6月16日）	134
・ 県政調査費の一部返還を求める住民監査請求棄却の 決定について（談話）（2011年6月22日）	135
・ 「議会あり方研究会」についての申し入れ（2011年7月7日）	137
・ 中学校歴史教科書の採択について（2011年7月7日）	138
・ 中学校歴史教科書の採択に関する知事の発言について（談話）（2011年8月19日）	139
・ 県立伊奈学園中学校の歴史・公民教科書への 育鵬社版採択に抗議する談話（2011年8月25日）	140
・ 狭山茶の放射性セシウム検出に関する申し入れ（2011年9月8日）	141
・ 請願審査に関する申し入れ（2011年9月22日）	142
・ 記者発表 討論封じは議会の自殺行為（団長談話）（2011年9月29日）	143
・ 本会議における請願の討論について（2011年10月14日）	144
・ 放射性ストロンチウムの調査について（2011年12月2日）	145
・ 新「埼玉県5カ年計画」案を審議する特別委員会の 設置についての申し入れ（2011年12月8日）	146
・ 県立小児医療センターの現地での存続を求める申し入れ（2011年12月15日）	147
・ 秩父市内の県条例違反の土砂たい積問題に関する申し入れ（2011年12月15日）	149
・ 心身障害者地域デイケア施設の県単独補助の継続を求める申し入れ（2011年12月20日）	150
・ 決算特別委員会の定数増を求める申し入れ（2012年2月20日）	151

# 2011年5月臨時議会

## 1 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年5月24日

### Q 村岡委員

平成23年度予算提案後の3月11日に東日本大震災が発生し、県内企業に影響が出ている。

- 1 既に発生している影響の特徴はどのようなものか。
- 2 これに対応するのに今の予算で賄うことができるのか。
- 3 6月補正で対応するつもりはあるか。

### A 産業労働部長

- 1 県内企業が有する被災地の事業所が被害を受けたり、被災地からの部品供給の停止や震災後の計画停電により納期の遅れが生じたり、飲食店で予約キャンセルが発生するなどの影響が生じている。
- 2 国の震災対応融資などで対応しているが、これでは不十分なので、県制度融資の拡充に向けて財政当局と詰めを行っている。  
また、計画停電を回避するための電力の安定供給の協力依頼や、緊急雇用基金を活用した雇用創出を検討している。
- 3 必要なものについて、6月補正で対応していく。

### Q 村岡委員

- 1 5月23日の読売新聞の記事によれば、放射性物質の測定法が大久保浄水場と他の浄水場とで違い、大久保浄水場だけ丁寧に測定しているようだが、その説明をお願いしたい。
- 2 また、平成23年度予算に計上されているかどうかは分からないが、放射性物質の測定機器の購入についてはどのように考えているか。

### A 水道管理課長

- 1 大久保浄水場は、文部科学省の委託により実施しており、1つの検体を6時間かけて測定している。他の浄水場は迅速性が必要なことから1時間で測定している。大久保浄水場だけより長い時間をかけ0.1ベクレル位の小さな数値まで測定しているため、詳細な数値が出ている。
- 2 測定機器は購入する予定である。機器購入の経費は、当初予算にはないが早急に購入する必要があるため予備費を充当して対応した。7月中旬に納入見込みである。

## 2011年6月定例県議会

### 1 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2011年7月4日

#### Q 柳下議員

- 1 配付資料では、自家発電装置の価格や燃料タンクの容量、稼働時間が異なるものがあるが、施設の種類によってその仕様が違うのか。
- 2 施設に入所している方だけでなく、在宅にも人工呼吸器などの医療機器を使用する方がいるが、県はどのように対応しているのか。
- 3 施設入所者の医療機器の費用負担はどうなっているのか。
- 4 自家発電装置を整備した後、点検等をしっかりと行うべきだと考えるがどうか。

#### A 障害者自立支援課長

- 1 重症心身障害児施設のうち、人工呼吸器を使用する方が入所する施設については自家発電装置を整備済である。痰の吸引が必要な方が入所している施設では、比較的小型の装置で対応できる。

また、知的障害児施設は、停電によってパニックを起こした場合の対応としては照明だけで済むので、小型の装置で対応できる。

脊髄損傷や頸椎損傷等によって体温調整ができない方が入所する身体障害者施設では、空調が必要となるため、比較的大型の自家発電装置が必要となる。

- 2 在宅で医療機器を使用する障害者の状況については、計画停電が始まる前までに、市町村を通じて確認作業を行った。その結果、人工呼吸器を使用する方が175人、喀痰吸引器を使用する方が674人、酸素供給装置を使用する方が417人の、合計1,266人の方々を把握した。そして、こうした方々に停電に備えてバッテリーの充電等の準備をしていただくよう、市町村を通じて呼びかけた。また、その結果についても

市町村に確認を行った。

- 3 人工呼吸器と酸素供給装置は、重度心身障害者医療費助成制度の対象となっているため、施設入所者の費用負担はない。また、喀痰吸引器は、日常生活用具給付事業の助成対象となっている。
- 4 自家発電装置を設置する施設には、3か月に1度の点検義務がある。在宅で医療機器を使用している障害者に対しては、今後も停電に備え万全の準備をしていただくよう、市町村を通じてお願いしていく所存である。

#### A 高齢介護課長

- 1 入所者の状態及び入所人数によって、施設側で適切に判断して電気の容量を決めている。
- 2 在宅での使用者の状況については、県は把握していない。しかし、在宅で医療機器を使用している人は、その機器のメーカーが状況を把握している。東日本震災後、メーカーが使用者リストに基づいて適切に対応したという事例もあり、しっかり対応できていると認識している。今後は、県としても、国や市町村、メーカー等と連携して、使用者の把握や支援に努めてまいりたい。
- 3 障害者自立支援課長の答弁と同様である。
- 4 障害者自立支援課長の答弁と同様である。

#### Q 柳下議員

- 1 購入したタミフルは、放出するまではどこに備蓄しているのか。  
定期的な確認は行っているのか。
- 2 製造はスイスのロシュ社で、契約の相手方は中外製薬ということだが、国が契約しているのか。他社の薬にするわけにはいかないのか。

- 3 リレンザの備蓄量は15万2千人分ということだが、その根拠は何か。
- 4 7年間の使用期限を経過した備蓄用タミフルは、全て産業廃棄物として扱うのか。その廃棄の方法はどのようなのか。
- 5 日本でもっと安く製造するための方法はないか。例えば、できるだけ安く購入するために、ジェネリック医薬品を利用することはできないか。

#### A 疾病対策課長

- 1 保管場所は非公開であるが、安全に保管管理できる場所で保管している。温度、湿度などについて適切に管理しながら、きちんとした監視体制の下で保管している。月に1回、管理の状況を報告させている。職員は年3回程度、現地確認を行っている。
- 2 備蓄薬は、銘柄も含めて国が定めた行動計画に基づいて備蓄されている。国の計画でタミフルが多いのは、普及率、使用可能年齢、供給量などを勘案したためではないかと推察する。国の計画に基づき、各都道府県が販売元である中外製薬と契約を締結している。
- 3 国の行動計画に基づく本県のリレンザの備蓄量は、7万6千人分であるが、本県では既に15万2千人分を備蓄済みである。
- 4 使用せず廃棄する場合には、現状では産業廃棄物として処分することを想定している。
- 5 新薬の研究開発については、国産のイナビルが昨年10月に販売開始となったが、まだ製造量が少なく、使用期限が16か月と短いため備蓄には適していないと考えている。ジェネリック医薬品については、開発20年後に薬事承認の申請が可能であるが、ジェネリック医薬品が市場に普及するようになれば、備蓄する必要もなくなると考えられる。

#### Q 柳下議員

- 1 国の備蓄計画では、国民の何%分を備蓄することになっているのか。

- 2 埼玉県は備蓄分が134万人分というのは、どういう根拠で割り当てられているのか。

#### A 疾病対策課長

- 1 国の備蓄計画では、国民の45%分を備蓄することになっている。イギリスが50%、フランスが53%、オーストラリアが45%、米国では、国が27%、民間も含めると57%を備蓄する方針があり、こうした情勢を踏まえて、現在の計画が作られた。
- 2 国はタミフル5,460万人分、リレンザ401万人分、合わせて5,861万人分を備蓄する計画である。そして、各都道府県にタミフル2,380万人分、リレンザ133万人分を備蓄量として割り当てた。人口比により割り当てられており、本県はタミフルが134万人分となっている。

#### Q 柳下議員

民間で備蓄する分もあるのか。

#### A 疾病対策課長

国の計画上、5,861万人分のうち、民間で備蓄する分は約400万人分であり、全体に占める割合としては少ない。

#### Q 柳下議員

- 1 埼玉県は人口10万人あたりの医師数が全国最下位であり、ここから脱却するために医学部の設置は必要であると考えている。そこで、医学部設置に向けた県の今後の対応について、まずお聞きしたい。
- 2 医師の処遇改善について、具体的にどのようなことを行っているのか。
- 3 医学部設置を検討している5大学の状況について、各大学にどのように確認したのか。また、大都市近郊の3つの県立医科大学については、どのような調査を行ったのか。
- 4 医師確保や医学部設置のための検討について、医師会とどのように意思疎通を図っているのか。
- 5 質の高い医療を提供することが医師の確保に

つながっていくと考えるが、いかがか。

**A 医療整備課長**

- 2 救急や周産期医療に従事する医師や看護師に対し、研究活動費として、医師は年間10万円、看護師は7万円を上限として助成している。また、救急、分娩及びNICUの新生児診療を担当する医師に対し、それぞれ診療実績に応じて手当を支給している。
- 4 新たな医療政策を立ち上げる時には、医師会をはじめ医療関係者と協議し、連携しながら効果的な医師確保対策を進めている。
- 5 魅力的なプログラムを提供したり、優秀な指導医がいる病院は臨床研修医が多く集まっている。さいたま新都心にさいたま赤十字病院と小児医療センターが移転し、両者が連携して総合周産期センターとして機能することで、多くの研修医が集まることを期待している。

**A 保健医療政策課長**

- 1 国の動向を引き続き注視してまいりたい。また、今年度においても県内の医療機関の実態調査や有識者から助言を得るなど、幅広く調査、研究を実施する予定である。
- 3 医学部設置を検討している5大学については、各大学に電話で確認した。大都市近郊の3つの県立医科大学については、職員が各大学及び附属病院を訪問し、調査した。

**Q 柳下議員**

附属病院は新設でなければいけないのか。県内の複数の病院のネットワーク化では認められないのか。

**A 保健医療政策課長**

国に確認したところ、医学部新設の是非について不透明であり、従って、設置基準も未定である。

**Q 柳下議員**

- 1 奥武蔵あじさい館の存続については、地元飯能市の市長や市議会議員からも、再三にわたり要望が出されている。こうした地元の要望をどのように考えているのか。
- 2 法律に基づく施設でないとしても、奥武蔵あじさい館の設置目的は、高齢者や障害者、母子へのレクリエーションの提供と健康増進を図ることなのだから、県の仕事として、しっかりとした位置付けが必要である。単に宿泊施設だから県ではやらないというのはなく、再度検討すべきと考えるがどうか。
- 3 奥武蔵あじさい館については株式会社グリーンハウスに随意指定することであるが、小刻みに1年ずつ指定することは同社に対しても失礼なやり方である。指定期間は短くて5年、やむを得ない場合であっても3年は必要である。同社が長期的な見通しを立てられるようにすべきと考えるがいかがか。

**A 高齢介護課長**

- 1 地元の要望や考えは、検討に当たって重視したいと考えている。  
市からも要望をいただいております、宿泊施設として維持する前提で飯能市とも調整をしてまいりたい。
- 2 奥武蔵あじさい館は、福祉施設としての法的な位置付けはないが、福祉的側面を有する施設であると認識している。今後のあり方を検討する中で、そうした側面をきっちりと検討してまいりたい。

**A 高齢介護課長**

- 3 一般競争入札に比べ高くなるのではないかとの懸念もあり、限られた期間の中でしっかりと検討し、できるだけ早く結論を出すことによって、安定した運営ができるよう最大限努力をしてまいりたい。

## 2 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年7月4日

### Q 村岡議員

- 1 震災特別貸付の趣旨・目的について聞きたい。また、実際に厳しい状況にある企業が救えなければ意味がないので、その点を確認させてもらいたい。
- 2 信用保証協会が代位弁済を行った場合、4%を県が負担するとのことだが、その目的は何か。

### A 金融課長

- 1 震災特別貸付は、これまでの売上減少見込みではなく実績で認定が行われる。より経営状況が厳しい中小企業者を、低金利でしっかりと支援していきたいと考えている。議決後、直ちに受付機関である商工会や取扱金融機関に説明を行い、中小企業者へ資金が行き渡るよう努めてまいりたい。
- 2 企業が返済不能となった場合、信用保証協会が企業に代わり金融機関に債務を弁済することになるが、今回の震災特別貸付では、代位弁済額の9割が国の保険で補填され、残りの10%のうち、6%が全国信用保証協会連合会、4%を各県信用保証協会が負担することになる。この4%について県が負担することにより、厳しい経営環境にある中小企業者への信用保証の付与の促進を図ってまいりたい。

### Q 村岡議員

県が損失補償をしても、信用保証協会が保証を付けなければ融資に結びつかない。これまでも色々な制度があったが、信用保証協会がスコアリング（評点）で判断し保証が付かないケースや、形式要件が揃っていても窓口で融資申込みを拒否されるというケースが現実的にある。そのような事が起きないように、信用保証協会に対しどのように働きかけるのか。

### A 金融課長

国の第一次補正予算の成立を受けて、中小企業庁長官から全国信用保証協会連合会あてに「保証審査に際しては、赤字や債務超過、過去の貸し出し条件の変更の有無等の形式的な事象のみで判断するのではなく、中小企業者の経営実態や特性を十分に踏まえて判断を行うこと」との通知が送られ、連合会から各県の協会に周知されている。また、県としても、資金繰りの支障で中小企業者の経営に問題が生じることのないよう、金融円滑化について、6月15日に開催した地域金融に関する意見交換会において、知事から金融機関や信用保証協会に対して要請を行っている。

### Q 村岡議員

形式要件が揃っていれば窓口で融資申込を断られることがないか、確認したい。

### A 金融課長

個別の案件についてはお答えできない。

### Q 村岡議員

- 1 中高年齢者就業支援事業の予算は委託料ということだが、どのような事業者に委託するのか。また、県が行ったアンケート結果によると、被災者は就労を中心に様々な悩みを抱えているようだが、多様なニーズにきめ細かく対応するため、どのような委託の仕方をしていくのか。
- 2 緊急雇用創出基金市町村補助事業費について、10億円の補正が計上されているが、これまでの市町村事業の効果や実績をどう見ているのか。
- 3 東日本大震災被災者実務研修雇用促進事業は委託事業なのか。委託事業だとすればどのような事業者に委託するのか。また、事業内容はどのようなものか。

**A 就業支援課長**

- 1 現在、さいたま新都心にある中高年就職活動支援コーナーの業務を委託しているが、その委託に加えて行うものである。就職の入口の相談から始め、経歴を聞いて状況等を確認し、最後は就業のあっせんまで行う。1ヶ所で8回程度の実施を想定しており、1人の方に8回位はカウンセリングを行うことができる。きめ細かく対応していきたい。
- 2 基金事業は、雇用創出のみではなく、財源不足等のため実施できずにいた事業を実施することにより、地域の行政課題の解決にもつながっている。実績としては、緊急雇用の市町村事業で平成21年度と22年度の2か年で6,691人の新規雇用が生まれている。

**A 就業支援課長**

- 3 委託事業である。委託先は、人材派遣会社を想定している。事業内容であるが、人材派遣会社が被災者を雇用し、まず、OFF-JTを1か月程度行い、続いて企業での職場実習を5か月行う。その結果、企業と被災者との意向が一致すれば、そのまま継続雇用もあり得る。継続しない場合でも他の企業を紹介するなど、フォローしていく。

**Q 村岡議員**

- 1 東日本大震災被災者実務研修雇用促進事業での雇用者は何人か。
- 2 緊急雇用創出基金市町村補助事業費について、市町村からの相談には地域振興センターを通じて対応しているとのことだが、どの様な便宜を図ってきたのか。また、事業終了後の継続雇用の状況について、引き続き調査していく必要があると思うがどうか。

**A 就業支援課長**

- 1 雇用予定者は30人である。
- 2 地域振興センターの産業労働担当がきめ細かく対応している。市町村が事業化しやすいよう

に、事例集を配布したり計画書のひな型等を作成している。継続雇用の状況については、今後も調査していく。

**Q 村岡議員**

- 1 1日に5～6トンの粉末活性炭の使用を見込んだ予算措置をしているが、原発事故前の粉末活性炭の使用状況を伺いたい。また、予算措置はいつまでを見込んでいるか伺いたい。
- 2 大久保浄水場の視察時に、排水処理過程で発生した浄水発生土とろ液を確認したが、ろ液についても放射性物質を測定しているのか。
- 3 大久保浄水場の発生土の処理はPFI事業で行っており、園芸用土として100円/トンで販売していたと伺った。原発事故に伴い販売できなくなり保管しなければならなくなっているが、経費処理についてどのように考えているのか。個人的な意見としては、東京電力に請求すべきと考えているがどうか。

**A 水道管理課長**

- 1 これまでは、夏場のかび臭、上流での水質事故などで粉末活性炭を注入していた。過去の使用状況であるが、平成22年度は夏場のかび臭対策ため、延べ50日間で約360トンの粉末活性炭を注入した。また、予算措置の期間としては、東京電力(株)の工程表「事故の収束に向けた道筋」におけるステップ2で示された、放射線量が大幅に抑えられている状態となる9月を見込んでいる。
- 2 ろ液の放射性物質は、測定していない。しかし、ろ液は原水に戻り再利用され、処理された水道水からは放射性物質が検出されていないため、問題はないと考えている。
- 3 PFI事業の契約内容を精査し、県としての費用負担等を協議中である。また、浄水発生土が有効活用できない事に対する補償や保管費用等については、東京電力(株)に対し補償請求を求める方向で考えている。

**村岡議員**

粉末活性炭注入や発生土の保管に伴い作業量が増えているが、作業員の安全管理についてどのように対応しているか。

**水道管理課長** 現在、作業範囲、敷地境界、バックグラウンド等について、週1回空間線量を測定している。年間では1ミリシーベルトに達していないが、作業員には、マスク及び手袋の着用と作業後の手あらい、うがいの励行を指示している。

**村岡議員**

- 1 平成22年度の委託期間の最後に震災と原発事故に遭遇しているが、予定外の経費を誰が負担すべきか決めているのか。

- 2 発生土について、放射能の影響を受けていると思うが、県職員が常駐していない状況で、保管方法などの指導をどのように行っているか。

**水道管理課長**

- 1 委託の要求水準や業務計画で想定していない費用について、精算の中で協議をしている。
- 2 高い数値ではないが放射性物質が検出されている。柿木浄水場の発生土は、毎年、年度当初にセメント原料として契約を結んでおり、セメント会社と協議をしている状況である。なお、作業員の安全性であるが、県の職員と同様の指導をしている。作業環境測定も、他の浄水場と同様に行っている。

### 3 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議による質疑

2011年7月6日

#### Q 村岡議員

- 1 南栗橋地区において液状化による建物被害が発生した。本会議の知事答弁では、まず国に支援を求め、県独自の支援はやらないとしている。しかし、現に住民は困っている。千葉県は独自支援を打ち出した。久喜市は法的責任はないとしているが、基金条例を設けて支援をしようとしている。今回の区画整理地への造成については、県も無関係ではなかったはずである。権現堂の浚渫工事が出た土、ほとんど砂をパイプラインで140万トン入れている。当時は法規制上は禁止されているわけではなかったが、当該浚渫工事以前に発生した新潟地震でも液状化は問題となっていた。こうした経緯を考えた時に、県でも何らかの支援をすべきでないか。
- 2 放射線量の116か所の測定は、いつから実施するのか。技術職員が2人1組で測定すると聞いているが、どういう職員か。
- 3 放射能の各種検査は、委託のほか衛生研究所でも行っていると聞いている。衛生研究所の検査対象はどのようなものか。また計画停電時にはどのような対応をとったのか。職員の体制はどうなっているのか。
- 4 放射線量の基準について、川口市は基準を設定した。県の考え方はどうか。
- 5 避難者の県営住宅募集に当たって、辞退者が多いと聞いている。今回行っている随時募集でも、エレベーター付きが少なく、1階の部屋はなく、多くが4、5階の部屋である。これでは高齢者は入居できない、なかなか応募の手が挙がらないと思う。埼玉県民に対する提供への影響を少なくしたいということも分かるが、県民も避難者への提供については理解してくれると思う。ついては避難者への県営住宅提供の考え方を聞きたい。
- 6 民間賃貸住宅の借上について実施時期はいつからか。既に個人で民間住宅を借りている方へ

の家賃の遡及適用はあるのか。共益費の負担はあるのか。

- 7 応急仮設住宅建設について、県はどのような準備をしているのか。被災地へ西川材などの県産木材を活用した仮設住宅の応援はできないか。

#### A 危機管理課長

- 1 液状化被害については、被災者生活再建支援制度の適用要件が全壊のみの判断となっている。不合理であるので、国に対して政令改正を要望している。また、液状化被害に着目した新たな救済支援制度の創設も併せて要望しているところである。県独自の支援は、国の対応を見てからの課題である。
- 2 今週中に放射線量の測定を実施したい。測定は、衛生研究所の指導を受けて、環境管理事務所の職員が測定する。
- 4 放射線量の基準については、わかりやすい指標を検討している。

#### A 保健医療政策課長

- 3 衛生研究所では水道水、雨水、ちり、輸入食品など月に約200検体を検査している。計画停電時には事前に時間帯が分かっていたので、検査時間をずらし対応した。職員体制は、専門職員2名と応援職員1名で対応している。

#### A 住宅課副課長

- 5 県営住宅は3月28日から被災者向けに募集を開始した。高齢者の方でエレベーターがない場合や、子供の通学の問題等から、辞退者が多い状況である。県営住宅の1階は、高齢者や障害のある方の専用枠として県民向けに募集しているため、今回の被災者向けには少ない状況にある。今回の6月補正予算でお願いしている民間賃貸住宅の借上事業を始めるので、今後入居される方で低層階を希望される方には、こちら

も案内していきたい。

- 6 民間借上住宅については、議会で議決をいただけた場合には、来週にでも開始したい。現在、実施要綱等を作成している段階である。

遡及適用については、災害救助法の応急仮設住宅は現物給付が原則であり、被災者への民間賃貸住宅の借上についても県が借り上げて被災者に貸し出すこととなる。したがって、個人で民間住宅を借りた方への遡及適用は災害救助法上はできないが、福島県では遡及適用することを検討していると聞いている。

共益費は、災害救助費の求償対象になるので実費分を加算できる。3,000円から5,000円程度が相場のようなのである。

#### A 消防防災課長

- 7 応急仮設住宅建設については、市町村において建設用地の適地調査を実施している。また、社団法人プレハブ建築協会及び社団法人埼玉県建設産業団体連合会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、迅速な対応ができる体制を整えている。

被災地では短期間に大量の仮設住宅を迅速に対応する必要がある。埼玉県産の木材活用については、被災地からの要請があれば検討していきたい。

#### Q 村岡議員

- 1 液状化被害への支援について、国ができない場合は、県で検討するという発言があったが、今から準備しておくべきでないか。

また、この教訓を活用しないといけないと思う。今後に向け県で検討会議を設ける必要があるのではないか。

- 2 放射線量の測定について、衛生研究所には専門家が2人しかいない。放射能問題が長期化する中で、きめ細かな対応が必要である。検査体制を整える必要があると思うが、今後どのように体制を整えるのか。
- 3 県営住宅を被災者向けに提供することは県民

の理解が得られると思うので、高齢者の1階への入居を進めてもらいたい。また、民間賃貸住宅の借上については、福島県とすりあわせるなど被災者に丁寧に対応していただきたい。

- 4 仮設住宅については、現地からの依頼を受けてからでは遅いので、木造住宅の仮設住宅について、検討会的なものを設置することを要望する。

#### A 市街地整備課長

- 1 液状化被害については、国では5月に液状化対策技術検討会議を設置した。県においても6月に都市整備部内に「宅地液状化への対応検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。本県の地理、土質等の特性も踏まえ、液状化の原因、対策、県民への普及啓発等を検討し、年度内を目途に検討を進めたい。

#### 保健医療政策課長

- 2 衛生研究所の専門職員を確保することは大変であるが、前向きに検討したい。

#### A 住宅課副課長

- 3 県営住宅への入居と民間住宅の借上については、被災者からの相談に丁寧に対応し、できるだけ対応をしまいたい。

#### A 消防防災課長

- 4 県産材の活用については地域の振興、復興のために重要な視点である。先述したように仮設住宅は建設が遅れてはならない。今後も適切に対応したい。

#### 発言者 発言要旨

##### 村岡議員

- 1 液状化被害については、埼玉県独自の支援の在り方を含めて、しっかりと検討すること。
- 2 放射性物質に対する県民の不安は大きいので、数字だけでなく、放射性物質に対する考え方などわかりやすい情報提供に努めること。

3 民間賃貸住宅の借上については、災害救助法の枠内という制約があるが、住宅に困窮してい

る被災者への支援の観点から県としての支援を検討すること。

## 4 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2011年7月6日

### Q 柳下県議

- 1 小児医療センターの移転建替えにともない、これまでの岩槻特別支援学校の教育環境を保証していくということで、検証や方針は具体的にどうなっているか。
- 2 草加市には肢体不自由の特別支援学校がない。越谷の特別支援学校まで通学しているが、片道1時間以上かかるため、子どもたちには大変な負担になっている。医療的ケアが必要でスクールバスに乗れない子は保護者が送迎しており、親の負担も大きい。草加市では議会を挙げて市内に肢体不自由の特別支援学校を作してほしいと要望しているが県としてどう考えているか。
- 3 所沢おおぞら特別支援学校は、知的障害と肢体不自由に対応した学校である。児童生徒の中には医療的ケアが必要なお子さんがいるため、こうした肢体不自由の児童生徒に必要となってくる教員を配当してほしいとの親の希望があるが、どう考えているか。

### A 特別支援課長

- 1 岩槻特別支援学校の移転についての対応は、6月に計画が発表されて以来、関係部局と連携し協議を開始している。7月1日病院局内に小児医療センター施設整備基本計画策定のためのワーキンググループが設置された。このワーキンググループに教育局職員もメンバーとして加わっており、教育環境の整備についても同時並行で検討する予定である。
- 2 肢体不自由の特別支援学校の設置に関する草加市議会からの要望については承知している。現在、知的障害特別支援学校の教室不足を解消するため、草加市立松原小学校の跡地を利用する形で、県東部地域特別支援学校の設置に向けた準備を進めている。肢体不自由の通学時間、医療的ケアの問題なども課題の一つと捉えているが、知的障害特別支援学校の教室不足が喫緊の課題であると捉えている。

- 3 所沢おおぞら特別支援学校については、今後、肢体不自由児も増えていくと思われ、その中で必要に応じて教員の配置についても検討していく。

### Q 柳下県議

- 1 障害を持っていても、同じ環境の中で条件を整えることが基本である。岩槻特別支援学校については、長期入院の者もいる。プールや菜園、体育館など教育上必要なもので確保してほしい。これまでより教育条件が良くなるようにし、悪くならないようにしてほしい。
- 2 草加市議会の意見書の内容と、それについての検討が始まっているのか。
- 3 所沢おおぞら特別支援学校については、現に教員を配置してほしいという要望があるので、今後、児童生徒が増えた場合ということではなく、今も問題として検討してほしい。

### A 特別支援課長

- 1 なるべく地域の近い学校にということ、直ちに実現することは難しいかもしれないが、視野に入れて検討していくべきものと思う。岩槻特別支援学校については、必要な教育環境が確保できるようワーキンググループの中でも検討していく。
- 2 草加市議会からの意見書の趣旨は、肢体不自由の特別支援学校を設置してほしいというものである。検討の状況については、知的障害のための特別支援学校をつくりながら、肢体不自由の特別支援学校も同時に検討することは厳しい状況にあると思っている。
- 3 所沢おおぞら特別支援学校については、知的障害と肢体不自由教育部門が並置されており、肢体不自由教育部門の教員が十分に確保されていないという御指摘だが、教職員定数は部門ごとの学級数を基に算定している。2つの部門が

一緒にあることで、配慮が必要であるならば、実態を踏まえて必要な対応を検討していく。

### 議 長

次に、ただ今の審査を通じて各委員から意見・提言があれば発言をお願いします。

### 柳下県議

- 1 草加市議会の意見書を尊重し、草加市内への肢体不自由特別支援学校設置の早期実現に力をつくすこと。
- 2 小児医療センターの建て替えに伴う岩槻特別支援学校の移転を一体のものとして行い、移転後もプール、菜園、体育館などの教育条件を引き続き維持すること。
- 3 所沢おおぞら特別支援学校の肢体不自由部門

の教員を増員すること。

- 4 特別支援教育に熱意をもち、専門性のある教員が安定的な教育にあたるように採用や異動の仕組みを改善するとともに、自主的な研修の機会を確保すること。
- 5 教室不足を解消する学校建設、施設改善の緊急計画を国と地方で作成し実施すること。さらに、計画推進のため、国の建設費補助金を引き上げるように国に働きかけること。
- 6 多くの保護者の不安に鑑みて、特別支援学校卒業後に安心して通える通所施設、入所施設などを設置するため、福祉部や市町村と連携し全力を挙げること。
- 7 病気で長期休暇を取らざるを得ない人をなくすために、教員の多忙化解消のために力を尽くすこと。

## 5 知事提出議案・請願に対する反対討論

2011年7月8日

日本共産党の村岡正嗣です。

私は、日本共産党県議団を代表して、知事提出の第88号議案、第89号議案、第91号議案及び第94号議案並びに議請第10号ないし第16号に対する反対討論を行います。

初めに、第91号議案「埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」についてですが、学校医らの献身的な働きに鑑みたとき、災害補償の算定額を引き下げることが認められません。したがって、本議案には反対であります。

次に、第88号議案、第89号議案及び第94号議案は、関連しておりますので一括して討論いたします。

まず、第94号議案は、平成23年10月11日から鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入することについての議決を求めるものです。

我が党は、合併問題は両市民にとって非常に重大なことであり、将来に禍根を残すことのないよう住民合意が不可欠であること、拙速な結論は避けるべきと考えます。

しかしながら、今回吸収される側の鳩ヶ谷市においては、合併の是非は住民投票で決めるべきとの世論が、現在に至るも極めて大きいと認識するものです。事実、2009年7月には、地方自治法に基づく市民から提出された住民投票条例制定のための直接請求署名8,269筆が受理されております。また、2010年10月24日投開票の市長選挙、市議会議員選挙においては合併問題が最大争点となり、吸収合併反対を公約に掲げた二人の市長候補の得票率が50.1パーセントと、合併完結を公約に掲げ当選した現市長の得票率49.9パーセントを上回り、文字どおり、まちを二分する結果となりました。

本年2011年2月には、再び市民による住民投票条例制定を求める直接請求署名2,973筆が受理され、市長より、合併の是非を問う住民投票条

例案が臨時市議会に提案されました。採決は、改選後の新議員15名によって行われ、可否同数、議長裁決により否決されました。さらに、廃置分合の議案については、同じく賛成7、反対7と可否同数となり、議長裁決によって可決とされました。これは、可否同数は現状維持とする原則に反するものであり、住民主権を原則に、住民投票を行うべきと考えるものです。

こうした経緯からも、住民合意が不十分のまま10月11日から鳩ヶ谷市を川口市に編入することは明らかに拙速であること、両市及び両市民にとって将来に禍根を残すおそれのあることから、我が党は本議案には反対とするものです。

続いて、第88号議案「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」及び第89号議案「鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う関係条例の整備に関する条例」についても、同様の理由から反対です。

次に、請願についてです。

議請第10号「教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した歴史・公民教科書の採択を求める請願」について、委員長報告は採択ですが、我が党は不採択を求めるものです。

教科書採択は、あくまで日本国憲法に基づき、教育基本法など法律の全体に従って、不当な支配に服することなく行われるべきと考えます。しかし、本請願は、教育基本法の改訂で新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示されたとして、教育委員会の委員、そのほか学校関係者に、この改訂の趣旨の徹底を図ることなどを求めています。教育基本法の目標のごく一部だけを殊更取り上げて、この趣旨を徹底せよとすることは、結果として特定の教科書を採択せよと議会が教育委員会に圧力をかけることになりかねません。したがって、本請願は不採択とすべきであります。

続いて、議請第11号「夫婦別居・離婚後の親子の面会交流を担保する特別法制定と面会交流支援について国への意見書提出を求める請願」について、委員長報告は採択ですが、我が党は慎重な対応を求める立場から反対です。

夫婦別居・離婚後の親子の面会交流を求める県民の願いは切実であり、十分理解できるものです。しかし、DV被害の現状等を勘案しますと、面会交流が担保され、強制力が発生することから、強い懸念を抱くものです。

続く、議請第12号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書」は、委員長報告では、地方の自主財源の拡充を図ることが大きな課題になっている現状を勘案すると、この請願内容は現実的ではないとして不採択ですが、我が党は採択を求めるものです。

日本国憲法の下、自治体の財政状況によって義務教育に格差を生じることがあってはなりません。安定的に教育予算が確保されるためにも、義務教育の維持充実に国が責任を負うのは当然のことです。

次に、議請第13号「脱原発へ 国の政策転換を求める請願」ですが、委員長報告では、国内発電量の多くを原子力発電に頼っている現状で、原発全廃の選択をすることは、国民生活に大きな混乱を起こすおそれがあるなどとして、不採択とのことです。

しかし、本請願は、原発の特別な危険性にかんがみ、脱原発へ国の政策方針の転換を求めているものであって、直ちに一、二年で原発全てをなくすことを求めているわけではありません。現在、日本の発電量の25.1パーセントを原発が占めています。十年程度をかけて総電力量を省エネにより一割削減し、現在9パーセントの自然エネルギーによる電力を2.5倍程度に引き上げれば、原

発による発電量をカバーすることは可能です。福島県の大葉町の住民をはじめ、原発事故でふるさとを離れざるを得なかった人々の苦悩は、計り知れません。原発事故という重大で深刻な事態に直面しているこのときを捉え、脱原発へ足を踏み出すべきです。したがって、我が党は本請願の採択を強く求めるものです。

続いて、議請第14号「文部科学省が設定した学校・校庭等で子どもが一年間に浴びる放射線量の限界20ミリシーベルトの撤回を求める請願」では、委員長報告は、国が既に見直しに向けて動いている段階において見直しを求める請願は不採択とすべきとのことです。

しかし、この問題については、特に子供を持つ保護者の不安は非常に大きく、国は一刻も早く基準を明確にして、国民の不安を解消すべきです。県議会としても、国の動向を待つだけではなく、積極的に国に働き掛けることこそ、県民の願いに応える責任ある態度ではないでしょうか。したがって、我が党は採択を求めるものです。

最後に、議請第15号『「議員特権」の廃止を求める請願』と、議請第16号「埼玉県議会議員の県政調査費を削減することを求める請願」は、関連しておりますので一括して討論いたします。

議請第15号、議請第16号は、委員長報告では、ともに不採択とのことですが、採択を主張いたします。

「議員特権」という文言はさておき、厳しい財政状況や東日本大震災の被災者支援の切実さにかんがみ、県議会としても可能な限りの経費節減に努めるべきです。こうした観点から、政務調査費の減額、費用弁償、海外視察の廃止を主張する本請願の趣旨は至極妥当であり、採択すべきと考えられるものです。

以上で討論といたします。(拍手起こる)

## 6 議員提出議案に対する反対討論

2011年7月8日

日本共産党の柳下礼子です。日本共産党県議団を代表いたしまして、議第19号議案及び議第21号議案に対する反対討論を行います。

まず、議第19号議案「離婚・別居後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書」についてです。

請願の討論で申し上げましたとおり、面会交流を求める県民の願いの切実さは私どもも深く理解しております。しかし、面会交流を担保するための法整備や支援について、速やかに具体的な検討を進めるよう求める意見書提出は、余りに時期尚早です。例えば、県が作成した平成22年度の男女共同参画に関する年次報告によりますと、DV被害相談が本県においても年間2,607件に上り、一時期に比べ減少したとはいえ、依然高い水準にあります。離婚の原因も、妻からの申立ての第一位が「暴力と精神的虐待」と報告されております。DV法制定10年を経過しても、いまだ被害者が続発している現状において、強制力を持つ面会交流を法律で担保することは、DV被害者とその子供に深刻な不利益を招きかねません。

我が党は、法制化に当たっては拙速を避け、DV対策の進展や十分な国民的議論を経た上で検討すべきと考えます。したがって、議第十九号議案には反対いたします。

次に、議第21号議案「ハッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書」について、我が党は、以下の理由により反対します。

意見書案は、昭和22年のカスリーン台風を例に挙げ、いつ起こるか分からない水害を防ぐために、ハッ場ダムの建設を早急に進めるべきであると述べております。しかし、これまで何度も取り上げてきたことですが、そもそもハッ場ダム建設計画の根拠となっている河川整備計画の基本高水流量の想定が過大だという点を指摘しなければなりません。利根川の治水計画のモデルはカスリーン台風であります。カスリーン台風の洪水では、

利根川の洪水基準地点である伊勢崎市の八斗島での流量が毎秒17,000立方メートルとされ、これが治水計画の基本となる洪水のピーク流量とされてきました。ところが、その後の見直しによって科学的な根拠が示されないまま、ピーク流量が毎秒22,000立方メートルに引き上げられ、この洪水を上流のダム群で毎秒5,500立方メートルをカットし、残る毎秒16,500立方メートルを下流部の堤防や遊水池で防ぐという計画になっています。しかし、利根川の八斗島では、1950年以降の60年間に毎秒10,000立方メートルを越す洪水は一度も観測されていません。しかも、河川の専門家によれば、同じ総雨量でも降雨パターンによって流量は異なることが指摘されており、カスリーン台風と同じ降雨のパターンでは、ハッ場ダムの効果がほとんどないことが国会での国交省答弁でも明らかにされています。

計画の更なる問題は、現在の上流ダム群の治水能力が、ハッ場ダムが完成したとしても、毎秒1,600立方メートルしかなく、毎秒5,500立方メートルの流量カットを達成するには、ハッ場ダム級の巨大ダムを更に何か所もつくらなければならないことです。しかし、現状ではハッ場ダム以外に利根川流域に新たにダムを建設する計画がありません。意見書案は、利根川の治水計画にはハッ場ダムの建設が不可欠だという認識を示していますが、そもそも利根川の治水計画そのものがこのように破綻しており、ハッ場ダム建設に固執するのは、先にダム建設ありきとのそしりを免れません。

また、意見書案は、東日本大震災の発生をとらえて、ハッ場ダム建設についても必要不可欠だと結論づけていますが、東日本大震災から教訓をくみ取るべきは、ダム建設よりは、むしろ堤防の強化策ではないでしょうか。我が党は、首都直下型地震や東海沖地震などを想定した堤防や橋りょうなどの強化、住宅や公共施設の耐震化、消防力の

強化などにこそ、今一番力を入れるべきと考える  
ものです。

以上の理由から、議第21号議案には反対です。  
御清聴ありがとうございました。(拍手起こる)

## 7 菅内閣の退陣を求める動議に対する反対討論

2011年7月8日

日本共産党の柳下礼子です。日本共産党県議団を代表して、菅直人内閣の早期退陣を求める意見書の提出を求める動議に反対の立場から討論いたします。

このたびの大震災と原発事故は、日本国民が今後長期にわたって正面から取り組み、その力を結集して打開を図らなければならない国政の最大の課題であります。

意見書案でも述べられているように、菅内閣については、東日本大震災や福島原発事故への対応でも多くの批判されるべき点があり、この内閣は、危機に対応する当事者能力を著しく欠いていることは、改めて指摘するまでもありません。

また、菅内閣は、この国難に当たっても消費税率の引き上げや、農業、漁業をはじめ国内産業に多大な悪影響を与えるTPP（環太平洋連携協定）について推進の立場を変えず、沖縄の米軍普天間基地の辺野古移設を強行する姿勢をますます強めていることも、絶対に見過ごすことのできない問題です。

意見書案は、「菅総理の下では、原発事故の収束も、震災・津波被害からの早期復旧・復興も、我が国の経済の立て直しも到底不可能である」として、『国民の生命と財産を守る』という政治の絶対的使命をもつ新たな内閣を早期に誕生させなければならぬ」と結論づけております。

しかし、自民党は菅内閣退陣後の政権についてどのような展望なり構想なりを描いているのでしょ

うか。6月の国会で自民党と公明党が内閣不信任案を提出した際も、我が党の志位委員長は、前日の野党党首会談で谷垣自民党総裁に対して、「不信任案が可決された場合、その先にどういう展望を持っているのか、一体どういう政権構想を考えているのか、それを具体的に示してほしい」と求めたのに対し、谷垣総裁からは「確固たる展望があるわけではありません」との答えがありました。菅内閣退陣後の政権について、その具体的な展望を示せないまま、震災問題と原発問題を民主党政権攻撃のために党略的に利用するだけでは、到底国民の理解と納得を得られないものと考えられます。

そもそも今度の福島原発の過酷事故を見ても、長年にわたって安全神話を振りまき、危険な原子力行政を推進してきたのは、歴代の自民党政権ではなかったでしょうか。我が党は、原発の危険性を幾度となく国会で取り上げ、安全対策を求めてきましたが、歴代の自民党内閣は真剣に対策を講じてきませんでした。その結果が、今回の原発事故につながったわけです。そのことへの反省もなしに、意見書案でいうような『国民の生命と財産を守る』という政治の絶対的使命をもつ新たな内閣をどうして誕生させることができるでしょうか。

以上の理由により、菅内閣の早期退陣を求める意見書の動議には反対するものです。御清聴ありがとうございました。（拍手起こる）

## 8 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（各会派で態度が異なるもの） ○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度									採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属			
								木下	日下部	白土	
第85号	平成23年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第86号	平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第87号	平成23年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第88号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第89号	鳩ヶ谷市の川口市への編入に伴う関係条例の整備に関する条例	×	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第90号	埼玉県私立高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第91号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第92号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第93号	財務の取得について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第94号	市の廃置分合について	×	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第95号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

## 議員提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度									採決結果	
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	木下	日下部	白土		中原
議第12号	当面の電力需給対策に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第13号	震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第14号	殉職消防団員の共済弔慰金全額支給と消防団員の処遇改善を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第15号	福島第一原子力発電所の事故による放射能対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第16号	防災機能の強化等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第17号	県内建設業者の育成に向け、受注環境の改善を求める決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第18号	放射性物質から県民の安全と安心を守る決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第19号	離婚・別居後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第20号	警察官の増員を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第21号	八ッ場ダム本体工事の早期着手を求める意見書	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択を求める ▲継続審査 ×不採択を求める

請願番号	新規・継続	件名	各会派の態度											採決結果	
			共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属						
									木下	日下部	白土	中原			
議請第10号	新	教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した歴史・公民教科書の採択を求める請願	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	採 択
議請第11号	新	夫婦別居・離婚後の親子の面会交流を担保する特別法制定と面会交流支援について国への意見書提出を求める請願	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択
議請第12号	新	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	不採 択
議請第13号	新	脱原発へ 国の政策転換を求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	不採 択
議請第14号	新	文部科学省が設定した学校・校庭等で子どもが1年間に浴びる放射線量の限界20ミリシーベルトの撤回を求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	不採 択
議請第15号	新	「議員特権」の廃止を求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	不採 択
議請第16号	新	埼玉県議会議員の県政調査費を削減することを求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	不採 択

<p>声明・談話</p>
--------------

記者発表

2011年7月8日

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長

2011年6月県議会の閉会にあたって（談話）

一．改選後初の定例会となった6月県議会では今年度一般会計補正予算案や鳩ヶ谷市を川口市に編入する「廃置分合」議案など12件の知事提出議案が審査され、全ての議案を可決・承認して閉会しました。日本共産党は、東日本大震災による被災者支援や水道水中の放射性物質を除去するための活性炭購入などを主な歳出とする一般会計及び水道用水供給事業会計などの補正予算には賛成したものの、鳩ヶ谷市を川口市と合併する「廃置分合」議案など4件の議案に反対しました。

一．日本共産党は今定例会で一般質問の機会こそなかったものの、常任委員会及び特別委員会の質疑で県民要求を積極的に取り上げて奮闘しました。

初議会となった川口市選出の村岡正嗣県議は産業労働企業委員会で、県営浄水場の放射性物質除去予算に関連して浄水場の汚泥処理問題などを取り上げ、処理に必要な経費について「活性炭の費用を含めて東京電力に負担を求める考えはないか」と追及し、県当局から「最終的には東電に費用負担を求めていく問題」との答弁を引き出しました。

また、柳下礼子県議は福祉保健医療委員会で、県立大学への医学部設置を含めた医師確保対策について取り上げ、「人口当たり全国最下位を克服すべきだ」として、医学部設置に向けた今後の取り組みについて質しました。県当局は、「今後も医師不足の実態把握や県内医療機関の実態調査を有識者の助言のもとすすめていく」と答えました。

柳下、村岡両県議は、それぞれの特別委員会でも、県内に避難してきている被災者支援や放射線の測定問題、小児医療センターのさいたま新都心への移転問題などについて取り上げ、積極的な質疑で委員会審議をリードしました。

一．今議会の一般質問で自民党や民主党、刷新の会の議員が立て続けに中学校教科書採択問題を取り上げ、県内で多く採択されている特定教科書をやり玉にあげながら、「文科省の検定に合格となった歴史教科書・公民教科書の記述を見て、本来、検定合格となるはずがないものがあると思うがどうか」などと、暗に県教委に不採択を迫るといった異様な質問が展開されました。上田知事はこれらの質問に、「小島議員（自民党）が判断する〇×表を教育委員に資料としてお渡しされてはどうか」などと教育委員会への政治的介入を煽るような答弁を行うなど、特定の教科書に対する憎悪をむき出しにしました。

わが党県議団は、こうした相次ぐ県教委への圧力質問を重大視し、昨日、県教委に対して①教科書は憲法にもとづき公平公正な立場で採択すること②採択にあたっては、何より児童生徒や保護者、現場の教職員の意見を尊重すること、の2点を申し入れました。

自民党と「刷新の会」は、「埼玉県教科書改善連絡協議会」なる団体から提出された教科書採択に

係る請願を多数の力で採択しましたが、わが党県議団は広範な民主団体とともに教科書採択をめぐる不当な政治的圧力に対しては断固として反対していく覚悟です。

- 一. 今定例会には先の教科書問題以外に、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」「脱原発へ国の政策転換を求める請願」「議員特権の廃止を求める請願」「県政調査費の削減を求める請願」などが提出され、わが党は採択を求めて本会議討論に立ちましたが、いずれも不採択となりました。また、「夫婦別居・離婚後の親子の面会交流を担保する特別法制定と面会交流支援について国への意見書提出を求める請願」は、採択となりましたが、わが党は、「面会交流を求める関係者の願いや切実さについては深く理解しているものの、強制力をもつ面会交流を法律で担保することになれば、DV被害者とその子どもに深刻な不利益を招きかねない」（柳下県議の討論）として、十分な国民的な議論を経たうえで検討すべきという立場から採択には反対しました。

- 一. 自民党は今日の本会議に動議で「菅直人内閣の早期退陣を求める意見書」を提出しました。意見書については、事前に議会運営委員会に件名や案分について提案し、議運の協議を経て本会議に提案するかどうかを決める「申し合わせ」となっていますが、自民党は事前に何の提案もせず、いきなり動議で提出してきたもので、議会ルールを無視するものと言わなければなりません。

菅内閣が東日本大震災や原発事故への対応でも多くの批判されるべき点があり、危機に対応する当事者能力を著しく欠いていることは言うまでもありません。しかし、自民党が「国民の生命と財産を守るという政治の絶対的使命をもつ新たな内閣を早期に誕生させなければならない」としながら、菅内閣退陣後の政権について具体的な展望なり構想なりをもっていないことは、6月2日の野党党首会談での谷垣自民党総裁の言動からも明らかである。

震災問題と原発問題を民主党政権攻撃のために党略的に利用するだけでは、到底、被災地の皆さんや国民の理解と納得を得られないと考えます。

わが党はこのような理由から、自民党提出の動議に反対の立場をとりました。

- 一. なお、今定例会では、「放射性物質から県民の安全と安心を求める決議」、「防災機能の強化等を求める意見書」「福島第一原子力発電所の事故による放射能対策を求める意見書」、「県内建設業者の育成に向け、受注環境の改善を求める決議」などが、わが党を含む全会一致で議決されました。
- 一. 今定例会は、上田清司知事にとって今期最後の議会となりましたが、教科書問題や国歌斉唱の起立問題などでの答弁にみられるように、教育問題に公然と介入したり、教職員の人権を無視するような発言を繰り返すなど、その反動的で反民主的な姿勢が顕著です。

7月31日に実施される県知事選でわが党は「県民参加の民主県政をめざす埼玉各界連絡会」（略称・民主県政の会）特別代表の原富さとの氏を推薦して、「暮らし応援」の県政を実現するため全力をあげる決意である。

以上

# 2011年9月定例県議会

## 1 村岡正嗣県議の本会議一般質問

2011年9月30日

1. 東日本大震災の被災者支援について
  - (1) 県外からの避難者に対する住宅支援策について
  - (2) 県内における被災者支援策について
2. 東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化について
3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策を
  - (1) ホットスポットの検出と除染をいそげ
  - (2) 食の安全確保をめざす取り組みについて
  - (3) 上下水処理場における放射能汚染汚泥等の処理について
4. 本県の医療体制の整備について
  - (1) 病院勤務医の確保対策に本腰を入れよ
  - (2) 県立小児医療センターの移転について
5. 地域経済の活性化、振興対策について
  - (1) 低価格入札問題と公契約条例について
  - (2) 住宅リフォーム助成制度について



一般質問に立つ村岡正嗣議員

6. ハッ場ダム建設問題について
7. 県立川口特別支援学校の過密解消対策について
8. 原発依存から再生可能エネルギー政策への転換を
9. TPP参加に反対の表明を

1. 東日本大震災の被災者支援について
  - (1) 県外からの避難者に対する住宅支援策について

**村岡正嗣県議** 皆さんこんにちは。日本共産党の村岡正嗣です。今日は私の初質問となりますが、大勢の皆さんに傍聴に来ていただき、感謝申し上げます。

改めて東日本大震災、そして台風と豪雨によって犠牲となられた方々へ深い哀悼の意を表し、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。東日本大震災から半年がたち復興への歩みが始まりましたが、多くの被災者は不安と苦しみの下に置かれています。1日も早い生活再建と笑顔の戻ることを願うものです。

それでは、ただ今より通告に従い、順次質問させていただきますので、よろしく願いいたしま

す。

初めに、東日本大震災の被災者支援について伺います。

まず、県外からの避難者に対する住宅支援策についてです。

大震災によっていまだにふるさとに帰れぬ被災者は7万3千人と言われ、本県にも5,141名の方が避難されています。しかし、復旧の遅れや原発事故により避難生活の長期化は避けられない状況で、本県としてもこれまで様々な支援を重ねておりますが、今後はさらに一人一人に寄り添った対応が求められています。その中でも特に重要な問題が住宅問題です。

そこで、本県における民間賃貸住宅借上制度についてですが、本制度は被災者の皆さんが待望んでいたものです。実際、8月末日の締め切り

までの短期間の中で1,078件もの申請となる大好評となりました。皆さんからは借上制度を、今後も続けてほしいとの強い要望が寄せられています。是非こうした被災者の声に応え、申請受付を延長していただきたい、知事よりお答えください。次に、制度実施前への遡及についてです。

本県として借上制度を作ると発表したのは5月23日の知事会見でしたが、申請受付の開始は7月15日からとなり、家賃支援は早い人で7月分からです。しかし、既に民間賃貸住宅を契約された方も大勢おります。厚生労働省は、7月15日付け通知で、対象世帯が各都道府県の借上げ以前に契約をしていた場合にも入居日から県の借上げとなった期間を含めて費用は負担するとしました。被災県では各都道府県に遡及措置の要請の準備を進めています。

そこで、本県でも要請待ちとせずに遡及措置に踏み出していきたい、知事に伺います

**上田清司知事** まず、東日本大震災の被災者支援についてのお尋ねのうち、県外からの避難者に対する住宅支援についてでございます。

御案内のように東日本大震災発生後、本県でいち早く県外からの避難者をさいたまスーパーアリーナで受け入れるとともに、県営住宅や国家公務員住宅の提供を行ってまいりました。お尋ねの民間賃貸住宅の借上げについては、県で必要と見込んだ1,100戸に対し1,078戸の応募がありまして、県内に避難された方々にはおおむね対応ができたのではないかと考えております。その後は県営住宅などで対応してまいりましたが、特に問題があるというふうには聞いておりません。しかし、特に民間賃貸住宅への強い入居希望があるのであれば、希望がかなうようにきちんと対応はさせていただきます。

次に、遡及措置についてでございますが、7月15日の通知以降、福島県と厚生労働省で現在具体的な取扱いについて協議をしていると伺っています。この特別措置は災害救助法による全国的な枠組みの支援であり、こうした特例措置を講ずる

に当たっては、被災県からの正式な要請に基づいて行うことになっております。本県としても避難者の支援は積極的に行いたいと考えておりますので、今後福島県と厚生労働省の協議結果を踏まえてきちんと対応したいと思います。

## (2) 県内における被災者支援策について

**村岡県議** 次に、県内における被災者支援策について伺います。

東日本大震災では本県においても被害が深刻ですが、中でも久喜市南栗橋地域で起こった液状化被害は甚大です。さきの議会では梅澤議員や江野議員からも支援策が求められたところですが、私も現地を見てその被害の大きさに衝撃を受け、これは国、県、市が連携して一刻も早く救援に踏み出さないと大変な事態になると感じたところです。むろん被災直後より地域住民、地元自治体、関係機関等による懸命な復旧作業が行われたことは承知しておりますが、被災者の多くの皆さんはいまだ傾いたままの家での生活を余儀なくされ、生活再建の見通しの立たない不安を抱えた毎日です。加えて、平衡感覚の異常、気力減退、睡眠障害、傾いた床による転倒事故など健康被害も深刻となっているとの訴えです。

知事に伺いますが、こうした液状化被害の実態を本県の災害対策本部長として、まず現地を確認すべきではないでしょうか、お答えください。

続いて、生活再建に関わり伺います。

当初、当該被災地は被災者生活再建支援法の適用外とされ、その後関係者の強い働き掛けによって判定基準が見直され、その結果、全壊家屋12棟、大規模半壊42棟となって同法の適用対象となりました。しかし、建替えには多額の費用を要し、二重ローンとなる世帯もあり、水平に戻す工事でさえ数百万円以上です。半壊や一部損壊の世帯では国の支援金はなく、地震保険に未加入の世帯も多く、国、県、市が、連携して支援しない限り復旧は困難です。地元久喜市は9月議会で支援金を決める予定です。

6月県議会で知事は、県としての支援金支給に

ついては、まず国の責任だと。その上で、もし県や市で必要なものがあればと、答弁されましたが、今そのときではありませんか。本県における災害被災者への支援の在り方が問われるだけに、速やかな県としての支援金支給を求めるものです。知事お答えください。

さて、この土地が旧栗橋町施行の豊田土地区画整理事業地であることは、知事も御承知と思えます。この造成工事では埼玉県が行った権現堂調節池建設工事現場で発生したしゅんせつ土砂が使われ、竣工記念誌には「権現堂調節池の川砂で造成された豊田地区」と記されています。

ところで、我が国では1964年の新潟地震での液状化被害を契機に、その後広く砂を含む造成地での液状化問題が指摘されてきました。国がその対策としての法整備を怠ってきた責任は重大です。私は、住民の皆さんにとって今後の一番困難な課題は砂で造成された土地問題ではないかと考えます。

知事に伺いますが、法的責任はともかくとして造成工事に関わった県にも責任の一端はあるのではないのでしょうか。また、今回を教訓として本県の液状化対策をどうするのかお答えください。

**上田知事** 県内における被災者支援策についてのうち、液状化被害の実態の現地確認についてでございます。

災害が発生した場合にトップに求められることは、まず情報を集約し、それに基づき正確に判断することだと思っています。次に、分析した情報を基に対応方針を迅速に決定し、直ちに行動することです。久喜市の液状化被害については、東日本大震災が発生した3月11日に情報を得てすぐに現地の状況を確認するよう関係職員に指示し、報告を受けております。その後も随時報告を受けて、被害の状況はしっかり把握しております。

その結果、液状化による被害者を支援するためには、被災者生活再建支援法に不十分な点があるため、早急に制度改正を行うことが大事だと、このように私自身は判断をいたしました。そのため、

当時の松本防災担当大臣には3度直接会って話をし、4度電話で強く要望もいたしました。また、党派を超えて本県選出の国会議員の皆さんと会合を開き、出席者全員から賛同を受け、国において早急に法改正を行うように申し入れたところでもございます。

このような中、被災家屋の被害認定基準が緩和され、久喜市においては全壊判定の家屋数がゼロ件から12件となり、大規模半壊と合わせて58世帯が支援金の対象となったところです。引き続き、支援対象世帯の拡充について国に働き掛けをしたい、このように思います。

次に、液状化被害に対する速やかな県の支援についてでございます。

東日本大震災において屋根瓦などが損傷して、一部損壊住宅は本県では1万5千棟余りあります。被害の内容は異なりますが、地震により住宅に被害を受けたことには変わりません。これらの被害とバランスなども考慮すると、液状化被害に対して県が独自の支援策を講じることは難しい問題だと思います。大変気の毒だと思いますが、この問題は、むしろ先ほど申し上げましたように基本的には被災者生活再建支援法の枠組みの改正で取り組んでいくのが私は本筋だと思っております。したがって、この本筋をきちっと取り組んでいきたい、このように思います。

次に、造成工事に関わった県の責任についてでございます。

この造成工事は、昭和60年に県と旧栗橋町で権現堂調節池建設工事に関する覚書を締結し、町からの要望に基づき県は土砂を提供し、町の事業として行ったものでございます。液状化による被害は局所的であり、この土砂を同様に使用している造成区域全体に及んでいるものでないことから、県としての責任はないものと考えています。

次に、今回を教訓とした本県の液状化対策についてでございます。

今回の地震により、内陸部において地下水位が高い場合など一定の条件の下では液状化が発生することが明らかになりました。県では、震災後速

やかに市町村の協力を得て、県内の宅地での液状化が生じた箇所を把握いたしました。そこで、宅地の液状化の被害軽減を図るため、現在県では液状化しやすい地域の予見方法や液状化の対策工法の事例について調査研究を進めているところでございます。また、国に対し宅地の耐震化に関する制度の拡充についても要望しているところでございます。

**村岡正嗣県議** 再質問させていただきます。

先ほどの久喜の液状化の問題ですね、被害のバランスが難しいんだということで、支援金の支給が難しいというお話だったんですが、何を基準にそう言われているか、まず分かりませんけれども。国が国がおっしゃっているんですけども、国も、私も不十分だと思いますよ。不十分だけれども、一定、支援金の支給は決めたと。9月議会で久喜も決める予定と聞いております。県民ですよ、これは。久喜市じゃないです。県民で、しかも今回の大震災の県内の被災ではいろいろありましたけれども、一番大きな被災地があつた南栗橋の現場ですよ。で、終わっていません。今も傾いたまま。そこに県としてもやはり支援金の支給を考えることは、私は当然だと思うんですね。

それで、これまでも自然災害に対する農業被害等についても県としてもやってきているわけですから、国に求めることはそれは続けていただきたい。しかし、県としても考えていただきたい。

それからですね、知事、この問題で、私は現地を見ていただきたいという質問に対してまともな答えがなかったですね。つまりトップとして情報は収集していると聞きました。それ分かります。しかし、昨日の議会でも東北に行かれたと聞きました。そのとき知事の答えは「聞きしに勝る。こんなことがあっていいのか」という感想を持たれたと。これは間接的に報告を受けたのと、直接自分が行って見たのと違う、正にそのことを知事も感じたと思うんですよ。ぜひね、現地へ行っていただきたい。この点も答えが私はなかったと感じましたので、お答えをいただきたいと思います。

**上田清司知事** 村岡正嗣議員の再質問にお答えします。

まず、久喜市の液状化に対しての県の支援についてのお尋ねですが、久喜市は発生責任者としての責任を負っているという立場の中での支援、これは千葉県における公社の責任と同じような判断だと思います。そういう立場がまた異なるということをお尋ねください。農業などで支援しているのではないかというのは、あれは共済制度の運用の中で支援されているわけでありまして。

また、現地に行けという話は、真剣に受け止めてさせていただきます。

## 2. 東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化について

**村岡県議** 次に、東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化について伺います。

東日本大震災は津波による壊滅的被害に加え、原発事故によるかつて経験したことのない甚大かつ深刻な被害をもたらしました。各自治体では行政機能が崩壊し、地域防災計画に基づく対策はほとんど実施できず、自治体防災の在り方が根本から問われることとなりました。こうした中、本県でも東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しが現在進められております。

そこで、危機管理防災部長に伺いますが、第一に、地域防災計画は被害想定調査を前提としていきます。そこで、今回の大震災を経験しての被害想定調査の見直しをすべきと考えます。

第二は、今後の防災計画において重要とされる災害予防に関わってです。その一つに、災害に対して被害をどれだけ減らすか減災の目標を設定し、減災のための対策、実施期間や予算を明確にした実行計画を作ること、二つとして、ハザードマップの活用についてです。土地利用の安全管理や災害危険地区の改善など災害の未然防止対策に活用すること、この二点について。

第三に、地域防災計画は行政と専門家、住民が知見を総集して練り上げられることが極めて重要と考えます。特に災害弱者と言われる高齢者、

障害者、病気を抱えた人、要介護者、子供たちこうした方々の声を防災計画に生かすことです。

第四として、原発事故対策についてです。福島第一原発事故による放射能汚染は本県にも及び、様々な被害と不安をもたらしています。福島第一原発と本県までの距離は直近で約180キロメートルにあり、浜岡原発も同じ距離です。距離的には柏崎刈羽原発は更に近くなります。原発の安全神話が完全に崩壊した今、原発事故は私たちに多大な犠牲を強いる現実の災害となりました。

そこで、本県としても原発事故、放射能汚染対策を防災計画に位置付けることが必要と考えます。以上、答弁を求めます。

**吉野淳一危機管理防災部長** 東日本大震災の教訓を生かした防災対策の強化についてお答えを申し上げます。

まず、被害想定調査の見直しについてでございますが、県では平成19年度に東京湾北部地震など5つの地震を想定した地震被害想定調査を実施しました。国は今回の東日本大震災を踏まえ、全国的に地殻変動が起きつつあるとの認識から、現在地震規模や被害想定手法の見直しを検討しています。県としても今後国による地震規模や被害想定手法の見直し結果を踏まえ、地震被害想定の見直しを行ってまいります。

次に、減災の目標を設定し、減災のための対策、実施期間や予算を明確にした実行計画の作成についてでございます。

県は、平成20年3月、減災対策に計画的に取り組むため、県などが実施する施策や事業などを盛り込んだ埼玉県震災対策行動計画を策定しました。この計画は、平成27年度までの8年間で東京湾北部地震や深谷断層による地震など5つの想定地震における死傷者数を半減することを目標としています。現在この目標を達成するため108の事業に数値目標を設定し取り組んでおります。例えば市町村立小学校の耐震化については平成27年度に100パーセントとすることを目指して、国の交付金や県のふるさと創造資金などを活用し施

設の耐震化の支援を行っています。今後とも減災目標の達成に向けてしっかりと施策の進行管理をし、減災対策に積極的に取り組んでまいります。

次に、ハザードマップの活用についてお答え申し上げます。

ハザードマップは地図上に被害予測をビジュアルに表示するため、災害の未然防止対策として有効です。本県においても地震、洪水、土砂災害など危険が高い地域があり、市町村でハザードマップを整備しています。災害の未然防止策としてハザードマップの情報を住民への配布やホームページでの公開などの方法により、幅広く周知するよう市町村に働き掛けてまいります。

次に、地域防災計画に高齢者、障害者など災害弱者の声をどのように生かしていくかでございます。

今回の地域防災計画の見直しに当たりましては、避難所の設置・運営のテーマをはじめとして5つのワーキンググループを設置しました。避難所設置運営ワーキンググループには、県や市町村の職員だけでなく障害者団体の方々にもメンバーとして参画いただき、貴重な意見をいただいております。例えば知的障害者や自閉症の方々は避難所に入った際、環境の変化によってパニックを起こしやすく、その場合には落ち着かせるためのクールダウンスペースが必要だといった御指摘をいただいております。また、避難所での障害者のニーズの変化を把握するため、福祉相談員を配置、巡回させるなどの措置をとることも大切であるなどの意見をいただきました。さらに、障害者団体からは災害時には、例えば県から聴覚障害者に対し文字による情報を発信してほしいといった要望をいただいております。こうした貴重な意見や要望を取り入れ、災害時要援護者の方々に対し、十分に配慮した地域防災計画にしていまいります。

次に、原発事故放射能汚染対策を地域防災計画に位置付けることについてでございます。

これまで地域防災計画では、風水害事故対策編の中で放射性物質を使用している事業所における事故や核燃料物質等の輸送中の事故のみを想定し

て放射能汚染対策を定めておりました。今回の事故を受けて、原子力発電所における事故が発生した場合も想定し、放射能汚染対策に関する抜本的な改正を進めております。主なものとして、空間放射線量の測定体制、水道水、浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制、さらに農畜水産物等の測定体制の整備などを盛り込む予定でございます。

### 3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策を

#### (1) ホットスポットの検出と除染をいそげ

**村岡県議** 次に、放射能汚染から県民の健康を守る対策について伺います。

まず、ホットスポットの検出と除染を急ぐことです。

福島第一原発事故から半年が経過しても事故は収束せず、放射能に対する不安が小さな子供を持つ保護者を中心に広がっています。三郷市、八潮市、吉川市など県東部地域や北部地域では高い放射線量が計測されておりますが、それ以外の地域でも雨どいの下など局地的に高い放射線量を示すホットスポットがあることが分かっています。そのため県内各地で放射線量測定を要望する声が広がっています。

そこで、危機管理防災部長にお伺いしますが、第一に、当面県東部地域を中心に測定箇所を増やし、重点的に監視すること。第二に、こども動物自然公園など子供の集まる県有施設のホットスポットを検出し、除染作業を一気に行うこと。第三に、市町村の放射線量測定や市民への線量計貸出しを促すために県として市町村を支援すること、以上、3点を早急に進めていただきたい、答弁を求めます。

#### 吉野危機管理防災部長

御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策についての(1)ホットスポットの検出と除染をいそげについてお答えを申し上げます。

県では、7月7日から小学校の校庭など県内116か所で空間放射線量を測定し、その結果をホー

ムページや記者発表により公表しています。また、国が実施した航空機モニタリングの結果が昨日公表されました。これによりますと本県は北関東に比べ放射性物質の沈着が少ないものの、県内を比較すると県の東南部、秩父地域で空間放射線量が相対的に高いことが改めて明らかになりました。これらの測定結果を踏まえ、今後は県東南部などの地域を重点的に測定してまいります。

次に、県有施設の除染の取組についてでございます。

8月に国から除染に関する緊急実施基本方針が発表され、この中で放射線の影響が成人より大きい子供が安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であるとされています。そこで、まずは空間放射線量が相対的に高い地域にある公園などについて測定が必要と考えます。その結果を踏まえ関係部局と協議し、必要に応じて除染を実施してまいります。

次に、市町村支援についてでございます。

これまでの測定で空間放射線量の相対的に高い地域が明らかになりました。また、測定体制がいまだ十分に整わず、放射線測定機器をリースにより調達している市町村などもございます。したがって、今後は市町村からの要請に応じて、県が保有する測定機器の貸出しや測定方法の研修などの支援をしてまいります。

#### (2) 食の安全確保をめざす取組について

**村岡正嗣県議** 食の安全確保をめざす取組についてです。

国の調査によって狭山茶から基準値以上のセシウムが検出された問題です。

今回のケースは、県が行った検査でセシウムが検出されず、狭山茶が流通し、消費者が飲用してから国の抜き打ち検査や、消費者や業者の自主的検査で検出されるという最悪な経過をたどりました。知事は、全銘柄検査を指示されましたが、当然の措置です。

知事に伺いますが、第一に、若芽の部分に着目できなかったこと、サンプル数が少なかったこと

など、県の検査に甘さがあったのではないか、この責任をどのように考えるのか。第二に、狭山茶以外の野菜や肉類の検査についてもサンプル数を見直すべきと考えますがどうか。第三に、県民の食の安全を守るためにも、削減し続けてきた農林部職員体制を増強すること、以上、3点について答弁を求めます。

**上田知事** 放射能汚染から県民の健康を守る対策のお尋ねのうち、食の安全確保をめざす取組についてでございます。

まず、狭山茶の検査でございます。

県では厚生労働省と連携し、代表的な産地の最も生産量の多いお茶を対象として調査し、全て暫定規制値以下であったことを確認してまいりました。これらの調査段階で、若芽、早摘みを使用した茶に着目した調査に思いが至らなかったことは、今となっては痛恨の極みであります。当然県としての責任を感じているところでございます。このため若芽、早摘みの製品について出荷販売の自粛を要請するとともに、若芽、早摘みを含めた全ての銘柄の製品の検査を実施しています。検査の結果、暫定規制値を超えた製品については、製品の回収と在庫の廃棄を要請いたします。

また、暫定規制値以下の製品については、県で作成した検査済みシールを貼って販売を再開させていただきます。安全性が確認された狭山茶については、昨年の「彩のかがやき」と同じように県を挙げて消費拡大が図られように取り組んでまいります。

次に、狭山茶以外の野菜や肉類の検査についてでございます。

既に御承知のように県では毎週野菜、果樹、米、原乳、牛肉など検査を実施しており、速やかに公表しているところでございます。しかし、今回の事態を踏まえ、インターネット販売や直売所の農産物についても対象とするなどモニタリング調査を強化拡充したい、このように思います。

次に、農林部職員体制の増強についてでございます。

実は、この五年間、国、地方の定数削減の状況を見ますと地方は国の4倍、定数削減を実施しています。したがって、国の職員が多いわけでありましたが、国の職員が多いがゆえに国の行政のほうが優れているとは誰も思っていない、このように思います。埼玉県においても農産物の産出額の伸び率は、直近3年間で全国2位であります。県では、国よりも少ない職員でしっかりと食の安全を守ってまいりますので、御理解を賜りたいと思いません。

**村岡正嗣県議** 保護者の中には子供たちの食物に対する不安が非常に高まっています。そこで伺います。一つには、不安に応える分かりやすい広報啓発を行うことです。県として「放射線の影響Q&A」をホームページで公開していますが、さらにイラストなど工夫した冊子やパンフレットを作り、普及すべきです。二つに、市町村学校給食の食材の産地公開、放射能調査と公開を支援することです。以上、二点について、保健医療部長及び教育長よりお答えください。

**降田宏保健医療部長** 御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策をの(2)食の安全確保をめざす取組についてお答えを申し上げます。

県では、放射線がどのようなもので、健康にどのような影響を与えるかなどを「埼玉県における放射線の影響に関するQ&A」としてまとめました。少しでも放射線の影響を軽減したいといった県民の切実な要望に対し、日常生活で工夫できることなどを具体的に解説しております。例えば食については放射性物質を減らすため、野菜を洗う、煮るなどにより放射性物質による汚染を低減できるなどの調理例を記載しているところでございます。今後は、農産物の検査の状況などを加えていくことが重要と考えています。

放射性物質と食に対して県民が不安に感じている点を一層充実させるとともに、イラストなどを工夫した分かりやすいパンフレットを作成し、食品安全セミナーや出前講座等で活用を図ってまい

ります。今後とも保護者の食に対する不安を解消できるように努めてまいります。

**前島富雄教育長** 御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策をの(2)食の安全確保をめざす取組についてお答えを申し上げます。

学校給食の食材を含め食品に含まれる放射性物質については出荷や流通の段階で検査が行われており、特に茶や牛肉、米では検査が強化されております。学校給食の調理場においては、これまでも食材の購入時に産地を確認し、出荷制限がされていない食材を使用しております。県といたしましては、市町村教育委員会に対し出荷制限等の情報収集に努め、産地の確認を徹底するなど、給食の安全な実施に一層配慮するよう依頼しているところでございます。今後とも保健医療部や農林部との連携を図り、情報の収集、提供などを通して市町村を支援し、学校給食の安全な実施に努めてまいります。

(3) 上下水処理場における放射能汚染汚泥等の処理について

**村岡正嗣県議**

浄水場及び下水処理場における放射能汚染発生土等の処理について伺います。

セシウムを含む浄水発生土及び下水汚泥焼却灰の処理問題ですが、私も大久保浄水場や荒川水循環センターを見てまいりました。荒川水循環センターではフレコンバッグに詰められた焼却灰がビニールシートをかけられ、屋外にはみ出す形で置かれており、近隣住民からは不安の声が寄せられております。

国は8千ベクレル以下は管理型処分場への処分を可としましたが、処分先はいまだ決定しておりません。現在本県全ての浄水発生土及び下水汚泥焼却灰の総量は3万トンを超え、なお増え続けております。処分方法を含め国が責任を果たすことは当然であります。当面県としても対策に全力を尽くさねばなりません。

そこで伺います。第一は、処分先交渉に全力を

挙げるとともに、浄水発生土及び汚泥焼却灰の管理については建屋で囲むことを基本としていただきたい。第二は、関係住民への説明責任を十分果たし、住民の不安の解消に努めること。第三は、下水汚泥焼却施設の排ガスの放射能測定については、先ほど答弁がありましたが直ちに実施していただきたい。以上、公営企業管理者及び下水道事業管理者よりそれぞれお答えください。

**石田義明公営企業管理者** 御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策をの(3)浄水場及び下水処理場における放射能汚染発生土等の処理についてお答えを申し上げます。

まず、処分先交渉につきましては、放射性物質の測定値が低下傾向にありますことから、セメント会社と受入れについて交渉を行っております。しかし、国が確実な処分方法を示すまでの当分の間、浄水場内での保管を継続せざるを得ない状況でございます。保管に当たりましては、浄水場内の安全な場所にシート等により飛散防止等の措置をとっております。さらに、浄水場に放射線の遮へいを考慮した保管施設の整備を検討しております。

県民への説明につきましては、既に水道水及び浄水発生土に含まれる放射性物質の測定値をそのままホームページで公表しております。また、浄水場敷地境界で毎週測定しております空間放射線量も併せて公表することとしております。

**加藤孝夫下水道事業管理者** 御質問3. 放射能汚染から県民の健康を守る対策をの(3)浄水場及び下水処理場における放射能汚染発生土等の処理についてお答えを申し上げます。

まず、処分先交渉についてです。

現在近県をはじめ広く焼却灰を最終処分できる管理型処分場を局を挙げて探しているところです。併せてこれまでのようにセメント原料として再利用ができるよう、その方策も検討しております。放射性物質を含む焼却灰の最終的な処分先は、本来国の責任において確保すべきものと考えており

ますが、処分先が見つかるまでは水循環センター内で適切に保管する必要があります。この保管に当たりましては、風や雨などによって飛散や流出が起きないように厳重な対策をとっているところであります。また、住民の方々の不安を招くことのないよう仮囲いで囲むなどその保管方法にも十分配慮してまいります。

次に、住民への説明についてです。

下水汚泥と汚泥焼却灰の放射性物質の濃度、さらに水循環センターの敷地境界における空間放射線量につきましては定期的に測定し、ホームページで公開してきました。また、地元が主催した説明会などに職員が出席し、保管状況などの説明も行ってきたところであります。

次に、下水汚泥焼却施設の排ガスの放射能測定についてです。

焼却炉の排ガスについては、現在のところ放射性物質の統一的な測定方法が定められておりません。このため、現段階で測定しても測定結果の統一的な評価が困難な状況でございます。国では、近くその方法を確定する予定とのことですので、県としてはこれを受けて測定したいと考えております。

**村岡正嗣県議** 東京電力に請求すべきことについてです。

放射能汚染に関わり線量計の購入から食品検査、汚泥処理に至るまで本県の要した放射能対策全般に関わっての諸費用については全額東京電力に請求すべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

**上田知事** 放射能汚染から県民の健康を守る対策のお尋ねのうち、東京電力へ請求すべきことについてでございます。

県では、これまで放射線量の測定機器の購入経費、放射線検査に要した委託経費、放射性物質を取り除くための活性炭経費、放射能に汚染された汚泥の保管に要した経費など様々な経費並びに人件費を負担しております。今後県として賠償請求額を精算し、東京電力に対してはその全額を請求

してまいります。

#### 4. 本県の医療体制の整備について

(1) 病院勤務医の確保対策に本腰を入れよ

**村岡正嗣県議** 本県の医療体制の整備について伺います。

最初に、病院勤務医の確保対策に本腰を入れることについてです。

埼玉県は人口当たりの医師数が全国最低であることは御案内のとおりです。特に救命救急分野、急性期患者のための病院勤務医の数は余りにも深刻です。人口10万人当たりの病院従事者では埼玉県は84人、お隣の東京都は177人、全国平均は136人です。9月5日付け埼玉新聞では、知事はインタビューに答え、医療整備を重点課題として取り上げておりますが、この記事では、医師確保対策や医師不足の解決など根本問題に触れられておりません。ネットワーク構築やリハビリの強化は当然ですが、急速な高齢化の進展が予測される中で、重病患者や救急患者が激増することが必ずです。

そこで、知事にお伺いしますが、第一に、勤務医を確保し、地域の救急医療体制、医療拠点を確立することは、県政にとっての喫緊の課題ではありませんか。第二に、医師確保対策については、長期的総合的計画を策定し、本腰を入れ推進すべきです。第三に、我が党は繰り返し求めてまいりましたが、県立大学への医学部設置については県を挙げて強力で推進すべきであります。以上、三点について知事の答弁を求めます。

**上田知事** 本県の医療体制の整備についてのお尋ねのうち、病院勤務医の確保対策について本腰を入れよについてでございます。

救命救急センターや周産期医療センターなどの拠点病院における医師確保は最優先の課題です。そこで、救命救急センターや周産期医療センターにおける医師を確保するため、今年度は44人の研修医へ資金を貸与し、県内への誘導、定着を促進しております。また、中核病院への勤務医の負

担を軽減するため、地域の開業医が診療を支援する制度を6病院で実施しております。さらに、小児二次救急病院へ小児医療センターや大学病院から当直医を派遣しています。このほか勤務医の定着を図るため、小児科医・産科医への手当や医師事務作業補助者の雇用に対する助成も行っているところです。

長期的総合的計画の策定・推進でございますが、医師確保対策については、これまでも本県の保健医療サービスの在り方を示す地域保健医療計画に位置付けております。平成25年度から始まる次期地域保健医療計画でも医師確保対策を計画的に推進してまいります。

県立大学への医学部設置でございますが、昨年度から検討を進めております。今後課題を整理して、引き続きその可能性を探ってまいります。

## (2) 県立小児医療センターの移転について

**村岡県議** 県立小児医療センターの移転に関わり伺います。

6月に知事は、県立小児医療センターをさいたま新都心へ移転する計画を公表しました。さいたま日赤との一体的な整備によって総合周産期母子医療センター、高度救命救急センターの機能を持たせるというものですが、移転問題は軽々に進めることのできない重大な課題を抱えています。

一つは、現在の小児医療センターが担っている周辺地域の小児救急をはじめとした小児医療体制が移転によって弱体化する問題です。今蓮田市をはじめとした同センターの地元関係者から、移転しないでほしいという強い要望が上がっていることは御案内のとおりです。蓮田市、春日部市、伊奈町の地元消防本部によりますと小児救急患者の約4割が小児医療センターに救急搬送されております。とりわけ蓮田市や春日部市の属する医療圏は広大であり、曜日によっては重症患者を旧栗橋町や草加市の輪番病院に搬送しなければなりません。そこで、近くの小児医療センターが事実上、小児二次救急を担ってきたのです。

第二の問題は、小児医療センターが移転した場

合、特別支援学校の併設を含めて現在のセンター機能が十分に確保できるのか、医療関係者や教育関係者の間にも不安の声が広がっていることです。

そこで知事に伺いますが、小児医療センターの建替えについては、同センターの医療従事者や患者の家族、周辺の自治体など幅広い関係者の意見を聴取するとともに、県民的な議論に付すべきではないでしょうか。また、現在地から移転する場合については、センターの周辺地域で小児医療を担う拠点病院の整備が不可欠と考えますが、県の対策について併せてお答えください。

**上田知事** 県立小児医療センターの移転についてでございます。

小児医療については、周産期医療の充実や小児救命救急の体制づくりを早期に進めなければならないと考えます。そこで、さいたま新都心へ移転し、さいたま赤十字病院と一体的に整備・連携することで小児医療を大きく前進させることができると考えております。一方、久喜市内に24時間、365日体制で小児救急医療を実施する土屋小児病院が来年度オープンいたします。また、さいたま新都心は交通至便地でもありますので、蓮田・岩槻地区をカバーすることもでき、久喜の土屋小児病院と合わせて小児医療体制はむしろ強化されるという判断もできるのではないかと思います。

建替えについては、幅広く意見を聴取し、県民的な議論をすべきではないかということについては、医療関係者や教育関係者から意見を伺いながら検討を進めてまいります。今後とも県議会をはじめ幅広く御意見をいただきたいと思っております。

次に、移転後の周辺地域の小児医療を担う拠点病院の整備についてでございます。

土屋小児病院の整備については先ほど申し上げました。この土屋小児病院の整備に加え、東部南地区では春日部市立病院が昨年から二次救急輪番に復帰いたしました。これらの取組によりまして地域の小児救急体制の充実が図られるのではないかと、このように御理解を賜りたいと思っております。

## 5. 地域経済の活性化、振興対策について

### (1) 低価格入札問題と公契約条例について

**村岡正嗣県議** 地域経済の活性化、振興対策について伺います。

初めに、低価格入札問題と公契約条例についてです。

本県建設業界は今公共工事の減少と低価格競争によって深刻な事態にあります。大手による低価格入札が常態化し、本県発注の工事でも落札率50パーセント台といった低価格入札も起きています。県内業者は低単価を押しつけられ、重層下請け構造によって下へ行くほど過酷です。先日も知り合いの型枠大工さんから「1日1万円になってしまった。7千円の人もある。何とかしてほしい」との訴えです。低価格入札は労働環境の悪化と事業の品質低下、地域経済の健全な発展を損なうものとなります。

そこで、低価格入札問題に対する県の対策について、総務部長よりお答えください。

**倉上伸夫総務部長** 御質問5. 地域経済の活性化、振興対策についての(1)低価格入札問題と公契約条例についてのうち低価格入札問題に対する県の対策についてお答えを申し上げます。

極端な低価格での契約は品質の低下だけでなく、下請け業者や資材納入業者へのしわ寄せにつながるおそれがあります。そこで本県では、平成20年度から最低制限価格や低入札調査基準価格を段階的に引き上げ、極端な低価格による契約の防止に努めております。その結果、低価格による契約件数は確実に減少しております。近年の状況としては、例えば落札率75パーセント未満の契約件数が引上げ前には全体の15.1パーセントでしたが、平成22年度には1.8パーセントに減少しました。さらに、これまで最低制限価格を設定していなかった道路や河川の除草などの維持管理業務についても平成23年8月から最低制限価格を設定し、対策の強化を図りました。

また、低入札価格調査制度を適用する工事において調査基準価格を下回る低入札があった場合は、

落札者を決定する前に入札金額の積算や下請け内容が適切かどうか確認した上で契約することとしております。契約後においても下請けへの支払状況やしわ寄せがないか、領収書等の確認に加え、主要な下請けには直接聞き取りを行っております。この調査において下請代金の不払いや不当なしわ寄せなど不適切な行為が確認されたという報告はございません。

今後とも工事の品質低下や下請けへのしわ寄せが生じないように、入札状況をしっかり把握しながら低価格入札に対し、適時適切に対応してまいります。

**村岡正嗣県議** 先月、私は川崎市を視察してまいりました。川崎市では今年4月より政令市初となる公契約条例を施行しております。条例は公契約に関わる適正な労働条件の確保と事業の質の向上、地域経済の発展を目的としていますが、その背景について総合評価方式では低価格入札問題は解消されないことから、公契約条例の制定を決断したとの説明を受けました。全国に先駆け公契約条例を制定した野田市は、入札改革を進めてきたが低価格入札問題は解決せず、国に公契約に関する法整備の動きが見られないことから、野田市が先導的に条例制定を決断したとしております。

知事は、公契約の条例の制定について、まずは現行の労働関係法令により対応すべきとこれまで答弁しております。しかし、それだけでは低価格入札問題は解決しません。国に公契約法の制定を働き掛けると同時に、建設産業の振興を重視するならば他県の状況も研究し、公契約条例の制定に踏み出すときではありませんか、知事よりお答えください。

**上田知事** 地域経済の活性化、振興についてのお尋ねのうち、低価格入札問題と公契約条例についてでございます。お話の低価格入札については、極端な低入札があった場合には、その都度適切に取り組んでおります。具体的には、一旦取り消して改めてやり直すということでございます。した

がって、今後とも議会の提言も踏まえ、過度な低入札にならないように努めてまいります。

御質問の公契約条例の制定については、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令の遵守徹底により対応すべきではないかと、今までと私自身は考え方を变えておりません。また、公契約法の制定を国に求めることについては、あたかも屋上屋を架することになるので、国の働き掛けというものは考えておりません。今後とも埼玉労働局など関係機関との連携の下、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるよう法令の遵守徹底を図ってまいります。

## (2) 住宅リフォーム助成制度について

**村岡正嗣県議** 住宅リフォーム助成制度について伺います。

建設産業は地域経済へ与える影響が大きいと言われ、中でも大きな経済効果を持つのが住宅関連事業です。特に住宅リフォーム需要は大きく、市場規模は6兆円と言われるだけに自治体としても施策が求められます。

そこで、全国的に大きな経済効果の実績を上げている住宅リフォーム助成制度ですが、当県議団は先日、昨年4月より住宅リフォーム助成制度を実施した秋田県を視察してまいりました。秋田県では当初7千戸分、12億6千万円でスタートしましたが、申込みが殺到したため補正予算を組み、最終的に昨年度として1万3996戸、予算執行19億9630万円、経済波及効果は470億円と実に予算の約24倍の経済効果との説明を受け、私は正直驚きました。現在秋田県のほかに山形県、広島県が実施、長野県などが検討中です。

そこで、知事に伺いますが、本県での住宅リフォーム助成制度について、昨年12月議会での我が党の質問に知事は「検討させたい」と答えておりますが、その検討状況についてお伺いします。今地域内で仕事を起こし、雇用を生み、お金を地域内に循環させるいわゆる地域循環型経済による地域経済活性化のために住宅リフォーム助成制度を決断すべきではないでしょうか、併せて知事よりお

答えください。

**上田知事** 住宅リフォーム助成制度についてでございます。

昨年12月以降の検討状況ですが、本県では秋田県と同様の緊急経済対策として、平成21年度と22年度に住宅ローン負担軽減事業を実施しております。本県の事業は新規住宅を対象として実施しており、助成額に対する1件当たりの工事単価が大きい新築工事のほうが経済対策としてはより効果的であるということは、もう御承知のとおりだと思います。また、本県に秋田県と同じような助成を行った場合、市場規模からして100億円を超えるような費用を用意しなければならないという状態が起こります。限られた財源でございますので、中小工務店向きではリフォームにつながる場合も多い既存住宅の太陽光発電や合併処理浄化槽に対する助成などを優先せざるを得ません。御理解を賜りたいと思います。

## 6. ハッ場ダム建設問題について

**村岡正嗣県議** ハッ場ダム建設問題について伺います。

ハッ場ダム事業の検証作業を進めていた国土交通省関東地方整備局は、13日、治水、利水の両面でダム建設が最も有利との検証案を明らかにしました。しかし、今回の検証作業では、利水予定者の水需給計画をそのまま容認して、その要求水量の確保を前提としていること、治水についても過大な目標洪水流量を設定し、ハッ場ダムの治水効果を従来より高く評価した上で代替案と比較するなど、およそ客観的、科学的な検証とはほど遠いものです。しかも、200キロメートルも離れている富士川と導水管でつなぐというおよそ非現実的な代替案と比較するなど、最初から事業継続ありきの検証作業だったと言わざるを得ません。

知事は、今回の検証作業が客観的かつ科学的なものだとお考えですか。そもそもダム建設の主体である国土交通省関東地方整備局に検証させること自体が過ちであるとは考えませんか、知事の見

解をお伺いします。

先日、私はダム建設予定地を視察してまいりました。8月7日の集中豪雨で川原湯温泉駅前では大規模な土砂流出によって大量の土砂が国道や吾妻線の線路を埋め、その傷跡を目の当たりにしてきました。付替え国道及び代替地においては、これまでものり面崩落、土砂流出などが多発し、現在も表面保護等の工事が続けられています。ダム湖予定地周辺には地滑り危険区域が22か所もあり、地形・地質研究者からは湛水域斜面は地滑りのデパートと呼べるほどで、ダムが完成すればダム湖の水位の上下に伴って、更に不安定化し、大規模な地滑りが起こると指摘もされています。地質を無視したダム計画は将来取り返しのつかない犠牲を住民に強いることになりかねません。

そこで伺いますが、地元の皆さんにとって移転先の代替地は安全なのか、ダム湖周辺の地滑りの危険性はどうか、この疑問に答える科学的な検証を改めて行うべきではないでしょうか、知事のお考えをお示しください。

さて、現地では道路、JR線の移設などが工事中ですが、地質のぜい弱さの問題などが山積することから、工事現場はさながら税金のブラックホールのようなありさまです。奈良県の大滝ダムでは、試験湛水後に地滑りが起き、その対策に308億円もの追加工事費を要しました。ハッ場ダムにおける地滑り対策及び関連工事では今回の国交省の検証の中でも約150億円の増が見込まれ、仮に工事を再開した場合、更に事業費は膨らみかねません。それでも知事は、負担増に応ずるお考えですか、お答えください。

**上田知事** ハッ場ダム建設問題についてのお尋ねのうち、今回の検証作業をダム建設の主体である関東地方整備局に検証させること自体が過ちでないかということについてでございます。

ハッ場ダムの検証は平成22年9月に始まり、本年9月13日に開催された検討の場においてダムとダム以外の代替案についての比較検討した結果が示されたところでございます。この検証は、

ハッ場ダムを中止宣言された平成21年12月当時の前原国土交通大臣が自ら設置した今後の治水のあり方に関する有識者会議が約一年かけて定めた検証の手順に基づいて進められています。具体的な検証作業ではこの手順に基づき、治水で26方策、利水で17方策の代替案を組み合わせることでダムに代わる対策案を作成し、コスト、実現性及び工期を比較しています。その結果、ダム案が最も優位な案であることが示されました。そもそも中止を表明する前にこのような検討作業をするのが筋ではないかと思っています。今後は一刻も早くダム本体工事に着手するように強く国に働き掛けたいと思います。

次に、移転先の代替地は安全なのか、ダム湖周辺の地滑りの危険性はどうか、この疑問に答える科学的な検証を改めて行うべきではないかについてでございますが、まず代替地については国が最新の宅地造成に関する技術基準により安全性を検討し、その内容を地元群馬県が確認しているために必要な安全対策がなされていると考えています。また、地滑り対策についても、国が地滑り対策に関する最新の技術指針に基づき対策工事の必要性の検討も行っています。

さらに、平成元年から20年までに完成したダムは214あります。地滑り対策を施し、211のダムが想定範囲で無事完成を迎えております。想定外は3つあった。まず214のうち211のダムが想定範囲内で無事完成しているという、この事実のほうを重きを置くべきではないかと思っています。これらのことから、想定以上に地滑りが発生する可能性は低いものだと考えております。

次に、仮に工事を再開した場合、更に事業費は膨らむが、それでも知事は負担増に応ずるかについてであります。基本的にはよほどの理由がない限り負担増に応じるわけにはいきません。

**7. 県立川口特別支援学校の過密解消対策について**  
**村岡正嗣県議** 県立川口特別支援学校の過密解消対策について伺います。

川口特別支援学校の児童生徒数は小中高総勢

295名であり、開校間もない昭和54年度の児童生徒数170名程度から2倍近くに膨れ上がり、超過密状態に置かれております。トイレが足りない、幼稚園の園庭のような狭い校庭での運動会など極めて不自由な環境です。雨の日は運動場の確保もできず、廊下で体育の授業をせざるを得ません。県は草加に知的障害児の特別支援学校を平成25年に開校するとしていますが、その結果草加に移るのは数十名程度にすぎずに、平成29年まで増え続けると言われる児童生徒数の問題を解決することはできません。特別支援学校を新設して、何としても過密解消をとというのは子供たちと保護者の長年の悲願です。ところが県は、保護者との交渉の場で、東西南北に一校ずつ特別支援学校が新設されたので新設については一段落と表明し、保護者の間に衝撃が広がっています。

そこで、教育長に伺います。県教委は草加の特別支援学校の開校で特別支援学校の教室不足や過密状態は解消されると判断しているのでしょうか。川口特別支援学校の過密状態解消のために、県南部に早急に特別支援学校を新設すべきと考えますが、教育長の見解をお示してください。

**前島富雄教育長** 御質問7. 県立川口特別支援学校の過密解消対策についてお答えを申し上げます。

県では、これまで平成19年度の高等学園2校を皮切りに、高校内高等部分校を3校、県の南部、西部、北部地域にそれぞれ1校の特別支援学校を順次開校いたしました。議員お話しの川口特別支援学校の過密状態は十分認識しており、草加市立松原小学校が移転した後の旧校舎を活用し、県東部地域特別支援学校（仮称）の設置に向け、現在準備を進めております。

これにより川口特別支援学校を含めた全県的な特別支援学校の教室不足は緩和され、過密状態はおおむね解消されると判断しており、現段階では新たに学校を設置する予定はございません。今後とも、障害のある子供たちが安心して生き生きと充実した学校生活を送れるよう、教育環境の整備に努めてまいります。

**村岡正嗣県議** 再質問

今の答弁、草加にできるから川口の問題も含めて解消の見込みだと。見込まれるのであれば、私はこういう質問しません。教育長は、現場を御覧になって分かっているかどうかと思うんですが、運動場が狭くて運動会で、子供たちは300人近いですよ、それと倍の親もいる、そして家族も、地域の人も、教職員もいる。1,000名近い、あるいは超える人が運動会やったときに、普通だったら走れ走れと言うじゃないですか、危ないからゆっくりしなさいと言わざるを得ないんですよ。

それから、校舎の廊下で、私たちは静かに歩きなさい、駆けちゃだめだと教わりましたよ。どうなっているんですか、今、現場では。そこで体育の授業やってですね、用意どん、走れ走れと廊下で走らせているんですよ。小学校高学年が走っている脇を低学年が歩くこともあります。事故も起きる可能性があるんですよ。

そして教室も足りないから、図書室から、調理室から、更衣室から、会議室も使って教室に使っている。ですから、子供たちがさまよう形じゃないですか。今日は図書室、あしたは調理室、この実態を見たときに、皆これは過密状態が解消されるとはとても言い難いです。本当に今日は皆さん、血の通った答弁をしていただきたい。

もう一回、教育長にこの過密問題解消についてあらゆる努力をしていただきたい、そういう立場から答弁をお願いいたします。

**前島富雄教育長** 7. 県立川口特別支援学校の過密解消対策についての再質問にお答えを申し上げます。

現在新校設置に伴い、三郷特別支援学校、越谷西特別支援学校、川口特別支援学校に新校を含めた関係する4校で通学区域の再編について検討しております。いずれにいたしましても、川口特別支援学校を含む関係3校の過密状態の解消に向けて、その効果が得られるよう努力してまいります。

## 8. 原発依存から再生可能エネルギー政策への転換を

村岡正嗣県議 原発依存から再生可能エネルギー政策への転換について伺います。

福島第一原発の事故は、現在の原発の技術が本質的に未完成であることを如実に示しました。莫大な量となる放射性物質を封鎖する完全な技術は確立されておらず、一たび放射性物質が外部に放出される事故ともなれば、もはやこれを抑える手段はなく、被害は深刻かつ広範囲で、遠い将来にわたって私たちの生活や健康を脅かします。

知事は現在の原発を、とりわけ地震・津波の危険が高い我が国において社会的に許容できるとお考えでしょうか、また、国に対して期限を切って原発からの撤退を求めるお考えはないかお答えください。

さて、原発事故は、原発に依存したエネルギー政策の根本からの見直しを求めています。知事はマスコミの取材に自然エネルギーを中心に電力の地産地消が行える仕組みづくりを一定の都市で実現させたいという抱負を述べられました。

そこで、知事に伺いますが、第一に、本県として県内電力需要の何パーセントまで再生可能エネルギーの比率を高めるという中長期的な目標を立て、達成に向けた総合的な計画を作る必要があるのではないのでしょうか。第二に、県庁内に再生可能エネルギー推進のための専門の担当部局を設けて、縦割りを排した強力な推進体制を確立すべきと考えます。第三に、太陽光発電にとどまらず風力や小水力、地熱、バイオマスなど小規模分散型の多様な再生エネルギーの開発を重視し、地域経済の振興と雇用の拡大に結び付けるべきです。そのためにも県内中小企業のこの分野での技術開発などに対する支援策を強化すべきと考えます。第四に、県民からの要望の大きい住宅用太陽光発電設備設置補助制度については、新築住宅についても復活すべきであります。以上、4点についてお答えください。

上田知事 次に、原発依存から再生可能エネルギー

政策への転換をについてのお尋ねのうち、原発を社会的に許容できるか、原発からの撤退を国に求める考えはないのかについてでございます。

福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足が日本のエネルギーの在り方を改めて見直すきっかけになったことは御承知のとおりであります。私自身も原子力発電については、代替エネルギーが開発されるまでのやむを得ざる選択というふうを考えております。このため原子力発電の依存割合を縮小しながら、同時に再生可能エネルギーの開発、普及に積極的に取り組んでエネルギーの多様化を図る必要があると考えます。私は、今回の事故により得られた知見や徹底検証の結果を踏まえ、国において原子力発電に関する安全対策について根本的に見直すべきだと思います。

次に、再生可能エネルギーの中長期的な目標を立てた総合的な計画についてでございます。

御承知のとおり、我が国において水力発電を除くと再生可能エネルギーは現在発電量の一パーセントを占めているにしか過ぎず、すぐに電力需要を賄うということは難しい状況でございます。本県では快晴日数日本一という地域の特色を生かして、太陽光を中心とした再生可能エネルギーの普及拡大を積極的に図っていこう、このように考えているところです。事実そうした実績もあります。再生可能エネルギーの中長期的な目標を立てた計画については、こうした状況を踏まえて検討していかねばならないと考えております。

次に、強力な推進体制の確立についてでございます。

再生可能エネルギーについては環境部が中心となり、農林部、産業労働部など各部局が連携して普及拡大を進めているところでございます。当面はプロジェクトチームで対応をしていきたいと思っております。御指摘の点は十分参考になると思っておりますので、今後の参考にさせていただきます。

次に、県内中小企業の技術開発に対する支援策の強化についてでございます。

県内中小企業が新たな技術を駆使して太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギー分野に

参入することは企業発展の大きなチャンスであり、また、本県経済の活性化につながるものと考えております。このため新エネルギー分野などの重点分野に対して今年度新たに上限1,000万円の補助金を用意し、より高度な研究開発を支援しているところでもございます。今後とも中小企業のエネルギー分野に対する技術開発などの支援策強化に精力的に取り組んでまいります。

次に、住宅用太陽光発電設備設置補助制度についてでございます。

新築住宅への太陽光発電設備の設置コストが既存住宅に比べて安価であり、大手メーカーで搭載率が7割をもう超えているという実態がございます。また、県の補助金を受けて太陽光発電を設置した方のアンケートによると、設置される方の8割が「県の補助金なしでも設置した」と回答しております。こうしたことから、限りある財源を有効に活用するためにも23年度当初予算では新築住宅への補助を廃止し、既存の住宅のほうに重点を移したところでございます。

## 9. TPP参加に反対の表明を

**村岡正嗣県議** 最後に、TPP参加に反対の表明を求め伺います。

野田首相はオバマ大統領との会談で環太平洋経済連携協定、TPPの早期の結論を表明しました。TPP参加は例外なき関税撤廃であり、米の生産の90パーセントが失われるなど農林水産業への壊滅的打撃をはじめ、牛肉の輸入制限はもとより、商品安全基準や医療、保険、労働、金融などで米国の要求が押し付けられることになります。経済発展のために開国すべきとの主張がありますが、食料自給率は先進国中、既に最低で、農産物平均関税率はEUの20パーセントに対して我が国は12パーセントと日本の市場は既に開かれ過ぎています。TPP交渉に参加の九か国と日本のGDPの総計を見ても、その67パーセントはアメリカ、日本が24パーセントで、この2国で9割を占め、事実上の日米間の自由貿易協定であり、アメリカによるTPPを利用した更なる市場開放の

押し付けは明らかです。潤うのは輸出大企業とアメリカだけです。

先日、私は津波に奇跡的に助かったという石巻市の水産加工業の社長さんのお話をお聞きしました。全てを失ったが、ようやく再建に踏み出す決意をした。そのときにTPP参加は復興の足かせにしかないと非常に危惧されておりました。TPP参加は国民生活のあらゆる分野に被害をもたらし、これ以上の米や酪農、水産加工などでの自由化拡大はとりわけ被災地にとっては壊滅的打撃となるのでありませんか。このことを知事はどうお考えでしょうか、お答えください。

TPP参加をめぐり、この間全国で農協や漁協、医師会はじめ各分野から反対の声が上がり、反対もしくは慎重な対応をとる地方議会からの意見書が本県議会を含む41道県、1,000を超す市町村へと大きく広がっています。知事は、この事実をどう受け止められますか。本県の食と農業を守り、地域経済の振興を重視するならばTPP参加にきっぱり反対を表明すべきではありませんか、答弁を求めます。

**上田知事** 最後に、TPP参加に反対の表明をについてでございます。

TPP参加の是非については、個々の国内産業の競争力をどう評価し、参加による影響をどう想定するかなど、プラス、マイナスを多面的に検討する必要があります。地方議会からの意見書の提出はTPP参加による影響や対策が十分に議論され、明確になっていないことが背景にあるものと受け止めております。国においてしっかり議論し、その方向性を決めていただきたいと思います。

私自身は基本的な方向として我が国産業の空洞化を防ぎ、経済競争力を保ちながら雇用の維持拡大を図るためには、TPPへの参加を避けて通れないのではないかというふうな思いがあります。特に韓国がアメリカやEUと自由貿易協定を締結し、輸出競争力を高めている中、我が国がその後塵を拝する事態は避けなければならないと思います。韓国車がアメリカやEUを席けんするような

こともあり得る、こうした事態に対応したときに製造業の25パーセントを占める自動車産業が壊滅的な打撃を受けたときに、日本という国の存立、こうしたものになるのかどうか、こういったこともやはりしっかりと検討すべき必要があるのでは

ないかというふうに私は思います。

なお、TPPの参加と被災地の復興問題とは別の問題として捉えたほうがいいのではないかと私は考えますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

## 2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2011年10月7日

### Q 柳下委員

第97号議案のうち福祉部関係について、以下の点を伺う。

- 1 子育て支援特別対策事業費に関する説明の中で、待機児童の解消を図るためとあったが、各市町村の待機児童の現状はどうなっているのか。
- 2 現在でも50人以上の待機児童が生じている市町村はどこか。また、これらの地域には、何人ぐらいの待機児童がいるのか。
- 3 今後の保育所への入所申請の動向を、県としてはどのように見込んでいるのか。
- 4 安心こども基金は本年度で終了と聞いているが、次年度以降も継続すべきと思う。国の動向と今後の県の方針を伺いたい。
- 5 社会福祉施設等災害復旧費に関して、被害を受けた施設の耐震化の実態はどうだったのか。それに関連して、県全体の社会福祉施設の耐震化の状況はどうか。未対応の施設はどれくらいあるのか。

### A 子育て支援課長

- 1 本県の待機児童数は、平成22年度及び平成23年度の2年連続して減少しており、本年度は全国7位に改善された。本年4月時点では、1,186人である。
- 2 待機児童が50人以上いるのは、県内で7市ある。それぞれの待機児童数は、平成23年4月時点でさいたま市143人、朝霞市116人、川口市103人、新座市97人、所沢市88人、川越市69人、和光市61人である。
- 3 保育所の入所希望者は、毎年2,000人を超えるペースで増加しており、この状況はしばらく続くものと思われる。

### A 子育て支援課長

- 4 安心こども基金の延長については、これまでも県から国に対し、「国の施策に対する提案・

要望」を行ってきた。今後は、全国知事会などを通じ他県との連携を図りつつ、引き続き国に要望していく。国の動向であるが、厚生労働省の概算要求では、「継続について検討していく」となっている。

### A 社会福祉課長

- 5 今回の補正予算で災害復旧に要する費用を補助した54施設は、すべて耐震化されていた。内外壁の小破損、給排水の配管がずれるなどの被害であり、耐震化されていないために被害が出たという施設はない。昭和56年以降に建てられたものについては耐震化が図られているが、それ以前に建築された施設については、施設整備費補助金において耐震化を進めてきた。平成21年度以降は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を活用して積極的に整備を進めてきた。平成23年度末で耐震化未対応の施設は、45施設である。

### Q 柳下委員

- 1 安心こども基金の延長について、引き続き国に働きかけるなど努力してほしい。(要望)
- 2 保育所の入所希望者は今後も増加するという見通しであるが、例えば朝霞市では平成22年度と比較すると待機児童数がほぼ倍増している。そこで、都市部における待機児童対策として、先ほど挙げた7市に対する支援策を伺いたい。
- 3 耐震化に対応していない施設が45あるとのことだが、その内訳を教えてください。また、各施設の今後の耐震化の方針はどうなっているのか。児童養護施設の中には、40年以上経過している古い建物もあるようだが、今後も安心して利用していくためにも今後の見通しについて聞かせてほしい。

## A 子育て支援課長

- 2 県では、待機児童の多い市町を訪問し、待機児童の解消に向けて積極的な働きかけを行っている。特に待機児童の多い7市については、対策会議を開催しており、待機児童の解消を進めるための情報の共有化を図ったり、保育所の整備などを働きかけたりしている。

## A 社会福祉課長

- 3 耐震化に未対応の45施設の内訳であるが、救護施設1、障害児(者)施設11、児童施設11及び高齢者施設が22である。このうち2施設が廃止予定、6施設で耐震化の計画が進んでいる。残りの37施設については、委員御指摘のとおり昭和37年築など古い建物が多いことから、耐震化ではなく全面的な建替えを検討しているところもある。ただし、施設においても自己負担が生じることから、法人の財政状況等を勘案しながら耐震化を進めてまいりたい。

## Q 柳下委員

- 1 川越市、日高市、さいたま市などの児童養護施設の中には、かなり築年数を経過しているところもある。それらの施設は、児童の生活の場であるとともに、人間としての全面的な発達の場でもある。それにふさわしい施設であるべきで、予算がないからできないというわけにはいかないと思う。県としては、施設まかせにするのではなく親身に対応すべきと考えるがいかかか。
- 2 耐震化工事の費用負担の割合は、国が1/2、県が1/4、施設が1/4ということで、国庫補助を利用しても1/4の自己負担が生じる。その費用がないから建替えや耐震化工事ができないという施設があった場合、県の方針はどうか。

## A こども安全課長

- 1 耐震化未対応の11児童施設のうち、すでに耐震化工事に着手している施設が1施設、具体

的計画を立てているもの4施設、診断済みのもの1施設、残り5施設は検討している状況である。子どもの安全を守るという観点に立ち、準備のできるのところから早期に着手してまいりたい。

## A 社会福祉課長

- 2 施設負担については、融資にかかる利子補助のほか、県単補助事業を活用しながら、支援・相談を行ってまいりたい。

## Q 柳下委員

保育所の待機児童の関係で、7市を集めた会議を行っているとのことだが、その中で7市からどのような要望が出されているのか。

また、7市の中で待機児童数を上回る計画をしているところはあるのか。

## A 子育て支援課長

各市とも待機児童数を超える整備計画を進めているが、新たな保育所整備が潜在的な需要を喚起し、なかなか待機児童が減らないなど、どこの市も抱えている問題は共通している。同様のことは全国でもいえる。市からは国に対する財政支援を求める声が多い。

## 柳下委員

さいたま新都心にさいたま赤十字病院と県立小児医療センターを移転する計画について、知事から発表があった。しかし、小児医療センターは地域医療に大きな役割を果たしており、岩槻区や蓮田市をはじめとする地元の方々は、小児医療センターが移転してしまったらこの地域の医療はどうなってしまうのかと大変不安を感じている。小児医療センターで受診するために、岩槻区に引っ越してこられた方もいる。建設時の記録を読んでも、地権者の方々や地元自治体が大変な熱意をもって小児医療センターの建設に努力したことが分かる。そういった経緯もある中で、地元の方々をないがしろにしたまま移転の計画を進めること

は問題である。また、現在の小児医療センターは道路状況などの環境がとても良いのに対し、さいたま新都心周辺は駐車場が少なく、道路も渋滞がちである。さらに、特別支援学校の移転問題も出てくるが、岩槻の特別支援学校は二年前に大規模改修が終わったばかりで、岩槻に残してほしいという声もある。地元の方々とはこれから合意を形成していくということだが、これらの点についてどのように考えているのか、更なる参考意見を求めたい。

#### A 経営管理課長

小児医療センターの移転についてはさいたま赤十字等々と内部で事務的に検討しているところである。計画を具体化していく過程において、地元の方々と意見交換を行ってまいりたい。

#### Q 柳下委員

移転計画が発表になってから、地元医師会、現在の小児医療センターにご協力くださった地権者の方々などへの説明は一切やっていないのか。

#### A 経営管理課長

地元の地権者等には事前の説明は行っていない。県の医師会に対しては、逐次連絡等を行っている。

#### Q 柳下委員

今回の請願は、岩槻区の人口の半数近い方々の賛同により提出されている。地域の方々にとって、それだけ重要な問題であるという認識を持つべきである。医師会には伝えてあるが、地元の方々には伝えていないというのは問題だと思う。決まってから報告するのではなく、最低限でも現在分かっている情報を説明していくことや、地元の方々の意見を聞くことが大事ではないか。また、インターネットで「埼玉県立小児医療センター整備基本計画策定調査業務委託公募プロポーザル実施要領」を見たが、プロポーザルを請け負う業者も日赤の動向が分からないので困っているという話も聞く。私は、この請願については採択すべきとの立場か

ら、地元の方々の意見や要望を良く聞きながら計画を進めていくことが必要と考える。

#### 柳下委員

知事は6月に小児医療センターをさいたま新都心へ移転する計画を公表した。さいたま赤十字病院との一体的な整備によって総合周産期母子医療センターや高度救命救急センターの機能を持たせるというものだが、移転問題は軽々に進めることの出来ない課題を抱えていると考える。一つには、小児医療センターが担っている小児医療体制が弱体化するのではないかということである。蓮田市をはじめとする地元自治体から移転しないでほしいという要望が出ていることは周知のとおりである。第二の問題は、小児医療センターが移転した場合、特別支援学校の併設を含めて、現在のセンター機能が担えるのか、医療関係者等に不安が広がっていることである。県民的な議論にすべきとの立場から、私は採択にすべきとの立場であるが、先ほど行った参考意見に対する疑問を踏まえたくて趣旨採択にするということであれば、異議はない。

#### 柳下委員

不採択の立場から意見を述べる。第一に、すべての食品にベクレル表示をすることは、現実的ではない。それは、検査をした食品は粉々にされてしまうので、店頭に並べることが不可能だからである。請願者の気持ちは理解できるが、この請願の内容では責任を負うことができない。第二に、請願理由に、「WHOの基準はキログラムあたり10ベクレル、米国は全ての放射性物質と合わせて170ベクレル。日本ではセシウム137とヨウ素131を合わせただけで、2,500ベクレルいうとんでもない数値になっている」と記載されているが、この数字は非常に不正確である。WHOの基準の10ベクレルは、平常時の基準であり、WHOのガイドランスでは緊急時には適用できないとされている。また、米国の170ベクレルは、ヨウ素131のみの指標値である。放射能汚染から県民の健康を守る

ため、今後も農産物の徹底的な検査と公開を求める。

#### Q 柳下委員

基本的にはこの条例に賛成である。国としての法律も今年できたので、もっと早く作成すべきであったと考えている。第6条第2項第8号「母子の歯科口腔保健の推進及び児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策」とはどのような取組か。

A 野中厚議員 歯科医師が口の中を診て、むし歯が多かったり、口の中が荒れている場合、育児放棄によるのではないかと推測することができる。その観点から、項目に加えたものである。

#### Q 柳下委員

- 1 医療費の抑制施策の中で、経済的理由により歯科医療を受けられない人や治療を中断してしまう人たちへの対策が必要である。2007年の総務省家計調査では、経済的理由で歯科治療を控えたことのある人が、高所得層で13%、低所得層で40%となっている。収入格差が歯科受診の格差につながらないようにしなければいけないと考えるがどうか。
- 2 保健師の間でも、診療報酬の引き上げや保険適用範囲の拡大が必要と考えられている。条例を作っただけで満足するのではなく、健診率の向上などの具体的な取組や予算措置が必要と考えられるが、いかがか。

#### A 野中厚議員

- 1 むし歯になる前の予防が、何よりも大切であると考えている。そのため、県民の責務として歯科疾患の予防に取り組むことを記載した。治療が必要になった場合は医療保険で対応できるため、それほど大きな負担は生じないと思う。
- 2 予算措置については、この条例に基づき県は歯科保健の施策を定めていくことになるので、その施策に対して必要な予算措置が講じられるものとする。

#### 柳下委員

歯科医師や保健師の人材育成や、かかりつけ医の普及も重要だと思うが、その点についてどのように考えるか。

#### 野中厚議員

この条例は、県民をはじめ各分野の方々が分担して改善していこうという趣旨なので、御質問の件については、県医師会で検討してもらえらると思う。

#### 柳下委員

放射線の影響に関するQ&Aについてだが、どのような方々に読んでいただくかという観点から、工夫の余地があるのではないか。若い子育て中の方々、とくに授乳中のお母さん方は、放射能の影響に非常に強い関心を持っているが、現在県からホームページで公開されている資料は表現が少し堅く、読みにくい。設問なども、職員が作ったものという印象を受ける。私は最近、日本大学講師の野口邦和氏による「放射能からママと子どもを守る本」という本を読んだ。この本はとても実践的で、基本的な所をおさえながらもイラスト等を使って分かりやすく書かれている。これらを参考に改善したらどうか。例えば、子どもを持つお母さんにターゲットを絞ったものを作成したりしてはどうか。

#### 健康づくり支援課長

今回のパンフレットは初めて作成したものであるため、対象を幅広くとらえた。授乳中のお母さん方を対象としたパンフレットは、6月に厚生労働省から各機関に送付されているところであるが、関係部局でも色々と検討してまいりたい。委員御指摘の著作については、私も読ませていただいている。大変歯切れが良く分かりやすいと思った。県が作成した資料は正確な表現を心がけ、根拠なども詳しく説明している関係もあり、少し堅くなっているかもしれない。改訂を行う際に、委員御指摘の点も心がけてまいりたい。

### 3 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年10月7日

#### Q 村岡委員

- 1 今回の被害は総延長354mに及び、復旧工事は深さ11mの杭を450本打ち地盤改良を行うという大がかりなものであるが、液状化の原因について、どのような調査を行ない、復旧方法を決定したのか。
- 2 復旧工事費の負担割合の根拠を教えてください。また、復旧工事費に国庫補助は適用されるのか。

#### A 水道管理課長

- 1 県土整備部によると、ボーリング調査の結果、堤体部の地層には二つの砂層があり、その砂層で液状化が発生したことが分かった。復旧工事は、砂層をカバーする形で地盤改良を実施することとなった。
- 2 負担割合は、異なる目的を持つ事業者が共同で施設を建設、管理する特定多目的ダムと同様の手法により決めている。

国庫補助については、県土整備部が行う治水対策部分は対象となるが、企業局が行う利水部分は対象外となる。

#### Q 村岡委員

砂層が液状化の原因とのことだが、今回の被災箇所以外にも広範囲に砂層が分布しているおそれがある。今後も、大きな地震が起きる可能性があるが、調節池全体の調査を行う考えはあるか。

#### A 水道管理課長

県土整備部に管理を委託している施設であるため、今後、管理方法等の協議の中で県土整備部と調整していく。

#### 村岡委員

発言の前に、資料の配付をしてよいか。

#### 委員長

資料の配付を認める。

(書記が各委員に資料を配付)

#### 村岡委員

私は紹介議員であるので、請願の採択を求める立場で発言をする。

所得税法第56条では、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと規定されている。これにより、例えば、夫婦で働く零細業者は、朝早くから夜遅くまで泥まみれ、汗まみれで働き続けても、夫人は家族従業者という理由で対価が認められない。つまり、働いた事実そのものが認められていない。これは、家族従業者の人格を、税法上否定するものだと考える。

世界では、家族であろうが従業員であろうが、経費として認められている。請願の趣旨に述べられているが、事業主の所得から控除される働き分は、わずかな額であり、社会的にも経済的にも自立できないのが現実である。親と一緒に働いている息子が所得証明を取れないためローンを組めないなど、様々な不利益を被っている。中小零細企業のどこも苦しい状況であり、その中で歯を食いしばり、夫婦又は家族で必死で働いている。なのに、所得税法第56条により、家族の自家労賃が認められず、ただ働き扱いになっている。

この課税の考え方は、そもそも明治時代にさかのぼって、家父長制度のもとで、戸主のみを納税者として扱うものとして家族全体の所得を合算して納税させてきた名残である。一人一人の個人の人格を尊重する憲法にも違反するし、男女共同参画社会の流れにも、世界の流れにも逆行する所得税法第56条は廃止すべきと考える。

なお、ただ今あった異論について触れさせていただきます。

1点目は、第57条で特例が定められており不

合理と言えないというものがあるが、私は、原則は白色申告であり、また、納税者と課税庁は租税関係において対等であると考え。青色申告は、納税者に一定の特典を付与する引替えに、帳簿の備付けや記録の義務を課し、課税庁に裁量を取込む事を目的としたもので、税務執行の便宜から導入された制度である事は広く知られている。申告の仕方は自由であり、青色申告に誘導されるべきではなく、あえて特例があるということなら、第56条そのものが不要と考える。

2点目は、適正申告を奨励する観点から合理的との論理があるが、私は課税庁側の発想だと考える。課税庁に都合のよい措置であり、納税者と課税庁は対等であるということが税の基本であり、尊重されなければとらないと考える。

3点目に、帳簿記載が困難ならば指導を受ければよく、廃止を求める理由にならないという話があるが、これは青色申告に誘導するものである。繰り返しになるが、申告方法は納税者の自由選択である。この問題は、一人の人格を持つ人間の存在を否定するか認めるかというものであり、当然、人格・人権が認められるべきであり、第56条は廃止すべきだ、と考える。

最後に、配付した資料であるが、9月22日現在の所得税法第56条の廃止を求める決議書・意見書を採択した全国の自治体の一覧表である。私が調査したところ、昨年9月時点では5県、272市町村であったが、今年9月では7県、333市町村と非常に増加している。この現実、実態を重く受け止めていただきたい。

税理士団体においても、全国で意見書が採択されている。意見書の採択が全国に広がっている意味を、各委員にしんしゃくいただき、ぜひ採決していただきたい。

#### 委員長

この際、産業労働部から、当面する行政課題として、「西部地域振興ふれあい拠点施設（仮称）整備事業について」報告を行いたい旨の申出を受けているので、これを許す。

なお、説明は着席したままで結構である。

#### Q 村岡委員

大事な施設なので、是非地域に喜ばれる施設にしていきたいと思う。3点教えていただきたい。

- 1 事業手法をPFIから県市施設は請負方式、民間施設は民間提案に変更したとのことだが、変更の経緯と変更によるメリット・デメリットを教えていただきたい。
- 2 民間事業者の応募を10月3日に締切ったとのことだが、応募が何社あったか、また、どんなイメージで応募がきているか。
- 3 運営については今後検討していくこととなると思うが、現時点で利用料、利用時間をどのように考えているか。

#### A 産業拠点整備課長

- 1 当初、PFIで入札を行ったところ、大手ゼネコン1社が応募したが、指名停止により失格となった。その後、大手ゼネコンを含めヒアリングをしたが、1社しか手が上がらない状況であり、競争性、透明性が担保されないことから、PFIから、県市施設は請負方式、民間施設は民間提案に転換した。

メリットについては、競争性が働くということが挙げられる。実際、県市施設のデザインは8社の競争の中から選ばれたものである。また、建設についても、多数の参加者による入札によりコストが下がることが十分見込まれる。デメリットは、今のところほとんどないと考えている。

- 2 民間事業者の応募は、3社から応募があった。応募条件として、商業系施設、健康維持・増進施設、観光振興に寄与する施設などを設定したが、概ねこれに沿った提案が提出された。

#### A 産業拠点整備課長

- 3 利用料等、運営については、今後、川越市と協議して決めていくこととなる。利用時間につ

いては、創業支援施設については24時間利用可能となる予定であるが、その他の施設については施設ごとに利用時間が違ってくるため、柔軟に対応していく。

#### Q 村岡委員

- 1 今後、浄水場の非常用自家発電設備を増強するそうだが、具体的な内容を伺いたい。また、県が努力しても市町村も足並みを揃えなければ給水できなくなるが、市町村との連携はどのように考えているか。また、設備の増強は国庫補助の対象となるのかも伺いたい。
- 2 浄水発生土の保管量は下水道汚泥よりも多く、心配している。保管の状況は、5つの浄水場で異なるのか。聞くところによると、コンクリートの床に置きビニールシートをかけているとのことだが、大雨が降った時に流出する心配はないのか。

#### A 水道管理課長

- 1 非常用自家発電設備は、これまでは消防、照明、監視制御システムなどの保安電力確保を目的としており、長時間の停電や繰返しの停電は

想定外であった。浄水場の全施設に非常用発電設備を整備するのは費用がかかり過ぎ現実的ではない。委員のお話のとおり、市町村と連携を取りながら、どの程度整備していけばよいか協議していきたい。

なお、市町村も大部分で非常用自家発電設備を整備しているようであるが、一部、整備されていない場所もあると聞いている。

現時点では、このような整備に対する国庫補助の枠組みはない。老朽化した設備の整備や、災害時の復旧については一部国庫補助の制度があるので、このような事についても要望していきたい。

- 2 5つの浄水場での保管方法に大きな違いはない。どの浄水場でも保管庫は満杯であり、場内のコンクリートの床や舗装路面の上にシートを敷き、その上に保管している。さらにシートをかぶせ、飛散防止の措置をとっている。このような状況から、雨が降った場合でも、地面に浸出する心配はない。また、万が一流出したとしても、雨水は浄水場から外部へは出ない構造となっている。

## 4 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における柳下県議の質疑

2011年10月12日

### Q 柳下委員

- 1 奨学金支給事業について、保護者の所得が1,000万円という枠があるとのことだが、親の所得の低い子も海外に行けるよう、誰もが世界に羽ばたいていける機会が与えられる必要があると思うがどうか。
- 2 特に高校生の留学について、奨学生に対し県へ貢献してもらいたい気持ちも分かるが、埼玉県に貢献しなくても、グローバルな人材として、例えば宇宙飛行士やサッカー選手のように、小さく埼玉だけに貢献と言わず、もっと大きな視点で考える必要があると思うがどうか。
- 3 中小企業若手社員海外研修支援事業において、大手企業については海外に派遣をして人材育成していると思うが、埼玉県の中小企業の中で、事業者と若い社員が今の経済の中で、どう企業が生き延びていくのか、中小企業としての強みをどう世界に向かって羽ばたいていくのか、この点についても県の支援が必要である。既に交付決定している14社の実際の成果や今後の行政効果、期待はどのようなものか。
- 4 若者の内向き化は何故なのか、県はどのように考えているのか。というのは、自分の国に対する関心、外国との教育の違い、例えば服装などは日本は厳しいが、アメリカでは服装を制限するなら学校に行かないと言っている子もいる。海外との教育のギャップ等も含めて、グローバル化と言うならば、世界の状況を見ながら世界に通用するような改革が必要と考えるがどうか。
- 5 インターンシップ促進事業で受入先が6社あるが、海外に現地法人を持つ企業は県内にどのくらいあるか。

また、派遣先であるクラウンファスナー株式会社の現地法人所在地がタイのアユタヤにあり、現在タイで水害が起きているが、派遣先で水害などの災害が起こった場合には、現地との連絡はどう行っているのか。

- 6 「高校生世界へはばたけ！育成塾事業」の中に「大使館発！世界がわかる授業」があるが、どのような効果があるのか。

### A 高校教育指導課長

- 1 所得制限については、1,000万円未満が対象となっており、所得の少ない家庭の生徒ほど手厚い構造になっている。例えば高校生で6ヶ月以上留学の場合600万円未満で60万円、1,000万円未満は30万円の支給額となっている。
- 2 埼玉県への貢献については、高校生にはすぐには難しいが、留学経験が将来の基盤になると考えている。
- 4 自分の国に対する関心については、他国との文化の違いを知ることについても意味があると考えている。そういうことを含めてグローバルな人材の育成に取り組んでいきたい。

### A 産業労働政策課副課長

- 3 9月30日現在交付決定を行った14社のうち、研修を終えて副課長 帰国したところが1社あり、研修内容として、中国市場をターゲットとした市場調査を行った。研修生の帰国後報告を受け、今後の中国への展開において、社長から大変勉強になったとの報告を受けている。その他の企業については全体として年度末に報告会を実施し、幅広くその成果を紹介していく予定である。

また、交付決定した14社全て企業に直接伺い、目的や内容を聞いているが、その中でこの制度への感謝の声をいただいている。研修生も、埼玉県や日本への思いを持って研修先に行っていると考えている。

### A 国際課長

- 4 基本的には今の社会情勢、経済及び生徒を含

めた環境等に原因があると考え。若者が海外から帰ってきて、就職活動が早くなってきており、就職の機会を逃さないようにするという就職の制度のため、また、海外に1年間行くと数百万円かかるため、家庭の事情等が影響しているのではと考える。

今回の奨学金事業の開始により、奨学金がきっかけで留学に行けたという声も聞いているため、きっかけがあり、条件が揃えば若者も外へ出て行けるのではないかと考えている。就職等も含めたトータルな制度設計をしていかななくてはならないと考えている。

#### A 就業支援課長

5 県内に本社があり、出資比率が20%以上の現地法人、子会社を持っている企業が約100社あり、100社に声をかけて協力いただいている。派遣した学生とはメールにより、毎週1回の定時報告を受けることとしている。現地での事故等何かあれば随時連絡を取る体制をとって派遣を行ったところである。

#### A 青少年課長

6 「大使館発！世界がわかる授業」にかかわらず、「高校生世界へはばたけ！育成塾事業」では世界へ目を向けさせる動機付け、意識啓発を目的に本年度開始したものである。すぐに効果というのは難しいが、奨学金事業による海外への留学生が増えたり、高校で実施されるその他の事業の動機付け、意識啓発になればと考えている。

#### Q 柳下委員

- 1 1年間留学するには実際には300万円くらいはかかる。やはり一定の所得のある世帯でないと海外留学制度の利用ができないと思う。今後留学を検討している家庭のために奨学金の引き上げを検討できないか。
- 2 県内金融機関との提携留学ローンを創設しているが、金利が低いとはいえ借金である。そのために借金を背負っての留学になるため、金利

ゼロにするなど検討が必要と思うがどうか。

- 3 高校生が応募時に県に貢献しろと言われても分からない。その内容を小論文に書くと言っても難しい。もっと自由にして制限が無くてもよいのではないか。

#### A 県民生活部長

- 1 奨学金額を上げたかどうかということだが、今年度始まったばかりの制度であり、選考する過程で、保護者から所得制限を撤廃して欲しいなどの意見はある。どうしたらより多くの人を海外に送れるのか、貴重な税金を使って海外に行っていくのに、どこまで広げていったらよいのかなどを含めて、より一層使いやすい制度にできるよう検討していきたい。
- 2 ローンについては金融機関に大変な御協力をいただいて日本で一番低い金利で行っている。丸抱えで海外に行くというのは本人のためにも良くない。ある程度負担をしていただいて、行ける人数を増やした方が埼玉県のためになると考えている。県で全額負担する、金利無しでお願いすることは考えていない。
- 3 採用の際の論文については、県の貴重な税金を使うため、応募者がどれほどの決意を持っているのか、帰国後に埼玉県にどう貢献するのかは必ず聞かなくてはならないと考えている。ただし、成果は埼玉県だけでなく、日本が国際化に向かうきっかけ、力となれば良いと考えているが、採用の段階では埼玉県への貢献について聞かせていただきたいと考えている。

#### 柳下委員

高校生の段階で、学んできたものについて、どういう形で生かしていくのかというのは、それから考えていくもの。それを狭く埼玉県にどう貢献するかと堅く聞くのではなく、学んできた成果を人の役に立つためにがんばっていききたいなど決意的なところを聞くように柔軟にしていきたい。利用者から所得制限の撤廃についても要望が出ているならば、しっかり受け止めて改革の検討をお

願いたい。(要望)

#### 委員長

ほかに発言がないので、質疑は終了した。次に、本日の審査に関連して執行部に対し、意見・提言すべき事項を求めます。

なお、意見・提言については、すでに御了承をいただいているとおり、2月定例会において委員

会としての意見・提言を決定していくので、よろしく願います。それでは発言をお願いする。

#### 柳下委員

埼玉発奨学金支給事業については、海外留学を支援するために所得制限を無くすなどの改善を図ること。

## 5 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年10月12日

### Q 村岡委員

- 1 治水対策としての河川改修の最も基本的な考え方を伺う。
- 2 改修率について、延長ベースの59.1%以外に数値化する指標はないのか。
- 3 ゲリラ豪雨に関連して、道路側溝の設計基準は時間雨量50ミリ対応と聞いているが、それ以上の降雨では道路から溢れた量が宅地へと流出する。今後、基準の見直しが必要ではないか。

### A 河川砂防課長

- 1 河川による治水対策の基本は、洪水時の水位を下げて下流へ流すことであると考えている。そのために、川幅を広げたり、川底を掘ったり、調節池を設けている。また整備の順序としては、下流側から整備していくことが基本であると考えている。
- 2 改修率について、調節池、排水機場など各河川施設の整備率はあるが、これらを組み合わせて一つの指標とするのは難しいため、県民にもわかりやすい河川の整備延長を指標にしているところである。また、本県の河川整備は河川法で定められた河川整備計画に基づき行っているが、その目標期間はおおむね30年間となっている。

### A 道路環境課長

- 3 県管理道路においては、時間雨量90ミリ対応で整備を行っている。側溝で受け止めるのは道路上に降った雨が対象である。ゲリラ豪雨対策としては、河川や下水道との一体的な整備が必要と考えている。

### Q 村岡委員

- 1 河川改修率について、調節池などの整備については数値化できないのか。関連して、治水対策全体としていつまでにどの程度整備するなど

の目標・計画があると思うが、どうなっているのか。

- 2 ゲリラ豪雨に関連して、県道の設計基準は90ミリとのことだが、市町村道の基準はどの程度か。また、市町村の行政界では隣接する市に溢れた水が流れたり、下水道本管に余裕があるのに側溝からの接続部が狭く溢れたりしている。市町村に対する県の支援が必要ではないか。

### A 河川砂防課長

- 1 本県の河川整備は河川法で定められた河川整備計画に基づき行っており、その目標期間はおおむね30年間となっている。調節池については、河川改修の状況と池ができることによる効果を合わせて一つの指標として表すことが難しいと考える。

### A 道路環境課長

- 2 市町村道の基準は把握していない。道路の雨水対策については、繰り返しになるが内水対策も含め下水道などとの一体的整備が必要であると考えている。

### Q 村岡委員

ゲリラ豪雨で水害が起きる場所は決まっているように思う。対策について、各管理者が総合的に連携を図りながら整備を進めるべきであり、行政区域を跨ぐ水害でもあることから、県がイニシアティブをとって市町村と連携する必要があると考える。県としてどのようにイニシアティブを発揮し、支援していくのか。

### 県土整備部長

9月定例会の一般質問で危機管理部長が答弁したように、今後は、県が各種ハザードマップを一元的に把握し、進行管理していく。ゲリラ豪雨対策については隣接市町村への影響もあることから、

大きな目で県と市町村が合わさった対策を考えていくべきと考えている。

**村岡委員**

ゲリラ豪雨の水害被害場所は予測・特定できると考えられるので、内水ハザードマップの作成と

併せながら、該各市町村、行政区域を跨る場合も含めて、県が総合的な立場からイニシアチブを大いに発揮して抜本的なゲリラ豪雨対策を進めていくこと。

## 6 知事提出議案に対する反対討論

日本共産党の村岡正嗣です。

私は日本共産党県議団を代表して知事提出議案に反対の討論を行います。

はじめに第98号議案「平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算」についてです。本議案は競輪開催業務を民間事業者に包括的に委託するため、当該期間中の委託料について24年度から28年度までの5年間の債務負担行為を設定するものです。党県議団は平成18年の包括的民間委託の債務負担行為設定の際に、地方公共団体はその財源確保を公営ギャンブルに依存すべきではなく、また、ギャンブルによる生活破綻が問題になっていることも指摘し、競輪事業からの撤退こそを検討すべきだと反対いたしました。その後今日まで問題の解決は図られず、競輪人口においては減少の一途にあり、この5年間の入場者では、延べ54万7千人から36万3千人へと激減しました。今こそ、真剣に公営ギャンブルからの撤退を検討すべき時です。よって、本議案には反対です。続きまして第101号議案「埼玉県税条例等の一部を改正する条例」についてです。本議案は地方税法等の一部改正に伴い個人県民税寄附金税額控除の適用下限を引き下げるとともに、東日本大震災における原子力発電所の事故に係る警戒区域内の自動車について代替自動車取得された場合の自動車取得税の納税義務の免除等を定めるものですが、党県議団はこれらの措置を講ずることには賛成であります。しかし個人県民税の配当割り・株式等譲渡所得割の税率を本則5%とあるものを3%に軽減する措置を平成25年12月31日にまで2年間延長することは一部の大資産家優遇税制であり賛成できません。この措置により年間約25億2400万円の税収減が見込まれます。今必要なことは配当割り・株式譲渡所得割の税率を本来に戻して、県内被災者への支援策など県民の暮らしを

2011年10月14日

守る財源として活用すべきと考えます。よって第101号議案には反対です。

第103号議案「埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例」は、市街化調整区域における市町村の土地利用に関する計画に即した産業系施設の立地を可能とする区域の指定について、この計画がもとづくべきものを市町村の「基本構想」から、地方自治法改定に伴い、いわゆる「市町村都市計画マスタープラン」に変更するものですが、我が党県議団は以下の理由から賛成できません。

そもそも今回の改定対象となっている同条例第6条1項1号は、市町村からの申出があれば、市街化調整区域でも指定した用途と地域に限って知事が開発行為を認めるという、市街化調整区域開発の規制緩和を内容としたものです。この条項によって、すでに工場や物流施設、郊外型大型ショッピングセンター建設など、市街化調整区域の乱開発を招き、貴重な農地や緑地を破壊するものとなっています。党県議団はこれまでも同条項を強く批判してきましたが、今回の改正は、こうした問題点を何ら改めるものではありません。よって、第103号議案には反対です。

続いて第106号議案についてです。本議案は現在鶴ヶ島市にある埼玉県農業大学校移転用地として熊谷市の総合教育センター江南支所、農林総合研究センターに隣接する面積7万6千平方メートル余の土地を約5億1千万円で取得するというものですが、以下の理由により賛成できません。

第1に、本県農業就業人口は20年間で半減、就業者の高齢化は年々進み、農業の担い手育成は喫緊の課題であり、そうした中で農業大学校がこれまで県内各地に新規就農者を生み出す役割を果たしていること。この点は党県議団としても高く評価し、さらに拡充を求めるものであり、本県農業の重要性に鑑みると、現所在地に定着し、交通至便な農業大学校を移転すべきではないこと。

第2に、圏央道沿線は県内でも有数な農業用地が広がっており、その環境保全には十分な注意が払われなければなりません。この点で地元で親しまれた樹齢60年を経た桜の木や湧水などかけがえのない農業大学校の環境を惜しむ声が大きく、移転と開発を中止してほしいという強い要望が寄せられていること。

第3に農業大学校跡地は産業団地としての利用が検討されておりますが、上下水道や周辺道路の整備などインフラ整備について地元市との調整の見通しも立っていないなど、具体的な計画が決まっていないこと。

以上により農業大学校の移転計画は撤回すべきと考え、本議案に反対するものです。

## 7 議員提出議案に対する反対討論

日本共産党の柳下礼子です。

私は党県議団を代表して議員提出議案議第26号議案、議第27号議案、議第34号議案、議第35号議案に対する反対討論を行います。

議第26号議案「地方議会の議決事項に関する見直しを求める意見書」についてです。本意見書は地方自治法を見直し、契約の締結、財産の取得及び処分に関する政令で定める基準を廃止するよう国に対して求めるものです。我が党は、これまで議会の監視機能を高める観点から、土地取得に関しては2万平米以上かつ7千万円以上を議決案件とする現在の政令基準については高すぎるものとして批判して参りました。しかし、だからといって最低限の基準を定めることまで廃止せよという主張には、議会議決権と行政執行権の均衡をはかる観点から賛成できません。ご案内の通り日本国憲法は地方政治に関して首長と議会議員をそれぞれ選挙する二元代表制を定めており、どちらかに極端な権能を与えることはこの制度の趣旨に反するものと考えます。従って議第26号議案には反対します。

つづきまして、議第27号議案「『緊急事態基本法』の早期制定を求める意見書」についてです。同意見書は外部からの武力攻撃や、テロや大規模自然災害への対応を想定した「非常事態条項」が憲法にないなどの理由から「緊急事態基本法」の早期制定を求めるものですが、党県議団は次の理由から反対するものです。

そもそも自然災害やテロ対策には災害基本法や12ものテロ関連条約やテロ関連法が定められており、現行法の枠組みで対応可能であり、不十分な点は現行法の改正を求めるべきであります。

武力攻撃という事態について、我が党は国民保護法制の議論をはじめとして繰り返し国会の場において質してきましたが、政府の答えは一貫して「他国による直接的武力攻撃は想定していない」

2011年10月14日

との答弁でした。それにもかかわらずこのような事態を想定し、土地収用など国民の権利制限を伴う有事法制を制定しようとする政府の狙いは、アメリカの引き起こす戦争への協力に、国民を動員する点にあると我が党は指摘してまいりました。従ってこのような危険な狙いにつながる、緊急事態法の制定には反対です。

次に、議第34号議案「八ツ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書」は、八ツ場ダムが治水・利水の両面から最も有利であるとの国の検証結果を理由に、八ツ場ダムを基本計画通り平成27年度までに完成させることを国に求めています。しかし、この検証を実施したのは、八ツ場ダム建設を推進してきた国土交通省です。それゆえに、検証結果はダム推進という結論先にありきのものになっています。

利水の面で見ると、平成21年度の埼玉県内の実績年間給水量は約8億6000万立方メートルで、10年前と比べて約4500万立方メートル減少しています。1日最大給水量、1日平均給水量もほぼ横ばいで推移しています。関係6都県いずれも傾向は同じです。にもかかわらず、6都県の水需要予測は実態とは逆に需要の増加、それも過大な増加を見込んでいるため、八ツ場ダムのような大規模水源開発をしなければまかなえないことになっています。水需要予測に検証のメスを入れれば、大規模水源開発は不要になるはずであり、八ツ場ダム建設の必要もなくなります。

治水の面では、上流域の保水能力を、森林がほとんど伐採されていた状態で土壌の保水能力が小さかった終戦直後のカスリン台風当時と同じ程度だという前提で計算しているため、利根川の流量が過大に見積もられているという問題点が指摘されています。

以上のように、国による検証は問題だらけであり、八ツ場ダムの必要性が確認されたとはとうてい言えません。しっかりと科学的に検証すれば、

八ツ場ダムは必要ないものだということは明白であり、八ツ場ダムを基本計画通りに完成させるよう国に求める議第34号議案には反対いたします。つづきまして議第35号議案「中国国籍者に対する数次ビザの撤回を求める意見書」についてです。ご案内のとおりいわゆる先進7か国はじめ韓国・シンガポールなど友好国はすでにビザなしで日本に入国が可能ですが、数次ビザはそれに次ぐ措置として多くのアジア諸国に発行されております。問題の中国国籍者に対する数次ビザは、観光振興策の一環として沖縄県知事の強い要望により実現

したものです。「歴史的水準の円高は、地域の製造業・観光業に大きな打撃を与えて」いるという認識から、本県議会にも提案されている「円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書（案）」の要望項目の3に「外国人観光客が減少している観光業への支援策を実施すること」とあげられております。数次ビザはまさにこの趣旨から発行開始されたものであり、党県議団は撤回の必要はないものと考えます。よって、議第35号議案に反対します。

## 8 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（各会派で態度が異なるもの） ○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度									採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属			
								木下	日下部	白土	
第97号	平成23年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第98号	平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第99号	平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第100号	知事等の期末手当の特例に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第101号	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第102号	障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第103号	埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第104号	執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第105号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第106号	財産の取得について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第107号	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第108号	首都高速道路株式会社の埼玉県高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第111号	平成23年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題22号	埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

## 議員提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度									採決結果	
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	木下	日下部	白土		中原
議第23号	埼玉県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第24号	円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第25号	放射性物質による製茶の被害に対する早急な対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第26号	地方議会の議決事項に関する見直しを求める意見書	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第27号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
議第28号	トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第29号	地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第30号	今年度限りで終了する基金事業の継続・拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第31号	意見書に対する関係行政庁等からの誠実回答を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第32号	さいたま新都心第8-1A街区整備に関する決議	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	原案可決
議第33号	「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第34号	八ッ場ダム建設事業の早期完成を求める意見書	×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
議第35号	中国国籍者に対する数次ビザの撤回を求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	原案可決
議第36号	議員派遣について(第11回都道府県議会議員研究交流大会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第37号	議員派遣について(図書室委員会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択を求める ▲継続審査 ×不採択を求める

請願番号	新規・継続	件名	各会派の態度										採決結果		
			共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属						
									木下	日下部	白土	中原			
議請第17号	新	県立小児医療センターの存続に関する請願書	○	○	○	○	○	○	○	○	×	※	○	○	趣旨採択
議請第18号	新	地方消費者行政を充実するため国による実効的支援を求める意見書を国会及び政府に提出することを求める請願書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択
議請第19号	新	私学教育振興のため、公費補助のさらなる充実等を求める請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採 択
議請第20号	新	所得税法第56条の廃止を求める請願	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×	不採 択
議請第22号	新	すべての食品にベクレル表示をすることを求める請願	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	不採 択
議請第23号	新	県政調査費収支報告書の領収書貼付用紙には議員の個人名を明記するよう求める請願	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	不採 択

※趣旨採択に反対

<p>声明・談話</p>
--------------

## 記者発表

2011年10月14日

日本共産党埼玉県議会議員団  
団長 柳下礼子

### 2011年9月県議会の閉会にあたって（談話）

一、埼玉県議会9月定例会は「平成23年度埼玉県一般会計補正予算」「埼玉県税条例の一部を改正する条例」など32件のうち30件の議案を可決・同意して10月14日閉会した。

一、9月22日の開会日冒頭の議会運営委員会に対して、突如自民党は「請願に対する討論は原則として行わない」という申し合わせを行う提案を行い、29日には自民・公明の両会派により同委員会で採決が強行された。党県議団はこれに対して直ちに「議会制民主主義の理念に照らし、県民の批判を免れ得ない」として抗議談話を発表し、請願討論を保障するよう求めた。その後、党県議団、社民党、無所属議員の三者が、議会運営委員会に請願の討論を申し出たが、本日の閉会日に自民・公明両会派が反対を主張し、委員長によって討論は不許可とされた。少数政党の発言の場が閉ざされるのではないかとのが党の危惧が、現実となったことは遺憾である。

請願の審査内容や各会派、議員の態度を、主権者である国民や住民に明らかにすることは、代議機関としての議会の本来の役割であり責務である。しかし、請願は付託常任委員会で審議され、本会議最終日の委員長報告によって委員会審議結果が報告されるが、発言者は伏せられ発言内容も要点に限られる。これでは常任委員会に議席を有しない少数会派の意見表明の場は保障されず、各会派が請願に対してどのような態度をとったか県民には明らかにされない。

党県議団は、議会運営委員会の決定に対して改めて強く抗議するとともに、これからも請願の本会議討論を認めるよう引き続き機会あるごとに求めていく決意である。

一、本県議会の知事提出議案のうち4議案に対して党県議団は反対した。「県税条例等の一部を改正する条例」は個人県民税の配当割・株式等譲渡所得割の税率を本則5%とあるものを3%に軽減する措置を2年間延長するものだが、一部の大資産家優遇税制だとして反対した。「埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例は」市街化調整区域の開発許可について市町村からの申し出があれば知事が認めるものという規制緩和を内容にしており、この条例によってすでに乱開発が進められてきたとして反対した。県立農業大学の移転のための用地を取得するための議案は、地元から農業大学校の環境を惜しみ移転と開発を中止してほしいという強い要望があり、農業の担い手育成の重要性から、現所在地に定着し交通至便な農業大学を移転すべきではないなどの立場から反対した。

一、9月30日には党県議団の村岡正嗣県議が初の一般質問に立った。村岡県議は東日本大震災の被災者支援をはじめ医師確保対策、県立小児医療センター移転問題など取り上げた。中でも久喜市の液状化地域は「県内最大の被災地だ。知事は東北の被災地を訪問して『こんなことがあっていいのか』と感想を述べた。現場を見たからこそだ」と久喜市の現場を見るように迫り、知事は「真剣に受け止める」

と答えざるを得なかった。

また、狭山茶から暫定規制値を超えるセシウムが検出された問題では、県の検査によって検出できず、国や業者の自主検査によって検出された責任を厳しく追及し、知事は「責任を痛感している」と答弁し、お茶以外の食品の検査もインターネットや直売などモニタリング調査を拡大すると答えた。

一、本定例会に県民より提出された請願について、党県議団は「所得税法第56条の廃止を求める請願」の採択を求めたが不採択とされた。家族従業者の自家労賃を認めない同法第56条は、一人一人の人格を尊重する憲法にも、女性差別撤廃条約にも男女共同参画社会基本法にも反するものであり、自家労賃を必要経費として認める世界の流れに逆行する時代遅れの法律であり、廃止されるべきである。

党県議団は「すべての食品にベクレル表示をすることを求める請願」について、引用数字が不正確でありこれを根拠とするには責任がもてないこと、全食品検査は技術上不可能であることから採択に反対した。党県議団は放射能汚染から県民を守るため農産物の検査を強化して、危険な食品は市場に出さないという立場で全力をつくす決意である。

一、議員提出議案について「トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書」と「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書」などが、全会一致で可決されたことは歓迎するものである。

以上

# 2011年12月定例県議会

## 1 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2011年12月16日

### 柳下委員

- 1 奥武蔵あじさい館の今後のあり方を検討する中で、地元の飯能市と協議をしてきたとのことだが、どのような内容なのか。
- 2 開設してから現在までの利用者数の累計はどれくらいか。
- 3 東日本大震災後、利用者数は激減してその後回復傾向にあるとのことだが、その状況について詳しく教えてほしい。
- 4 現場では、朝市や陶芸教室を開催するなど、さまざまな努力を行っているが、利用者を増やすために、県としてはどのような努力を行っているのか。
- 5 指定管理者の指定期間は、おおむね5年程度である。その期間の中で改善のための計画を立て、実行するのだと思う。わずか1年という期間で、その後は民間企業に売却される可能性があるという状況では、指定管理者のモチベーションも低下してしまうのではないか。
- 6 県は、利用者の意見を直接聞いてきたのか。聞いてきたのであれば、具体的にどのような意見があったのか。
- 7 奥武蔵あじさい館で働いている方はどれくらいいるのか。また、そこで働いている方からは今後の雇用について不安の声が寄せられているが、県としてはどう考えているのか。

### 高齢介護課長

- 1 これまで16の民間事業者に譲渡の打診をしたが、良い返事は得られていない。飯能市からは、奥武蔵あじさい館の収支改善、増収策として「各種団体への利用呼びかけ」や「市役所各部署による宴会等の協力」などの提案をいただいているが、大きな成果に至っているものはまだ

ない。そこで、今年8月に県、市、指定管理者の3者で検討の場を設けた。その中で、飯能市内で予定されているイベントについて具体的な情報提供をしてもらえれば、指定管理者としては営業活動を行いやすいという意見が指定管理者から寄せられた。現在では、飯能市から指定管理者にイベントカレンダーが提供され、これにより指定管理者が効率的な営業活動を行っている。

- 2 開設から昨年度までの累計利用者数は、宿泊利用が約40万人、休憩利用が約73万人である。

### 高齢介護課長

- 3 東日本大震災後の利用状況については、震災のあった3月が前年度に比べ68.9%の減、4月は38.5%の減となっており、3月から4月にかけて大きな影響を受けた。その後、5月は2.5%の減、6月は12.7%減、7月が6.8%の減、8月が0.8%の減、9月が7.1%のプラスということで、7月以降は回復基調にある。
- 4 県としては、指定管理者による運営のより一層の弾力化を図り、民間経営のノウハウを最大限発揮できるような環境を作ることが大切であると考えている。同時に、指定管理者任せにせず、県としても積極的に経営改善に努力すべきということから、老人福祉施設協議会などの関係団体に働き掛け、利用促進に努力している。また、ポイントカードを発行しており、リピーター確保に努力している。現在までに8,000人以上がポイントカードを利用している。
- 5 指定管理者にはいろいろ苦勞をかけている部分もあるが、指定管理者の側でも県の考え方をよく理解いただき、協力的に対応してもらっている。協力してもらっている指定管理者のため

にも、早急に結論を出すように努力してまいりたい。

- 6 指定管理者が随時アンケートを実施し、利用者の意見を聞くようにしている。県としても、そうした利用者の声を踏まえて対応してまいりたい。
- 7 奥武蔵あじさい館のパート職員68人のうち、飯能市民は55人と8割以上を地元の方が占めている。

#### 柳下委員

- 1 利用者から寄せられたアンケートの具体的な内容について教えてほしい。
- 2 指定管理者任せでなく、県としても利用者を増やすための努力を行っているとのことだが、その努力の具体的な内容について教えてほしい。
- 3 奥武蔵あじさい館のパート職員68人のうち55人が飯能市民とのことだが、万が一この施設が民間に譲渡された場合、どのように地元雇用を確保するつもりなのか。

#### 柳下委員

- 4 飯能市からも具体的な要望があったと思う。市としては、県の施設としてしっかりと残してもらいたいという意向であり、市に任されても困るという話である。飯能市長も、奥武蔵あじさい館設立当初の趣旨を活かして県の施設として存続してもらいたいと述べているが、県はどう考えているか。
- 5 ホテル事業者に打診しても譲渡先が見つからないということだが、あの立地条件で民間企業が運営するのは厳しいのではないかと。県としては、原点に立ち返って、地元利用者を増やす方策を考えるべきと思うがどうか。

#### 高齢介護課長

- 1 利用者から寄せられたアンケートの具体的な内容であるが、奥武蔵あじさい館を選んだ理由の中で一番多かったのは「以前利用してよかったから」、次いで「60歳以上の利用料金が安い

から」であった。今後も利用者の声に応えた運営を行ってまいりたい。

- 2 県としては、奥武蔵あじさい館の利用を促進するため、各関係団体にレクリエーション事業としての利用を働き掛けており、興味を持った一部関係団体が現地視察にも行っている。こうした働き掛けを継続し、利用者の増加に結び付けてまいりたい。
- 3 朝が早く夜遅いという宿泊施設の性格上、地元雇用が前提になると考えている。仮に民間企業に譲渡しても、地元雇用を前提に検討してまいりたい。
- 4 飯能市からは存続の要望をいただいているが、県の考え方は飯能市にも理解していただいていると認識している。今後も飯能市と意思疎通を密にしながら進めてまいりたい。
- 5 譲渡先の民間業者が見つからない点については、ホテル・旅館業を取り巻く環境は厳しいものがあるが、こうした厳しい状況をチャンスに変えることができる企業もあるのではないかと考えている。今後は、公益法人などにも幅広く働き掛けてまいりたい。

また、収支改善策についても、指定管理者を含めてしっかりと行ってまいりたい。

**柳下委員** さいたま市内の浦和東武ホテルが撤退したように、ホテル・旅館業は全国的に厳しい状況にあり、譲渡先を見付けるのは難しいと考える。「以前利用してよかったから」、「60歳以上の利用料金が安いから」などの利用者の意見をもとに、今の施設をより良くしていく方が現実的である。奥武蔵あじさい館は、埼玉県奥武蔵あじさい館条例に規定されているとおり、単なる旅館ではない。奥武蔵あじさい館の運営を通じて、関係諸団体を含めた活性化を図っていくこともその役割である。1年という指定管理期間を繰り返すのではなく、民間譲渡そのものをあきらめるべきと考えるがどうか。

**高齢介護課長** 民間であっても低料金で、バリア

フリー化された施設は多くなっている。そういう施設でないと、今後勝ち残っていくことはできない。しばらくは、しっかりとした経営理念と経営基盤を持った企業があるのではないか、という考えで検討を進めてまいりたい。

**柳下委員** 希望的な観測に聞こえるが、1年後に結局また相手が見つからなければ、もう1年延長となるのか。

**高齢介護課長** 1年という限られた期間の中で、しっかりとした検討と行動を起こす考えである。引き続き最大限の努力を行ってまいりたい。

**柳下委員**

1 第113号議案について、これまで地域医療再生基金を活用して、どのような事業を行ってきたのか。

2 第114号議案について、以下の点を伺う。  
病院事業会計の資産購入費2,315千円の土地鑑定評価の委託手続きについて、算出根拠と合わせてどういう手続きで行っていくのかを明らかにしてほしい。

3 9月定例会で「県立小児医療センターの存続に関する請願書」が趣旨採択されたが、その中身は現在の県立小児医療センターの機能を現地に存続していただきたいというものだった。知事も本会議で、高度かつ専門の病院機能を切り離すことは、その性格上困難であると答弁していた。この請願は趣旨採択されており、議会の意向を完全に無視することは許されないと思うので、私は現時点で新都心への移転が決まったものとは受け止めていない。機能を現地に存続する考えはないのか。

4 県立小児医療センターのさいたま新都心第8-1A街区への移転をめぐって、さいたま市岩槻区や蓮田市はもとより、センターの地元である東部医療圏、中央医療圏でも反対の声が広がっている。伊奈町では患者家族を中心に署名活動が広がり、蓮田市では12月17日の説明会に先

立って存続を求めるパレードも予定されていると聞く。すでに実施された岩槻区の説明会では、住民からどのような声が出されたのか。

5 埼玉県は人口あたりの医師数が全国一少ないことで知られているが、センター周辺の医療圏は、その埼玉県の平均にさえ達していない。このような医師数の少ない地域の対策を、県はどのように講じているのか。また、3次救命救急センターが東部北・中央医療圏には一つもない。これまでは高度医療機関の小児医療センターが重篤な救急患者を引き受けてきたが、移転してしまったら1時間近くかけてさいたま新都心まで搬送しなければならない。このように、この地域に救急センターや周産期センターなど医療資源が乏しい状況について、どう考えているのか。

6 県立小児医療センター周辺の中央医療圏は、長年にわたって2次救急輪番体制が埋まらない。センターがさいたま新都心に移転したら、こうした輪番空白日にどのように対応するのか。

**柳下委員**

7 東部北医療圏の土屋小児病院は、平成24年度に新病棟をオープンさせる予定で準備を進めているが、土屋小児病院で話を伺ったところ、24時間365日での対応は大変であると聞いた。また、新病棟の建設補助金も減額されたと聞く。県立小児医療センターが移転した後は土屋小児病院に任せれば、という県の考えは甘いのではないか。

8 県立小児医療センターに通い続けている難病患者の家族の中には、センターの近接地に自宅を購入して通院している方もいる。センターが大学病院以上に質の高い病院だからということで、子どもを抱えて転居した人に対して、急に移転するのはあまりにもむごい。病院までの所要時間が、これまで10分程度だったものが40分、場合によっては1時間以上かかることになる。こういうお子さんは経管栄養や酸素ボンベなどの医療機器をつけた移動を余儀なくされる。

渋滞も発生するさいたま新都心で、現在センターに通う子どもたちは耐えられるのか。病院として大丈夫であると保障できるのか。

9 センターに通院する保護者の話では、受診予約は大変困難であるとのことである。電話をかけても、話中でつながらない。診療科によっては2ヶ月、3ヶ月、中には半年待ちもあるという。さいたま新都心に移転することで患者数が増加し、この状態にさらに拍車がかかる可能性がある。県は患者数の変化をどのように予想しているのか。

10 現在の7分の1の敷地に小児医療センターが移転するのであれば、当然高層化が予想される。10階以上とも言われている。

この中に特別支援学校とさいたま市の施設もすべて納めると言われている。今でも4階以下と定められている特別支援学校のプールや体育館、農園をどこに配置するのか。現在と変わらない環境を保障できるのか不安である。災害時に大きな不安のある高層化が、小児医療機関として望ましいのか。震災が発生してエレベーターが止まった場合、子どもを抱えてどのように避難するのか。

11 難病患者が通う病院は駐車場の完備が必要である。移転すれば他の地域からの患者が集中する可能性がある。駐車場は確保できるのか。職員も準夜勤や夜勤のために駐車場が必要だが、職員の駐車場はどのように確保するのか。

#### 柳下委員

12 患者やその家族をはじめ、医療関係者にも周辺住民にも何の情報も提供されず、知事もこの点は反省していると答弁している。

病院内部では、どのような検討がされてきたのか。私はかつて医療関係の仕事に従事していたから分かるが、新しく病院を作る際は各部門がそれぞれ検討し、全体の検討会議を開くなど、大変な手間がかかる。今回の移転は、知事の発表があってから急に始まったような印象を受けるが、その点についてはいかがか。

13 説明会が岩槻区と蓮田市で開かれているが、他の自治体でも実施を検討すべきではないか。

14 地域医療を担っている医療関係者に対しても、丁寧の説明すべきである。小児医療センター周辺の産婦人科、小児科は、大変な不安を抱えている。議会答弁でも名前が挙がった春日部市立病院や土屋小児病院に対しても、まだ一言も説明もないと聞いている。丁寧に説明し意見に耳を傾けるべきではないか。

#### 経営管理課長

2 まだ病院局の方で持ち分等は決まっていない。今後予算を計上する中で、議会の了解を得て確定するものと考えている。現在、病院局としては1ヘクタールを想定しているので、1.4ヘクタール分の1.0ヘクタールということで、全体の鑑定費の約68%を病院局の負担金として計上したものである。土地鑑定評価の委託手続きは、企画財政部で行う予定である。企画財政部に確認したところ、契約方法等は決定していないが、鑑定料は決まっているので随意契約で行うとのことである。

3 病院局としても、9月定例会で請願が趣旨採択されたことは尊重している。検討を重ねた結果、先日の知事答弁にもあったとおり、県立小児医療センターは全体でひとつの高度専門医療の機能を発揮しているの、現在地に一部の機能を残した形での移転は困難であると考えている。

4 12月10日の土曜日に、岩槻駅前のワッツルームで説明会を実施した。住民の参加者は68名で、1時間40分ほど行った。「現在地に残ってほしい」という意見が一番多かった。また、移転後の小児救急医療体制についての質問や、耐震化をしっかりとすれば現在地でも存続できるのではないかという意見が出された。

#### 経営管理課長

8 委員御指摘のとおり、現在の県立小児医療センター近辺に自宅を購入された方々には御不便

をかけることになると思う。しかし、仮にさいたま新都心に移転になった場合でも、そういった方々に対して十分な医療を提供できるように努めてまいりたい。

- 9 受診の予約が困難であるという話は伺っている。新病院の建設に当たっては、そういった点で御迷惑をかけないように努力してまいりたい。
- 10 与えられた条件の中で、患者、御家族、御利用の方に御不便をかけないような形で努力してまいりたい。特別支援学校のプール等については、現在教育局で検討しているの、一緒に入ることを前提に検討しているが、具体的な内容については答弁を差し控えたい。
- 11 現在、患者用の駐車場が約300台分ある。さいたま新都心に移転になった場合でも、患者やその御家族に迷惑をかけないために、駐車場や動線等については十分検討してまいりたい。また、準夜勤や夜勤の職員の駐車場についても、確保する方向で検討してまいりたい。
- 12 知事による6月2日の整備イメージの発表を受けて、7月から病院内部でワーキンググループを作った。各セクションの代表、県庁内の関係部局である新都心医療拠点企画室や医療整備課、病院局経営管理課、特別支援教育課などで構成し、これまで6回ほど検討を行ってきた。検討内容は、さいたま新都心への移転に際しての各セクションのあり方や、新病院のあり方についてである。
- 13 地元説明会は12月10日のほか12月17日開催する予定である。今後も、地元の要望に応じて開催してまいりたい。
- 14 県の医師会を通じて、地元の医師会長等とは意見交換を行った。今後、要望があれば説明会、意見交換等をしてまいりたい。

#### 医療整備課長

- 1 これまでの基金は2次医療圏を対象としており、西部第一保健医療圏においては、総合周産期母子医療センターの整備や小児救急医療体制整備のため、所沢市民医療センターの施設整備

を行った。利根地域においては、医療連携ネットワークシステムの構築や、小児専門拠点病院として土屋小児病院の整備を進めている。

#### 発言者発言要旨

##### 医療整備課長

- 5 利根地域においては、救急センターに関しては済生会栗橋病院で整備を進めている。周産期センターは、運営可能な中核的病院がないことは事実である。医師の確保については、救急や周産期の医師確保に重点を置いて、今後とも臨床研修医や後期研修医に対する資金貸与事業等を実施していく。
- 6 土屋小児病院の増床により対応するとともに、済生会栗橋病院も救命救急センターに向けて救急機能の強化を図っている。
- 7 土屋小児病院では、増床に伴い医師をはじめとする医療スタッフも増員すると聞いている。これにより、対応は可能と考えている。また、土屋小児病院の新病棟の建設にあたっては、基金から8割を補助し、残りの2割を国庫補助と自己資金で対応するという枠組になっている。今回、国庫補助が減額されたことにより、土屋小児病院の自己負担分が増えてしまったが、基金による補助割合の変更はない。

##### 柳下委員

- 1 9月定例会で、小児医療センターの機能を現地に残してほしいという請願を趣旨採択した。請願を趣旨採択したことは尊重するということがあったが、その存続をどのように検討しているのか。
- 2 さいたま新都心での医療環境の整備にあたっては、急性期の患者を中心に受入れていくことになると思うが、急性期を脱した慢性期の患者についてはどのように対応するのか。
- 3 他県では、産科を持つ小児病院があるが、本県でも県立小児医療センターに産科を持つことについて検討しているのか。

- 4 総合周産期母子医療センター整備の今後の見通しについてはいかがか。自治医大医療センターに整備するという話も聞いているが、その点についてはどうか。

#### 経営管理課長

- 1 請願については尊重してまいりたい。しかし、県政の重要課題である総合周産期や小児救急の観点で検討すると、現在の構想を進めていきたいと考えている。どうか御理解を賜りたい。
- 2 今回の移転については、急性期の患者が中心であり、慢性期の患者については予定していない。ただ、委員御指摘のとおり、慢性期の患者についても県政の課題であると認識している。
- 3 総合周産期となる場合、合併症をもつハイリスク妊婦を受入れていくことになるので、産科や小児の診療科だけでなく、大人の診療科も持たなければならないが、症例数などを考えると難しいと考えている。

#### 医療整備課長

- 4 総合周産期センターは現在の一極体制から、荒川の東側のさいたま新都心に2か所目を整備する二極体制を目指している。自治医科大学は人材の確保が厳しく、NICUの増床はままならないと聞いている。まずは、地域周産期母子医療センターとしての充実を働きかけてまいりたい。

柳下委員 第113号議案、第114号議案及び第133号議案について、反対の立場から討論を行う。

まず、第114号議案のさいたま新都心第8-1A街区の土地取得にかかる土地鑑定評価費負担金は、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転を推進するものであり、反対である。その理由の第一は、県議会で趣旨採択された現在の小児医療センターの機能を現地に存続していただきたい、という請願に一切答えていないからである。理由の第二は、移転が人的にも

施設的にも脆弱な東部北・中央医療圏の小児医療体制に大きな空白を生むからである。第三は、移転は現在センターに通っている難病患者などの保護者に多大な負担をかけるからである。第四はさいたま新都心では小児医療機関として十分な療育環境を保障できないからである。第五は、未だ内部の検討も周辺自治体の住民への説明も不十分であり、患者の保護者、障害者団体、周辺の医療関係者にも説明を一切していない中、意見も聞いていないからである。以上の理由により、第114号議案に反対するものである。

なお、第113号議案については、本委員会の予算に反対するものではないが、企画財政委員会に付託された土地鑑定評価費に、第114号議案で述べた理由により反対とするものである。

次に、第133号議案について、選定理由として奥武蔵あじさい館は近年、低料金の民間宿泊施設や近隣の日帰り入浴施設が増加し、利用者数が減少傾向にある、こうした状況の中で指定管理を平成23年度の1年間として今後の施設の在り方を検討してきたが、平成23年度末までに結論を出すことが難しい状況になっている。今後さらに検討する必要があるため、さらに1年間、現在の事業者を随意選定したいとのことである。指定出資法人あり方検討会の報告では、県が宿泊施設を設置する必要性に乏しいことから、民間への譲渡を検討すべき、としている。しかし、奥武蔵あじさい館は、条例第1条にもあるとおり、高齢者・障害者及び母子に対し、レクリエーションその他休養のための便宜を供与し、その健康増進と世代間交流を図るための施設であり、普通の旅館とは違う宿泊施設である。

設置した時にも、飯能市にも大変な協力をいただき、全市をあげて存続を願っている。1年という短い指定期間は、会社としても見通しが立たないばかりでなく、地元雇用としても現在、55人の方達があじさい館で働いているが、自分たちはどうなるのかと不安の声を寄せている。3.11の大震災をくぐって、地域の絆の大切さ

が叫ばれている中で、利用者が減ってきているからという理由で1年という異例な指定管理者の選定は自治体として取るべき態度ではない。利用者・労働者いじめではないか。許されないことである。以上の理由から、この議案には反対である。

**柳下委員** 小児医療センターがこれまで果たしてきた県の第3次救急医療機関としての役割は非常に大きい。これだけの人口を抱える埼玉県であるから、産婦人科を含めた総合病院をきちんと建設し、そのうえで小児医療センターも作るべきである。県西部の重要な医療機関である埼

玉医科大学においても、半数のハイリスク妊婦を東京に受け入れてもらっているという現状がある。その背景にあるのは、何といても医師不足の問題であり、病院の勤務医が疲弊していることだ。県は、医師確保対策についてどう考えているのか。

**病院事業管理者** 県立病院については高度医療機関ということで、医師はかなり集まっている。仮にさいたま新都心に移転した場合、機能的にさらに充実するので、医師は確保できると考えている。

## 2 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年12月16日

### 村岡委員

- 1 今後予想される企業立地ニーズのある土地の都市計画法上の用途について、予測があれば教えてもらいたい。
- 2 土地利用調整のスピードアップを図るためワンストップ体制をとるとのことだが、具体的にはどのような体制を取るのか。  
例えば、農地転用には農業委員会の手続が必要となるが、そうした調整も含まれるのか。
- 3 県内中小企業の海外展開支援はどのような目的で実施しているのか。また、円高の影響をどのように考えているか。

### 企業立地課長

- 1 用地の確保については、立地ニーズのあった場所について開発を進めていくこととしており、熊谷市、本庄市に約50ヘクタールを確保したところである。これ以外の場所については市町村から立地ニーズを把握し、県として検討していきたい。
- 2 市町村が立地ニーズのある土地についての開発計画書をワンストップの窓口である都市整備部田園都市づくり課に提出し、その計画書を県関係部局で検討し、概ね2か月で土地利用調整上の結論を出す仕組みである。

### 産業労働部長

- 2 用地確保において一番の問題は、農地転用である。そこで県全体で必要となる産業用地の面積を試算し、そこから既存の工業用地面積を引き農地転用が必要な面積を算出した上で、関東農政局と協議し、用地を確保したところである。  
優良農地の保全に配慮し、インターチェンジ周辺や主要道路の沿道などエリアを絞った開発を想定している。  
ワンストップについては、農地転用や許認可がスムーズに行われる体制を作ることとしてい

る。圏央道周辺での工業団地の整備と異なり、関係部局と調整してあらかじめ区域を絞っておき、市町村が水道や道路などのインフラを整備した上で、単発の開発を行う方式をとる。

- 3 これまで、企業が海外に出ると県内産業が空洞化すると言われていた。しかし、元請企業が海外進出し県内企業の仕事が減少している状況では、一緒に海外進出せざるを得ない。本社が移転してしまうのは困るが、海外進出した企業の9割は国内事業を維持・拡大しているという調査結果もある。海外との競争の中で技術力や販売力を向上させている企業が多い。

円高についてであるが、大手企業は円高に対応してインドやブラジルなど、賃金や関税の安い国へ進出している。しかし、中小企業は同じことができない。県としては海外との技術交流や販路拡大などの支援を進めるとともに、自動車産業から医療分野、新エネルギーや環境産業等への転換、また、サービス産業の海外展開を支援していきたい。

### 村岡委員

- 1 区域を絞って開発を進めるということだが、農地転用がネックとなる場合が多い。市町村の農業委員会は頻繁には開催されないと思うが、県が市町村に対し農業委員会の開催を要請することはあるのか。
- 2 上海ビジネスサポートセンターをはじめ海外展開支援に関係する平成22年度のイニシャルコスト、ランニングコストはどれくらいか。

### 産業労働部長

- 1 市町村の農業委員会は月1回程度の開催と聞いている。今回の取組では事前に開発対象となる区域について、市町村の農政、都市計画、産業部局と事前に調整を済ませておくことによりスピードアップできると考えている。

**企業立地課長**

2 上海ビジネスサポートセンターの平成22年度の経費は1,886万円、イニシャルコストは276万円で内装費や備品代である。

**村岡委員** 中小企業若手社員海外研修支援事業のコストはどれくらいか。

**産業労働政策課長** 中小企業若手社員海外研修支援事業は、平成23年度からの新規事業であるが、予算額は1,090万円である。補助額は上限50万円で20社を予定している。

**委員長** ただいまから、委員会を再開する。  
(10:34)

今回、企業局関係で本委員会に付託されている案件はない。

この際、企業局から、当面する行政課題として、「水道事業の国際展開について」報告を行いたい旨の申出を受けているので、これを許す。

なお、説明は着席したままで結構である。

**公営企業管理者** <あいさつ>

**水道担当部長** <報告>

**委員長** ただいまの報告について、何か質問はあるか。

**村岡委員**

1 連携協定の目的は、県経済の一層の発展や県

内企業の技術力向上に資することであると聞いている。前澤工業1社に限らず総体的に技術力を引き上げようというものだと思うが、今後の取組の方向性について説明してもらいたい。

2 資料1頁の方向性において、「公営の水ビジネス」とあるが、企業局は市町村に水を供給することが本来の業務である。国際技術協力が前面に出るような標題とするべきではないか。

**水道企画課長**

1 連携協定を締結したのは、現在のところ1件だが、フィリピンやマレーシアの案件について、来月、県内企業と共に可能性調査を行う予定である。良い調査結果が得られれば、前澤工業と同じ方向に進んでいくことになる。

2 水道用水供給事業は受水団体からの料金収入で経営を行っており、本来業務に影響が及ぶようなことはできない。附帯事業の範囲内で企業局の人材や技術を活用し、官民連携における水ビジネスの取組を行っているものである。

**村岡委員** 先日、知事と共に前澤工業を訪問したが、熟練工1人しか作る事のできないバルブがあるとの話があり、技術の継承に苦労しているようであった。

県として、人材開発や技術継承にもっと目を向けるべきではないか。

**水道企画課長** 水道事業運営においても、技術継承は課題の一つになっている。

海外のフィールドを活用したグローバルな人材育成は、技術継承の良い機会であると考えている。

### 3 次世代人材育成・文化・スポーツ特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2011年12月20日

#### 柳下委員

- 1 以前にさいたま芸術劇場で行われた芸術総合高校の10周年フェスティバルの生徒の演奏に非常に感銘を受けた。文化の振興のためにはこの高校の役割も大きいと思う。また、一般の小・中・高校でも将来芸術関係に進もうという夢を持った子も多くいる。

文化のうち特に音楽の中で、ピアノの購入はどのような形になっているのか。現場の声、父母の声としては、例えば、ピアノメーカーのA社とB社を比べると、長く使っているとA社の方が優れており、大学の入試等でもA社を使用しているためA社にしてほしいなどと言っている。県としては安い価格という観点があるかもしれないが、質の良い音楽教育を目指すなら良い楽器を購入することが基本だと思う。楽器等の購入についてはどのようになっているか。また、文化の質も求めるならば、現場の声をどう受け止めているのか。

- 2 博物館、美術館等の事業の充実とあるが、学芸員の役割は非常に大きい。そこで学芸員の人数の確保が必要と思うが、どのように取り組んでいるか。
- 3 近代美術館における絵画等の美術作品の購入について、予算もあまりないと聞くが、最近の作品の購入状況、今後の購入予定について、あの作品が見たいから埼玉に行こうというのを聞かないので伺いたい。
- 4 優れた子供たちを意識的に育成するのではなく、裾野を広げてどの子供、成人、高齢者、障害を持っている人もどの人でも体力を向上させる、健康であり続ける、そのためには必要な施設の整備などが重要になってくる。生涯スポーツとしてどう考えているのか。

サークル活動などで公民館など場所がとれなくて困っているとよく聞く。競技スポーツでも所沢の市民体育館の大ホールを借りられないか

ら小ホールでやるということもある。一生懸命頑張っているけれども施設が足りなくて困っている市民のためにも、市町村と協力してスポーツ振興について県としてもしっかりとやっていただきたいと思うがどう考えているのか。

- 5 今年に知事のとことん訪問で訪問された、所沢にあるNPO法人のNBAバレエ団は、都内やロシアでも公演をするような有名なバレエ団だが、埼玉にあるのに会場確保ができないためさいたま芸術劇場で公演を一度もしていない。こういうNPO法人の芸術団体への育成、支援をどう考えているのか。

#### 高校教育指導課長

- 1 音楽ではできれば良い楽器で教育を行うのは必要であると考えている。しかし予算との兼ね合いもあるので、生徒のニーズとの折り合いも考えて、予算の範囲内で各学校が選定しているところである。

#### 総務課長

- 2 学芸員の採用については、学芸員の職員構成などを考えて行っている。現在、地質学、歴史学等の分野で来年4月1日からの4名の採用に向けて、試験を実施しているところである。なお、昨年度は3名採用している。

#### 生涯学習文化財課長

- 3 最近の絵画作品等の購入としては、平成21年度に美術作品取得基金により、150万円相当の小村雪岱の「雪の朝」という作品を購入している。また、それ以前には横山大観のコレクションの寄贈などもあった。

ただし、購入予算が少なく、基金については残額が20数万円であり、なかなか作品の購入は困難な状況にあるため、企画展等については美術館同士の相互貸借などの方法を活用しながら

ら、今後とも、県民の皆様に魅力のある企画展を提供してまいりたい。

#### スポーツ振興課長

4 委員のおっしゃるとおり県民の誰もがそれぞれの体力・年齢・興味関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも主体的にスポーツに親しむことができるような取組を県でも積極的に進めていきたいと考えている。

また、場所が足りないという件についても、県では県立学校の体育施設等を中心として開放を進めている。例えば、県立学校のグラウンドをいくつかに分けて開放するなど様々な工夫をすることで、今後開放可能施設の拡大を図っていききたいと考えている。

委員お尋ねの公民館等で場所がとれないという点であるが、体育館等ではそこでしかできない種目、例えばバレーボールやバスケットボールというものを優先して選考していると聞いている。

そういう中でどのようにしたら公平な形での対応ができるのか各市町村にも話をしていきたいと考えている。

#### 文化振興課長

5 さいたま芸術劇場は14か月前から受け付け、応募が重なったときは抽選としている。NPO法人の場合も特別な扱いは難しいと思われる。NPOをどう育成していくのかNPO法人を所管するNPO推進課とも相談させていただく。

柳下委員 スポーツは試合に出るとか、トップになるとか、一流の選手の養成のためではなく、もっと広く普通の人たちが自分の能力を伸ばせることが必要だと考える。最初は選手になろうと思わなくても、スポーツの喜びを感じながら、結果として一流の選手が生まれるものであるため、教育の分野で最初から一流の選手の養成を

目的にすべきではない。そのためには、教員の多忙化の問題もある。よく教員の集まりでは、自分自身がゆとりを持たないと、部活動も含めゆとりある教育を実施できないと言われている。そのため、教員の多忙化解消に努めることが、ひいてはスポーツの振興につながると思うが、どうか。

総務課長 教員の負担の軽減について、教育局では昨年度、「学校における負担軽減検討委員会」を設置して検討している。現在、最終的な報告書をまとめるため検討を進めている。内容は部活動や教育活動など、幅広く検討している。教員の負担を軽減し、子供と向き合える時間を少しでも多くできるよう検討してまいりたい。

委員長 ほかに発言がないので、質疑は終了した。次に、本日の審査に関連して執行部に対し、意見・提言すべき事項を求めます。

なお、意見・提言については、すでに御了承をいただいているとおり、2月定例会において委員会としての意見・提言を決定していくので、よろしく願います。それでは発言をお願いします。

#### 柳下委員

- 1 文化芸術の振興のために、必要な学芸員の確保に努め、近代美術館の充実を図ること。
- 2 音楽教育などの充実のために、高校における楽器・機材については予算を大幅に増やしてより良い物を購入するよう努めること。
- 3 ゆとりある教育、文化スポーツの振興のために、教員を増やし、少人数学級の実現などで教師の多忙化を解消すること。
- 4 文化芸術関係の予算を大幅に増やし、いつでも、どこでも、誰でもが質の高い文化芸術に親しめるようにすること。

## 4 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2011年12月20日

### 村岡委員

- 1 この特別委員会の資料に地域防災計画の改正した内容は反映されているのか。また、議会でも、地域防災計画に女性や障がい者などの社会的弱者の声を反映してほしいという意見があったが、地域防災計画改正に関するワーキンググループの女性や障がい者の参加状況はどうなっているか。
- 2 学校防災についてであるが、東日本大震災の時に、児童の帰宅の際、学校の先生が児童を児童宅に連れて帰ったが保護者が不在であったのでドアを開け入ってしまったということが問題になったと伺っている。今回、原則、小中学校においては学校待機にしたのは私も妥当と考えるが、県として原則学校待機にした理由について伺いたい。

併せて、保護者との連絡をどうとるかということも重要である。電話やメール等による方法があるが、一方で学校は個人情報ということで名簿も作れない状況である。県としてどのように取り組んでいくのか。

また、この委員会で津南町に視察に行った際、避難所になる学校の体育館の天井が落下すると非常に危険であり、避難者を受け入れる体育館の天井が落ちないようにすることが大事だということを知ってきた。当局としてはその後、体育館の天井について、研究をされたのか伺いたい。
- 3 宅地の耐震化については、いつ大規模災害が起こってもおかしくない状況にあるので、スピードが求められている。地すべり対策まで考えるとき、宅地の耐震化の調査や対策をロードマップとして作成しているのか。調査には民有地の立ち入りの必要があるため、その点で大変だと思うがどう考えているのか。
- 4 液状化のプロジェクトチームを作ったと聞いているが、何を目標、目的に設置し、現在まで

にどういうことをやってきたのか。

- 5 持ち家の耐震化については順調とのことだが、軽度の補強ならいいが、2～300万円の補強となると、なかなか進まない。平成20年の耐震化率は83%であるが、平成27年度末の耐震化率90%という目標については、持家についても同じか。

### 消防防災課長

- 1 この資料と地域防災計画改正の関係は、4ページの災害時応援協定の帰宅困難者支援や6ページの学校防災マニュアルの記述の部分で改正結果を反映させている。

5つのワーキンググループに女性メンバーの参加を得ており、それぞれグループ15人のうち、帰宅困難者対策に2人、備蓄物資の見直しに2人、放射能汚染対策に1人、避難所設置・運営に4人、災害対策本部の見直しに2人となっている。また、避難所設置・運営については、福祉団体からも参加をいただいている。

### 保健体育課主席指導主事

- 2 小中学校の児童生徒を学校に待機させておく点についてであるが、通常、各小学校等においては児童引渡し訓練を校庭等で行っているし、また多くの保護者が迎えに来るときに対応できる広い場所ということで引渡し場所は、原則校庭と考えている。また、天候や気候、引渡すまでの時間等によっては、耐震構造の安全が確保されている体育館や教室等の場所ということで進めているところである。

連絡体制の整備については、個人情報の観点から、連絡体制におけるメールの利用については、保護者に理解を得る文書を交わした上でメールアドレスを登録し、緊急の場合のみ使用するよう各学校に指導している。

避難所となる学校の体育館の天井が地震で落

下する点については、県立学校においては、天井などの非構造部材全てについて定期的に点検を行っている。また、小中学校においても学校保健安全法により、定期的に安全点検を実施することが義務付けられている。県としては、小中学校の設置者である市町村に対して、非構造部材の点検を実施するよう会議等で働きかけているところである。

#### 都市計画課長

3 ご指摘のとおり、宅地耐震化の調査はスピードをもって取り組む必要がある。県では平成20年度から22年度にかけて3,000㎡以上の谷埋め盛土や20度以上の傾斜で5m以上の盛土箇所など、大規模な盛土造成地の調査を行った。これは阪神淡路大震災での実績を経験として設けられた基準である。この結果38市町においてこのような盛土があることが判明した。

都市計画課長 その後の2次調査、つまり危険であるかの調査については、民地に立ち入って地質調査などを行わなければならない。そのためには土地所有者等の合意形成が不可欠である。しかし、調査の結果により危険と判断されれば風評被害も想定されることから、立ち入り調査すら同意が得られない状況である。一方、こうした状況から宅地耐震化推進事業が進まないため、国では平成22年6月の行政事業レビューにより、この制度がより一層活用できるよう抜本的な見直しを行っている。

県としては、1次調査が終了しているの、国による制度の見直しが完了次第、速やかに市町村とともに地域の皆様との合意形成に着手できるよう、普及啓発活動などを図っていく。

#### 都市整備部副部長

4 まず、液状化プロジェクトチームの設置目的については、今回の東日本大震災で、本県も液状化の被害が発生したことを教訓に、今後本県で予想される大地震での液状化により、県民の

宅地・建物に大きな被害が生じないように、また、被害の低減を図るためである。

これまでに、まずは、市町村を通じて県内の液状化の被害状況の把握を行った。次に、液状化しやすい条件の整理、液状化に対する対策工法の事例収集を行うとともに、液状化に対する国の支援策についての情報収集を行っているところである。

#### 建築安全課長

5 持家の耐震化率の平成27年度末の目標は90%としている。

平成20年住宅土地統計調査から推計した住宅の耐震化率は83%であり、十分達成できると考えている。

#### 村岡委員

1 先ほどの答弁では、県立学校の体育館の天井については点検をしており、市町村には実施するよう指導していると聞こえたが、実際、県として市町村の指導も含めて、点検そのものが終わったのか、その上で安全が確認できた部分があり、安全宣言が出せる状態があるのかどうかその点について伺いたい。

2 被害状況の調査については、市町村を通じてということであるが、実際に県内で液状化の被害があり、久喜市の南栗橋で被害を受けられた方々は、地盤の専門業者を呼んで、液状化の再発生を防ぐためにはどうしたらよいか学習を始めている。プロジェクトチームとしてはそのような研究まで視野に入れるべきである。プロジェクトチームは現地に行って現場から直接学んでいるのか。

#### 保健体育課主席

1 本課としては、体育館の天井の安全性の確保について確認され指導主事していると認識している。

**都市整備部副部長**

2 市町村を通じて現状を調査したのは、プロジェクト発足と同時のことである。プロジェクトチームとしては、8月に久喜市の南栗橋の現地に行った。その際には、地元の久喜市に話を伺い、そのあと現地で液状化の状況を確認した。また、10月にも南栗橋の現地に行き、実際に家屋が復旧する現場を見ると同時に、施工業者から話を聞き、参考にしている。

**村岡委員** 液状化プロジェクトチームの活動については、しかるべき段階で、委員会に対し中間

報告をすること。

放射能汚染については、総合的な危機管理という意味で、また災害に強いという意味では、今本当に埼玉県にとっても大事な課題である。この特別委員会で横断的に審議もできるので、この放射線汚染についてまとめてこの特別委員会に報告すること。

**委員長** 今の村岡委員の発言については、意見・提言ではなくて、こちらで受け止めておく。

**村岡委員** 了解した。

## 5 知事提出議案に対する反対討論

2011年12月22日

日本共産党の柳下礼子です。

私は、日本共産党を代表して、第113号議案「平成23年度埼玉県一般会計補正予算」、第114号議案「平成23年度埼玉県病院事業会計補正予算」、第133号議案、埼玉県奥武蔵あじさい館の「指定管理者の指定について」及び第136号議案、埼玉県げんきプラザの「指定管理者の指定について」に対する反対討論を行います。

初めに、第113号議案と第114号議案は、関連しておりますので一括して討論いたします。

第113号議案の補正予算に計上されている災害医療体制整備費や地域医療再生基金積立金には、もとより反対するものではありませんが、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転計画を前提にする土地鑑定評価費が含まれていることから反対いたします。また、同じく第114号議案の病院事業会計補正予算にも土地鑑定評価費が含まれていることから反対するものです。

反対理由の第一は、県立小児医療センター周辺の小児医療体制に重大な空白が生まれるからです。周辺地域は中核となる医療施設が少なく、人口当たりの病院勤務医師数も県平均を下回っております。現在は、第三次救急救命センターもなく、同センターを除くと、未熟児のための病床を有する周産期医療機関もありません。小児二次救急も輪番が確立しておらず、休日、夜間の一次診療も確立しておりません。このように、人的にも施設的にも医療資源に乏しい地域を、長年にわたって、高度医療病院とはいえ医療センターが補ってきました。かけがえのない施設を数年で同地域から引き揚げてしまうことは、余りに拙速で危険です。

第二は、同センターに通っている患者とその家族に多大な負担を負わせるからです。患者の多くは、センターの近隣に引っ越して定住してきています。今でさえ半年待ちの予約が、県南に移転したら、更に予約が集中しかねません。新都心に自動車で行く場合、渋滞で二時間かかる場合もあり

ます。その間に酸素吸入や経管栄養の子供が急変しないという保証はありません。昨日、お母さんたちが県に提出した県立小児医療センターの存続を求める1万5千筆の陳情署名は、患者家族らの悲痛な思いを集約したものです。県は、是非これを真摯に受け止めるべきです。

第三は、8-1A街区の環境が小児医療機関としてふさわしくないからです。現在のセンター、特別支援学校の7分の1の土地に、センターと学校とさいたま市の施設を押し込めば、当然高層化を余儀なくされます。広大な敷地を有する現在地からわざわざ移転して、防災上の不安のある高層階に病院をつくる必要があるのでしょうか。また、岩槻特別支援学校には広い校舎、体育館、屋内プールがありますが、移転後同様の環境を保障することは困難です。

第四は、周辺自治体の住民への説明も不十分であり、患者の保護者、障害者団体、周辺の医療関係者にも十分説明もせず、その意見も聞いていないからです。さいたま新都心への移転計画は、唐突に知事サイドから出されたもので、まず新都心の開発を最優先したものです。本来ならば、現在同センターを利用している患者やその家族の意向や医療従事者の意見などを十分聞いた上で計画に移すべき問題ですが、こうした手続を踏まないままトップダウンで計画を強行することは、手続上も許されません。県は、関係者の存続を願う悲痛な声に耳を傾け、県立小児医療センターは現在地を原則として建て直すべきです。また、新都心における総合周産期母子医療センターは、さいたま赤十字病院などを中心に整備できるよう、医師の確保や施設の整備の面で県が全面的に支援すべきです。

そして、このたびの問題の根本は、本県の深刻な医師確保難があります。このことを反省して、県は医師確保に本腰を入れて、県立大学に医学部を設置するなどの対策に乗り出すべきです。

以上の理由から、第113号議案及び第114号議案に反対いたします。

続いて、第134号議案の埼玉県奥武蔵あじさい館の指定管理者の指定についてですが、昨年度指定管理期間を1年とする議案を可決したばかりですが、本議案はそれをまた1年延長するというものです。そもそも高齢者や母子家庭、障害者の福祉を目的とした施設を民間へ譲渡するべきではありません。また、1年ずつの延長という措置は、おおむね3年から5年を指定期間とする指定管理

者制度の趣旨にも逸脱し、事業者の意欲を減退させ、労働者の雇用不安を招くものです。

以上の理由から反対するものです。

第136号議案は、埼玉県立名栗げんきプラザの指定管理者を指定するものですが、我が党は、教育的配慮と事業の継続性が必要とされる教育施設には、指定管理者制度はなじまないと考えており、反対するものです。

以上です。ありがとうございました。（拍手起こる）

## 6 平成22年度決算認定に対する反対討論

2011年12月22日

日本共産党の村岡正嗣です。

私は、日本共産党県議団を代表して、第109号議案「平成22年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」及び第110号議案「平成22年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」に対する反対討論を行います。

まず、第109号議案についてですが、反対の第一の理由は、財政難と繰り返しながら、依然、八ッ場ダムや完成まで一千年かかると言われるスーパー堤防など、無駄な公共事業費を支出していることです。この年度は、民主党政府が本体工事を凍結したため、治水事業で約2億円、利水事業で約9億円、合計約11億円の負担を免れました。しかし、一般会計について、不必要な橋りょうなど4億9千万円もの支出が行われたために反対するものです。

政府は、八ッ場ダム建設再開の方向で調整に入ったとの報道は重大です。推進の根拠とする関東地方整備局による検証作業ですが、利水面では、人口減と節約による水需要の減少を無視していること、治水面では、八ッ場ダムの効果を過大に評価した上での代替案との比較しか行っていないなど、ダム推進、先にありきの検証であることは明らかです。河川工学の専門家、今本博健京都大学名誉教授をはじめ約130名の学者、有識者が、八ッ場ダム検証やり直しを求める科学者声明を公表しました。政府はこれを重く受け止め、真に中立的、科学的で、広く国民に開かれた再検証を行うべきです。

第二は、職員定数を農林部を中心に170人も減らしたことです。この23年度は、東日本大震災と福島第一原発の事故という国難とも言うべき未曾有の災害、事故発生から始まりました。本県に

おいても、被災地支援や避難者への対応、県内の被災者対応、震災対策、防災計画の見直し、大気・水・食品・土壌の放射能汚染対策が求められました。正に、県政史上始まって以来の仕事量であったこのときに、職員数は全国一少ない体制とされていたのです。狭山茶の放射能検出問題は、県の検査の検体数の少なさに起因するものであり、その背景に農林部職員数の無理な削減があります。県民へのサービスを削って、自慢などできません。

第三は、保健所と福祉保健総合センターを「再編整備」の名で統廃合を進めたことです。この統廃合によって、11の保健所分室が廃止されるだけでなく、30万都市である所沢市と越谷市から保健所がなくなりました。11あった福祉事務所も4つに統合され、介護施設等からも手続に遠くなったなど苦情が寄せられています。

第四は、県が実施する公共事業において土木費負担金などの形で市町村から負担金を徴収していることです。県事業については、全額県負担で行うべきです。

第五は、農業大学校移転整備事業費と企業立地対策費として、圏央道鶴ヶ島インターチェンジ県有地への企業集積検討費が支出されたことです。圏央道沿線の貴重な生産緑地をつぶして開発することは、優良農地が集積する圏央道沿線の開発を加速させ、都市近郊農業の破壊を招くものであります。

次に、第110号議案については、水道用水供給事業会計で、水道水源開発施設整備事業費として八ッ場ダム関連費約26億円が支出されており、第109号議案の討論で述べた同じ理由により反対するものです。

以上です。(拍手起こる)

## 7 議員提出議案に対する反対討論

日本共産党の村岡正嗣です。

議第40号議案「原子力発電所の警備に関する意見書」及び議第47号議案「朝鮮高級学校授業料無償化審査手続き再開の撤回を求める意見書」に対する反対討論を行います。

まず、議第40号議案についてです。原発の危険性については、改めて指摘するまでもありません。今回の福島原発事故で、一たび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼすことを私たちは思い知らされたところです。そうした危険な原発を、世界有数の地震・津波国である我が国に集中的に建設したこと自体、危険極まりないことであり、テロの脅威からの原発の安全確保をうんぬんする以前に、こうした原発からの撤退を一日も早く実現することこそ求められています。大地震、津波による原発事故の危険性こそ、切迫した現実性を帯びた脅威と言わなければなりません。したがって、今緊急に求められているのは、期限を切って原発からの撤退を決断することです。

そもそも、原発をテロなどの脅威から守るのは警察の任務であり、もし現在の体制で警備が万全でないとするならば、警備体制の強化や装備の充実で可能であり、自衛隊をこうした警備や治安維持のような活動に従事させることには賛成できません。

よって、議第40号議案には反対です。

次に、議第47号議案についてです。意見書案

2011年12月22日

は、北朝鮮が砲撃事件で謝罪していないことや核を放棄していないこと、日本人拉致事件について、いまだ誠意ある回答をしていないことなどを理由に、授業料無償化審査手続きの再開に反対しております。

もちろん我が党は、北朝鮮の砲撃事件や日本人拉致事件については、世界の平和と人道に反する犯罪行為として厳しく糾弾し、その謝罪や一日も早い解決を求めるものですが、これらの問題について、朝鮮学校で学ぶ子供たちには何の責任もなく、子供たちに責任を負わせるようなことは、子供たちの人権侵害を助長しかねず、絶対にあってはならないことです。それは、教育の機会均等や民族、国籍などでの差別の排除という課題での日本政府の姿勢が根本から問われかねない問題であり、日本人拉致問題を重大な人権侵害として国際世論に訴えている我が国政府の立場をも危うくするものです。

朝鮮学校には、朝鮮籍と韓国籍の生徒がほぼ半数ずつ在籍し、日本国籍の生徒も在籍しています。日本の大学や専門学校に進学する生徒も多く、ここ数年は卒業生の四割を占めています。こうした学校を授業料無償化の対象から外すことは、合理的な理由に欠けるだけでなく、日本政府が1995年に批准した人種差別撤廃条約にも反する行為であり、直ちに改めるべきです。

以上の理由から、議第47号議案には反対です。

以上です。(拍手起こる)

## 8 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（各会派で態度が異なるもの） ○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果		
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属						
								木下	日下部	白土	中原			
第109号	平成22年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第110号	平成22年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第113号	平成23年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第114号	平成23年度埼玉県病院事業会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第115号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第116号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第117号	特定非営利活動促進法の施行に関する条例及び埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第118号	埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第119号	埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第120号	埼玉県生活環境保全条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第121号	埼玉県環境整備センターの手数料等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第122号	埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第123号	埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第124号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第125号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第126号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第127号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度									採決結果	
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								木下	日下部	白土		中原
第128号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第129号	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第130号	当せん金付証票の発売について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第131号	彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第132号	指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第133号	指定管理者の指定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第134号	指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第135号	指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第136号	指定管理者の指定について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

## 議員提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度								採決結果	
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属			
							木下	日下部	白土	中原	
議第38号	埼玉県私立学校助成審議会条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第39号	サイバー攻撃に対する情報セキュリティ対策の強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第40号	原子力発電所の警備に関する意見書	×	○	○	○	○	×	○	○	○	原案可決
議第41号	医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止等を求める意見書	○	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
議第42号	障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書	○	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
議第43号	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第44号	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第45号	父子家庭に対する支援の充実を求める意見書	○	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
議第46号	TPP交渉への拙速な参加表明に抗議し、十分な協議を求める意見書	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第47号	朝鮮高級学校授業料無償化審査手続き再開の撤回を求める意見書	×	○	×	×	○	×	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択を求める ▲継続審査 ×不採択を求める

請願番号	新規・継続	件名	各会派の態度											採決結果
			共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属					
									木下	日下部	白土	中原		
議請第24号	新	「原発ゼロ」の社会をめざし、再生可能エネルギーへの転換を求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第25号	新	私学助成制度の拡充をもとめる請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第26号	新	すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願(第5項)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第27号	新	請願の討論を行わないとする申し合わせを撤回し討論を行うことを求める請願	○	×	○	×	○	○	×	×	×	×	○	不採択
議請第28号	新	海外視察の再開中止を求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第29号	新	県政調査費収支報告書の領収書など添付書類は会派の用途と個人の用途を分けてファイリングし、議員個人の用途が分かるようにしてください。	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択

<p>声明・談話</p>
--------------

## 記者発表

2011年12月22日

日本共産党埼玉県議会議員団  
団長 柳下礼子

### 2011年12月県議会の閉会に当たって（談話）

一、今定例会には、今年度一般会計補正予算案、同病院事業会計補正予算案、自転車の安全な利用の促進に関する条例案など、29件の知事提出議案が提出された。わが党は一般会計補正予算案、同病院事業会計補正予算案などの他、閉会中の審査となっていた平成22年度一般会計決算認定など含め6件の議案に反対した。

なお、知事から追加提案された「埼玉県5か年計画の策定」については、閉会中の継続審査となり、特別委員会で審査されることになった。わが党と社民党の申し入れで特別委員会の定員枠が広がり、わが党も委員を送ることができたことは成果である。

一、今年度一般会計補正予算案及び同病院事業会計補正予算案に対してわが党が反対したのは、補正予算の中に県立小児医療センターをさいたま新都心に移転するための土地鑑定評価が含まれていたためである。

同センターの移転については、①同センターの移転によって現在地周辺の小児医療体制に重大な空白が生まれること②移転によって同センターを利用する患者・家族に通院や予約などで負担が増すこと③新都心に移転となれば高層建築物に病棟や学校を収容することになり、子どもの療養や教育条件の悪化が懸念されること④計画そのものが病院や教育関係者、患者・家族、地元自治体との事前の協議もないまま上田知事のトップダウンで決められた、などの問題があり、わが党としてはこれらの理由から反対した。

同センターの移転計画に対しては、先の9月定例会に同センター機能の存続などを求める請願が4万5千筆を越える署名を添えて提出され、趣旨採択されている。それにも関わらず、土地鑑定評価の補正予算に賛成した自民、民主、公明、刷新の会などの対応は、住民や患者家族らの期待を裏切るもので極めて遺憾である。

一、今定例会には、自民党などから9件の意見書案が提出され、いずれも原案どおり可決された。わが党は、「障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書」や「TPP協定交渉への拙速な参加表明に抗議し、十分な協議を求める意見書」など7件の意見書に賛成した。しかし、「原子力発電所の警備に関する意見書」と「朝鮮高級学校授業料無償化審査手続き再開の撤回を求める意見書」の2件については反対した。前者は、原子力発電所をテロなどの脅威から守るために自衛隊の任務に原発施設等の警護を加えることなどを求めるものだが、原発事故の危険性はテロの脅威などより、地震・津波による危険性の方が切迫しており、期限を切って原発からの撤退を決断することが求められていること、原子力施設の警備は警察の任務であり、自衛隊を国内の警備活動や治安維持に従事させることには問題があるなどの理由で反対した。

また、後者については、北朝鮮による砲撃事件や日本人拉致問題などを理由に朝鮮学校への授業料無償化審査手続き再開に反対するものだが、これらの事件について朝鮮学校で学ぶ子どもたちには何ら責任がなく、教育の機会均等や民族・国籍による差別の排除という観点からも許されない。このような理由から、わが党はこの意見書についても反対の立場をとった。

一、今定例会では、「原発ゼロ」の社会をめざし、再生可能エネルギーへの転換を求める請願」や「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願」など6件の請願が審査にかかったが、いずれの請願も不採択となった。わが党は、「原発ゼロ」など5件の請願に採択の立場で賛成した。わが党は、請願の討論を本会議で認めるよう議会運営委員会に申し入れたが、自民と公明の委員らが「本会議で討論するような議案ではない」と反対したため実現しなかった。両党のとった態度は重大である。民主と刷新の会の委員は、討論を認めるよう主張した。

一、新聞等の報道によれば、政府は八ッ場ダムの本体工事の予算を条件付で来年度予算案に計上を認める方針を示したとのことである。治水・利水効果や事業費などの点で建設継続が妥当と結論づけた国交省関東地方整備局（関東地整）の検証結果を尊重した結果と伝えられているが、八ッ場ダム建設中止の公約を投げ捨てて恥じない民主党と野田内閣の責任は重大である。わが党は、建設の継続に強く反対するものである。

関東地整による検証作業は、利水面では人口減と節水による水需要の減少を無視していること、治水面では八ッ場ダムの効果を過大評価したうえで代替案との比較しか行っていないなど、ダム建設推進を前提にした“検証”というほかない。河川工学の専門家ら130人の学者・有識者が「八ッ場ダム検証のやり直しを求める科学者声明」を出すなど、検証作業の見直しを求める声が強まっているのも当然である。

わが党は、引き続き八ッ場ダムの建設中止と建設予定地の生活再建のために全力をあげる決意である。

以上

## 2012年2月定例県議会

### 1 予算特別委員会における柳下礼子県議の総括質疑

2012年3月6日

Q 柳下委員 日本共産党の柳下礼子です。

本日は、県立小児医療センターを取り上げるということで、患者家族の会の方をはじめ傍聴者の方がお見えになっております。知事は、是非この方たちに直接お答えいただくという、こういう形でお気持ちをお話しいただきたいと思えます。

まず最初に、昨年6月に知事が突如県立小児医療センターと埼玉赤十字病院をさいたま新都心8-1A街区に移転し、総合周産期母子医療センターと高度救命救急センターを造るという計画を発表しました。これは、タワーの誘致に失敗した上に超高層ビルの建築にも失敗した8-1A街区の活用のために知事がトップダウンで決定した計画だと伺っています。しかし、東部や中央地域など周辺地域の小児医療体制に空白を生み、現在センターに通院している患者に大きな負担を負わせるとして、反対の声が広がっています。今週4日の日曜日にはTBSのテレビ放映も行われました。

県は、土屋小児病院はじめ医療拠点整備を進めておりますが、地域の不安を払拭することはできません。この2月、久喜市をはじめとした東部の13市町で作る協議会が、センターを現在地に何らかの形で存続しつつ、総合周産期母子医療センター機能をさいたま新都心に拡充・移転していただくことを求めた要望書をまとめていました。こうした反対の声に、知事は今2月定例会冒頭に、現在の小児医療センターについては患者や家族の皆様方の不安に応えるため、その機能の一部を何らかの形で現在地に残す検討もしてまいりますと発言されました。

そこで伺います。知事が現在地に残すと表明した機能の一部とは、具体的にどの部分なのでしょうか。

A 上田清司知事 幾つか、柳下委員の議論の中で踏まえておきたいことがございます。例えば、東部地区の小児医療の空白とかという言葉が出ましたが、御承知のとおり県立4病院は高度な専門病院でありまして、通常の小児科医院とか、そういう話ではございませんので、正に困難な課題を抱えている小児に関わる患者さんに対応するというのが小児医療センターでございますので、これがなくなることがゆえに東部地域なんかの小児医療が空白になるとか弱くなるという課題とは全く関係がございません。これはまず押さえておいていただきたいと思えます。

基本的に、私たちは、この小児医療センターをより高度な第三次医療圏としての位置付けをより明確にしようというところからスタートしております。まず第一に、医療機能をもっと整備しなくちゃいけない。新たな機能をやっぱり加えていこうと。そして、病院施設をやっぱり拡大しなくちゃいけない。かなりいろいろな課題を持つ病気の児童が増えてきている。これに対応できるようなもので拡大しなくちゃいけないと。それから、耐震性を確保しなくちゃいけない。そして、全県的な対応ができるようにしなくちゃいけないということで、できるだけ交通の至便地を選んだ方がいい。こういう四つの課題を設定した上で考えたものでございます。

したがって、新たな医療機能の整備は埼玉赤十字病院との連携の中で、周産期医療と救急医療機能を強化していくと。病院施設の拡大については、狭あいになっている現在の小児医療センターを病室、手術室などを大幅に拡充すると。そして、建築の耐震性については、十分な建物面積を確保した上で耐震性のある建物にすると。そして、交通至便地への移転は高度医療をあまねく県民の皆様

に受けていただく、供給できるような場所とする。この四つの課題を同時に確保できるのは、現在地の建替えや耐震化ではできないということでございます。さらに、高度な医療を分散することは困難であるということで、さいたま新都心に極力集中化すべきだという考え方を持っております。

しかし、私のところにもいろいろなお手紙、メール等をいただきました。そして、いろいろな説明会での報告も聞いております。そうした話の中で、最もやはり困難なのは、わざわざ通院するのが困難な人たちが引っ越しまでして現在の場所に来られたという、こういう事情までを無視するのはいかがかなと、こんなふうに私は思って、何らかの形で慢性期の疾患のある方々をカバーする方法として、現在地にその機能を残せることはできないのかということで問題提起をし、今病院局関係者に調査を依頼しているところでございます。

いずれにしても、基本的な構想そのものは変更できませんが、できるだけ患者、家族、障害者の皆様に何らかの形で病院機能の一部を残すようなことが可能なように、できるだけ患者の皆さんの気持ちをしっかり受け止められるような方法を考えてもらうように手配をしているところでございます。

**Q 柳下委員** 次の質問をいたします。

現在、小児医療センターの患者は1人で複数の診療科に定期通院しています。患者家族の会の代表者のお子さんの場合は、現在13診療科にかかっております。今後成長するにしたがって、言語の訓練、食事の訓練、このように診療科は増えていく見通しです。お子さんの健康、発達、成長を保障するためには、一部の機能のみが現在地に残ったとしても、この人は現在のセンターと新都心と2か所に通わなければなりません。このようなお子さんにとっては、センター存続によってこそ治療や発達の可能性が保障されるのです。私は、あくまで県立小児は現在地で建替えを行うべきと考えております。その一方で、二つ目の総合周産期

の母子医療センターを、赤十字病院を母体にして県の強力な支援の下で確立する、こうすれば全ての県民が賛成できる案になると思います。センターは現在地に存続すべきと考えますが、先ほど知事もお話ししておりましたけれども、再度お伺いしたいと思います。

そして、これまで小児医療センターが、第三次医療機関でありますけれども、二次の患者も含めて近隣の地域医療に大きく貢献してきたという事実があります。そのことは分かっておりますが、お答えをお願いいたします。

**A 上田清司知事** 後段の部分から申し上げれば、正に一次の方も来ているんですね。極端なことを言えば、下痢しているから診てくれでも来ているんです。でも、そういう病院ではないんですということを言いながら、最初の初診だけして、次からは来ないようにというようなことをやったりしながら、できるだけ三次に特化できるようにしてきたんです。だから、二次もやってきたというよりも余儀なくされてきたというのが実情で、もともとそういう機能ではなかったということについてやっぱり御理解していただかないと、県民の皆様にも御理解してもらうしかないと思います。それで、土屋病院なんかの強化、あるいは春日部病院なんかで強化という形の中で、より東部地域の中身を強くしていこうという形にしております。

そこで、現在地に残すべきだという議論でございますが、建替えの空間、あるいは耐震上の課題、いわゆる地盤の良し悪し等々も含めて、課題があることははっきりしておりますので、そこで建替えを機に引っ越しを考え、その引っ越しをするのであれば、一番いいところということで選んだのが新都心の場所でございますので、現在地に残すという考え方は全く持っておりません。ただ、慢性期の方に関して、患者の方についての何らかのフォローをすべきだという考え方を持っております。

**Q 柳下委員** 知事は私の質問にちっとも答えて

いないんですけれども、私が話した中で、現在13の診療科にかかっている人がいると。二つになれば、両方にかかるようになって、こういうことを申し上げたわけです。それで、センターに長期に通院している方は、知事も御存じだと思いますけれども、難病の重度の患者さんが多いですね。それで、風邪でもセンターの専門医でなければ診療ができません。だからこそ多くの患者が遠方から引っ越されてきているんですね。センター周辺地域から新都心までに、先ほども質問ありましたけれども、車で4、50分かかります。そして、新都心は県内でも有数の渋滞地域です。実際、患者さんが車で走ってみましたら2時間かかったと聞いております。2時間かかった場合に、果たして患者さんの命は守られるのでしょうか。まして、8時30分以前、それから5時以降の通勤時間帯ですね。この時間に、またアリーナで人気歌手のコンサートなどのイベントがあった場合です。どこまで渋滞するか想像がつかないんです。

私は、難病のお子さんを抱えたお母さんとお会いしたときに、このお母さんがおっしゃってました。この子は熱に弱くて、熱が出ると、38度以上になると熱性けいれんを起こすと言うんです。そして、先日は呼吸も止まってしまうような長時間のけいれんを起こしたと言うんです。新都心まで運んでいる間に子供は死んでしまいます、このように泣いて訴えていました。患者にとって、新都心までの通院は文字通り命懸けなんです。患者家族の皆さんは、かけがえのない命の問題が議論されていない、そう訴えておられます。そして今、患者家族会も結成して、存続の署名を必死に重度のお子さんを抱えながら集めているんです。私は、知事が患者家族の皆さんに直接説明をし、その話を聞くべきと考えます。いかがですか。

**A 上田清司知事** こうして住民の皆さんの代表であります県議会との議論もさせていただいております。あるいは、重要な局面で記者会見などもしております。様々なメールや手紙も私は直接読んでおりますし、報告も聞いております。何が何

でも直接説明をしろという議論にはならないのかなと思います。どうしてもというお話があれば、それは別に構いませんけれども、つかさつかさがありますので、そのつかさつかさがきちんとやぱりやっていくべきだと思っております。何でも知事だと言ったら私は死んでしまいます。

**Q 柳下委員** 2月11日に患者説明会が開かれました。この中で、センターの中村病院長と経営管理課長が説明し、意見を聞きました。昨年、患者会の1万5,000筆の署名提出のときには、経営管理者が応対されました。これまで患者の前に知事は一切現れていません。そして、患者説明会の場にも知事が出てくるべきだ、なぜ知事は説明に来ないのかという怒りの声も広がりました。今、知事がどうしてもなら構わないとおっしゃいましたが、実は3月15日に、県立小児医療センターの存続を求める患者家族の会が集めた署名を提出するために県庁にやってきます。直接知事にお渡ししたいと望んでおりますけれども、病院局からは知事はお会いできない、責任者である病院事業管理者も会えないと回答がありました。議会中はこの理由でしたが、知事、議会閉会後でも、どうしてもならということで会っていただけるのでしょうか、これについてお答えください。

**A 上田清司知事** 基本的には、より内容について熟知した者が説明するというのが基本だと思っております。私にどういう役割で会っていただきたいのかという話を聞いた上でそれは判断したいと思っております。

**Q 柳下委員** 患者さんの皆さんは、実際重い障害を持ちながら、そのお子さんたちがそこに越してきているわけですね。それで、実際に小児医療センターが移転してしまったら、この子供の命が危ない、死ぬかもしれないという思いでいるわけです。ですから、その患者の思いを、直接家族の思いを知事に聞いていただきたいということで、署名を知事に直接お渡ししたいと言っているわけ

なんですね。

私は、生きることを励ますのが政治だというふうに思うんですね。ずっと小児医療センターにかかってきて、感染症に弱い、その小児医療センターが移転してしまうという、このときに真剣になって子供の命を守ろうとするこのお母さんたちの話を、保護者の話を直接知事が聞くというのは当たり前だというふうに思うんですね。それから、先ほどお話ししましたように、自治体の首長さんの方たちも要望しております、行かないでほしいということ。ですから、患者家族の願いそれから自治体の首長さんの願いを踏みにじるセンター移転は撤回すべきだということで、一所懸命頑張っているわけですね。ですから、この点について、会っていただきたいというふうに思います。

**A 上田清司知事** センターの機能の問題だとか、それから患者さんの治療に係る技術論であれば、病院管理者やそれに準ずる人たちが会うというのが筋だと思っています。柳下委員が言われるように政治家として励ませということであれば、お目にかかります。ただ、それは反対の署名のものを受け取れとか、それから、自治体の長もそれに加わっているとかというのは、その議論はちょっと違う話ではないかなというふうに思います。首長さんたちが加わっているという話にはつながらないと思っています。間をとっておられるというのはあるかもしれませんが、自治体の長さんたちも、この議論について明確に反対だという話を私は聞いたことありません。

**Q 柳下委員** 私も最初に言ったように、もともと新都心への移転というのは、知事がトップダウンで決めてきたことですよね。開発のツケ、穴埋めを、今かかっている子供たちの命が犠牲になるような、こんなやり方はないんですよ。私は、提案したように、総合周産期医療センター、これは必要です。ですから、これは日赤が頑張るって作る。それを県がバックアップしなさいということをやっているわけです。いつもいつも民間にできること

は民間にと言いながら、開発のためにそのツケを子供たちの命を犠牲にするということは、私は間違っていると思います。撤回すべきだというふうに考えます。

次に、狭山茶を守るための茶業研究所の拡充を求めて質問いたします。

県の農林総合研究センター茶業研究所にゲルマニウム半導体の検出器を備えて、放射能に詳しい職員を配置すべきと考えます。厚生労働省の審議会は、食品に含まれる放射性セシウムの4月から適用になる新たな規制値を検討していますが、狭山茶の放射能の安全基準値が抽出液で10ベクレル、キログラム当たりですね。生茶葉でキログラム500ベクレルになる見通しです。今、狭山茶の産地は、知事も御存じのように大変な状況です。50%から60%も売上げがダウンしたという農家もおります。是非この点で、新茶の時期を迎えて今が勝負どころです。この点について御答弁をお願いいたします。

**A 上田清司知事** 狭山茶の振興については、既に本会議などで申し上げておりますが、茶業研究所そのものは研究機関であって検査機関ではないということでございますので、茶業研究所にはシンチレーション検出器を導入して、茶の枝葉に含まれている放射性セシウムの動きや時間による濃度変化などは調査をしております。あくまでこれはデータに基づいて茶業者への栽培指導をしっかりと行うという意味での、調査を通じて指導を行うという性格のものでございますので、検査は衛生研でやっておりますので、こちらのほうできちんとやって、やっぱり調査をするところと検査をするところは分けて、しかも検査に関しては民間あるいは国の機関などでより信用の置けるところに、逆に第三者に回したほうが、狭山茶の信用度は高まると思いますので、そういうこの分け方について御理解を賜りたいというふうに思います。

**A 神谷裕之委員長** 柳下委員の質疑は終了いたしました。

## 2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2012年3月9・12日

### Q柳下委員

第28号議案について3点伺う。

- 1 県立嵐山郷における常勤職員と非常勤職員の割合はどうなっているのか。
- 2 入所者の高齢化が問題となっているが、18歳未満の入所者はどのくらいいるのか。
- 3 待機者はどのくらいの人数がいるのか。  
第29号議案について2点伺う。
- 4 5期の保険料はかなり大幅に上がるようである。把握しているところでは、本庄市は15,600円上昇し、飯能市では61,224円になるとのことである。5期の介護保険料ではいくらになるのか。また、最も上昇する市町村はどこでいくらか。
- 5 取崩し額の県分についても、市町村に交付し、介護保険料の上昇抑制を図るべきではないか。  
第30号議案について3点伺う。
- 6 「障害児通所給付費等不服審査会」が設置されることにより、何が変わるのか。
- 7 「障害者介護給付費等不服審査会」の職務に「地域相談支援給付費」が加わったことにより何が変わるのか。
- 8 「埼玉県障害者施策推進協議会」を定めることによって、何がどう変わるのか、障害者自身にとってどのような効果があるのか。
- 9 第31号議案について伺う。認定こども園の条例改正に関して、認定こども園は待機児童対策としてどのような影響があるか。
- 10 第59号議案について伺う。特別養護老人ホームの整備事業が4億9千万円減額になっているが、100床規模の特別養護老人ホームであれば採算が取れるが、小規模な特別養護老人ホームはなかなか採算が取れないため、数が増えない。この点について、県は実態を把握しているか。

### A 社会福祉課長

- 1 嵐山郷における常勤職員と非常勤職員である

が、平成19年度は常勤職員238名で非常勤職員115名、平成20年度は常勤職員244名で非常勤職員129名、平成21年度は常勤職員244名で非常勤職員134名、平成22年度は常勤職員237名で非常勤職員140名、平成23年度は常勤職員237名で非常勤職員143名である。

- 2 知的障害児施設における18歳未満の入所者は6名、18歳以上は19名である。重度心身障害児施設は、18歳未満の入所者は1名、18歳以上は56名である。障害者支援施設は対象が成人であり、324名が入所している。
- 3 待機者は、知的障害児施設が21名、重度心身障害児施設が25名、障害者支援施設が144名である。
- 4 県平均では、第4期が月額で3,720円、第5期の試算は月額で4,509円で、789円上昇する。介護保険料が最も上昇する市町村で1,350円である。個別の市町村名は、市町村議会で審議中であるため、御容赦いただきたい。また、取崩しによる影響額は県平均で37円である。
- 5 介護給付費の50%は、40歳以上の保険料でまかなわれている。県の拠出分は一般財源であるため、この分を市町村に交付すると、他の若い世代に負担を求めることになるので、制度の趣旨に反し、介護保険制度に対する理解を失うことにもなるため、適切でないと考えている。
- 6 児童福祉法の改正に伴い、障害児が施設に通所する事業の実施主体が、県から市町村に移った。市町村は、障害児を施設に通所させるか、通所させる場合は1週間で何回通所させるか、などを決定する。その決定に不服がある場合、県に対して審査請求ができることとなるものである。
- 7 これまで、補助事業として地域で生活するための相談支援を行ってきたが、今後は個別に給付されるサービスとなる。補助事業に対する不服審査請求の制度はないが、個別給付になった

ため、県に対して不服審査の請求ができることとなった。

8 昨年、障害者基本法が改正され「地方障害者施策推進協議会」の名称が、障害者に関する施策を審議する「審議会その他の合議制の機関」とされた。埼玉県障害者施策推進協議会は平成6年から設置している。改正法では、地方主権の考え方から各都道府県で協議会の名称を決めることができるようになったが、本県では、協議会に多数の障害者団体も参加していただき広く障害者にも認識されている。そのため、名称を変えずに改めて条例に定め、今後もその役割を担っていただくこととした。

9 現在、埼玉県内に26園の認定こども園があり、うち23園は認可保育所を整備している。この23園の保育所部分で1,090人の受入枠の拡大が図られた。

10 特別養護老人ホーム整備の減額は、広域特別養護老人ホームの減額であり、取下げや大規模修繕の計画変更などによるものである。小規模な特別養護老人ホームは、採算の面で厳しいという実態は、県でも把握している。また、地元市町村の住民しか入所できないため、人員確保という面でも課題がある。しかし、施設としては小回りがきくうえ、小規模多機能型居宅介護などと併せて総合的なサービスを提供していくことも可能であり、積極的に進めてまいりたい。従来は、小規模特別養護老人ホームへの補助に1床238万円の補助であったが、現在は400万円にしていることもあり、さらに整備を促進してまいりたい。

#### Q 柳下委員

- 1 正規職員と非常勤職員の割合は、62.4%と37.6%である。県立施設は重度な障害者を担っていることから、正規職員を増やす努力が必要であると考えますが、今後の見通しはどうか。
- 2 市町村拠出分で37円の引下げとなるなら、県分を交付することによりもっと引き下げることができるのではないのか。また、第5期介護

保険料の最高額と最低額の金額はどうか。

#### A 社会福祉課長

1 県立施設の使命は、民間では処遇困難な重度な障害者を担うことである。埼玉県社会福祉事業団は、県出資法人であり、県立施設のほか自主経営施設をあわせて職員定数を管理されているが、緊急に必要な部分に正規職員を手厚く配置するなど法人としては努力している。今後も職員定数480人は維持してまいりたい。

また、嵐山郷の常勤換算をした全体としての職員数は増えているので、入所者1人当たりの職員は減らさずに、ケアの質が落ちない努力を行ってまいりたい。非常勤職員に対しては、研修や待遇改善などモチベーションを高めるよう、今後とも事業団を支援、指導してまいりたい。

2 県拠出分は一般財源であり、市町村に交付することは適切でない。介護保険法の規定により、予算案では介護基盤の整備など介護に関する事業に要する経費に充てている。また、月額で最高額は5,467円で、最低額は3,299円である。

#### Q 柳下委員

5,467円は大変高い。どこの市町村か。

#### A 高齢介護課長

市町村議会の審議の関係もあるため、答弁は御容赦いただきたい。

#### 柳下委員

- 1 在宅重度心身障害者手当については、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した人を対象外としている。年齢による制限は間違っていると思う。65歳以上で新たに障害者手帳を取得した人数は何人いるのか。また、その人たちに支給されるはずであった手当の額はいくらか。
- 2 心身障害者地域デイケア施設が地域活動支援センターに移行した場合に、運営が厳しいと聞いている。県として支援すべきではないか。
- 3 24時間訪問介護・看護サービスについては、

介護や看護の人材確保が困難な課題だと思うが、どのように取り組むのか。また、利用者の負担はどれくらいか。

4 施設介護が必要な人は施設へ、在宅介護が良い人は在宅へ、ということだと思うが、特別養護老人ホームの待機者を解消するという点で考えると、今のスピードで待機者を解消することはできるのか。

5 安心こども基金については、来年度以降も延長は必要と考える。

国に働き掛けを行うべきと考えるが、県の考えを伺いたい。

6 県庁内保育所の整備について伺う。どのような場所に、年齢別の定員で何人ぐらいの施設を整備する予定なのか。県庁内保育所は認可外保育施設と聞くと、県庁内に認可外保育施設を設置する理由は何か。認可保育所と認可外保育施設のメリット、デメリットは何か。保育料はどのくらいになるのか。県庁内保育所は県内の模範となるべきものと考えているが、保育環境はどうか。

7 生活保護受給者チャレンジ支援事業の中学生を対象とした学習教室は、学力の向上に役立っているだけでなく、子どもの人生を変えるような貴重な居場所になっている。事業を検証し、全国に発信してはどうか。

#### A 障害者福祉推進課長

1 支給対象外となった平成22年1月以降、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した人数は、さいたま市を除くと8,844人である。所得制限や併給禁止規定などもあるが、さきほどの人数にさいたま市の推計分約1,500人を加えると約10,400人となり、月額5千円の手当を支給したとすると1年間で約6億円となる。

#### A 障害者自立支援課長

2 地域活動支援センターは、障害者が通所して創作活動や交流活動を行う場である。現在、県内に125か所あり、定員は2,310人である。障

害者自立支援法の指定を受けた生活介護や就労継続支援などの事業所に比べると、経営は厳しい。地域活動支援センターの運営を安定させるには、ある程度の利用者数を確保する必要がある。県では、利用者数を確保するため、相談のあった事業所とともに市町村や障害者団体、親の会などに働きかけている。

#### A 高齢介護課長

3 24時間訪問介護・看護サービスは、高齢者の生活のリズムに合わせて訪問介護や看護のサービスを提供するもので、在宅での生活を望む高齢者の希望に沿うものだが、介護職員や看護師の確保が大きな課題である。基本的には1.2%の引上げとなった介護報酬の中で賃金等処遇の改善がなされるべきだが、県としては、6か月間の新規雇用のなかで実務研修を積み、ヘルパーの資格を取得する際にその賃金分を支援する取組や、潜在的有資格者の職場復帰のために3か月間の支援により職場復帰を促す取組、資格や専門的知識を取得するための研修の取組など、モチベーションの向上と働きがいのある職場づくりによる人材の確保と定着に取り組んでまいりたい。介護報酬は月額定額制となっており、要介護度4の場合、1人1月当たりの介護報酬は253,100円である。利用者の負担はその1割の25,310円である。

4 現在、埼玉県は高齢化の急坂を駆け上っている状況である。平成22年には20.4%であった高齢化率は、5年後には24.9%となり4.5ポイント跳ね上がるので、ますます特別養護老人ホームの入所ニーズは高まると予測している。そのため、市町村の特別養護老人ホーム整備の意欲が高まっている。第4期計画の3年間で3,500床整備したが、次期計画では6,700床程度を目標にする。5年、10年先を見据えて、この間に特別養護老人ホームの整備のスピードをさらに加速化して進めてまいりたい。

**A 子育て支援課長**

5 安心子ども基金は、国の第四次補正予算で平成24年に限り延長が決定された。県としても、安心子ども基金のような制度はありがたいと考えている。平成25年以降について国は、年少扶養控除の廃止による地方税の増収分で基金に代わる制度を考えており、厚生労働大臣など4大臣が合意している。平成25年度以降の制度は、今後検討されることとなるが、待機児童対策には保育所の整備が必要なため、全国知事会などと連携し必要な財源が確保されるよう要望していく。

6 県庁内保育所の整備は、産業労働部の所管事業のため、福祉部で回答できる範囲でお答えしたい。認可保育所は、市町村が入所児童を決めるため、企業が従業員の子どもを預かることができない。そのため、認可外保育施設としている。現在、産業労働部をはじめ、庁内の関係課で検討しているところである。今後、保育料や設備面など保育の質を含め企業等と協議していくことになるが、子どもをぜひ預けたいと思えるような保育所にしていきたいと考えている。

**A 社会福祉課長**

7 生活保護受給者チャレンジ支援事業は、平成22年9月から県が事業の考え方や枠組みを整理し、県議会で補正予算を認めていただき実施している。この事業は生活保護受給者にとっても、職員にとってもチャレンジであり、事業を進めながら実施方法を改善している。課題としては、学力が低い子どもが多く小学校3年生レベルから教えていく必要があること。不登校の子どもが多く心理的なケアが必要であること。学生ボランティアについては、帰省や試験の時期に参加人数を確保する必要があること。数学や理科を教えられる理系の学生を確保することなどがある。平成22年度から平成23年度において明らかになった課題を、平成24年度に検証するとともに、事業実施のノウハウをまとめ、全国に発信してまいりたい。

2012年3月12日

**Q 柳下委員**

第32号議案について3点伺う。

- 1 埼玉医科大学の学生に対する奨学金の応募状況と選考方法はどうか。
- 2 県外の医学部に進学する学生はどれくらいいるのか。
- 3 今回新設される県外の医学部学生への奨学金貸与が5人というのは非常に少ない。応募者が多数あった場合、どのように選考するのか。

**A 医療整備課長**

- 1 埼玉医科大学では、平成23年度は10人の枠に対し、18人の応募があった。選考方法は学長をはじめとした選考委員会を設けており、医療整備課の職員も参加している。
- 2 県外大学の医学部には、県内の高校から毎年約200人の学生が進学している。
- 3 選考方法については、学校や模擬試験の成績、学校からの推薦、地域医療に貢献したいという本人の意欲などを総合的に判断して決定したい。

**Q 柳下委員**

県との結びつきの強い人材を選考すべきではないか。

**A 医療整備課長**

地域に貢献したいという意欲の高い人材を採用してまいりたい。

**Q 柳下委員** 応募者が多数あった場合は、年度の途中でも貸与人数を増やすべきではないか。

**医療整備課長**

平成24年度に関しては、在学生10人も対象にしている。応募者数については、地域貢献の意欲など必ずしも応募倍率だけでは判断できないので、初年度の状況を踏まえて検討してまいりたい。

**Q 柳下委員**

第33号議案について伺う。保健所の食品衛生

監視員が、生食用牛肉の基準に合っているかどうかを監視することが重要になると思うが、食品衛生監視員は現在何名で、人数は足りているのか。

#### A 食品安全課長

食品衛生監視員は、全部で228名である。そのうち、専任の監視員が44名おり、食品監視を行う4つの保健所に配置されている。残りの184名は兼任で、13の保健所で食品許可や薬事監視などの業務を行っている。

#### Q 柳下委員

第75号議案について2点伺う。

- 1 妊婦健康診査支援基金の設置期間が1年間延長されたが、来年度の事業の見通しはどうか。
- 2 この事業によって、すべての市町村が妊婦健康診査を14回実施することができ、大変よいことであると思う。恒常的な施策とするよう国に要望すべきではないか。

#### A 健康づくり支援課長

- 1 国から基金の追加交付が行われたため、引き続き平成24年度も市町村の妊婦健康診査の助成を14回分実施することが可能となった。
- 2 今回の追加交付は、臨時特例交付金として積み増しが行われたもので、臨時的措置である。県としても、将来的には恒久的な制度となるべきものと考え、国に対し長期に安定した制度として継続できるよう要望している。

#### Q 柳下委員

第76号議案について3点伺う。

- 1 昨年、子宮頸がんワクチンが不足したことについて、その原因と県の対応はどうか。
- 2 若い女性を対象にしたワクチンであるが、助成対象は高校1年生までである。助成の対象年齢を引き上げて定期接種化することが望ましいと思う。国への要望が必要と思うがどうか。
- 3 子宮頸がんワクチンの現在の接種状況について、何人の対象者に対してどのくらい接種した

のか。

#### A 疾病対策課長

- 1 昨年8月頃までワクチンの供給が限られていた一方で、希望された方が予定より多かったため不足を生じた。高校1年の希望者が多かったこともある。その後ワクチンの供給体制が整いワクチン不足は解消された。
- 2 接種制度を安定して確保するためには、予防接種法にきちんと位置づけ、どのワクチンが必要か明確にするとともに、地域によって受けられたり、受けられなかったりなどの状況にならないよう国が全国共通の仕組みを作る必要がある。県としては、法にきちんと位置づけられるよう今後も国に要望してまいりたい。対象年齢の考え方についてもどういう区切りがよいかはつきりするよう国に働きかけてまいりたい。
- 3 接種状況については、平成23年度は現時点で子宮頸がんワクチンの対象者13万人に対し、8万7千人が接種しており、接種率としては約65%に相当する。年度末までに80%を超えるのではないかと見込んでいる。

#### 柳下委員

今後、予防に力を入れ、県民に接種を勧めていく中で、県としてはどのくらいの数値を目指していくのか。

#### 疾病対策課長

子宮頸がん予防ワクチンについては、概ね7割程度の子宮頸がんの発生予防効果が見込まれているが、まだ明確になっていない部分もある。接種率について何%という数値目標はないが、より多くの方に接種していただきたい。平成24年度予算は9割の方に接種が見込める数字となっている。

#### 柳下委員

第59号議案については、他の常任委員会に付託された予算で反対しているため、反対するものである。

**Q 柳下委員**

- 1 乳幼児医療対策助成費を財政力指数によって減じているとのことだが、市町村によっては中学卒業まで拡大しているところもある。県の補助は本来一律であるべきと考えるが、補助率を変えている理由は何か。
- 2 県立小児医療センターの移転計画によって、東部地域の医療体制に不安の声が広がっている。済生会栗橋病院の救命救急センターに関しては、建物は完成したが今年度中のオープンが延期になった。その理由は何か。
- 3 小児二次救急輪番を1回引き受けた場合の補助単価はいくらか。夜間と休日の昼間それぞれで回答してほしい。また、補助の負担割合はどうなっているか。
- 4 県全体の医療を考えた場合、県としては今後、志木市立市民病院に対してどのような支援をしていくのか。
- 5 東部地区と中央地区には周産期医療施設が1か所もない。県立小児医療センターが移転すると周辺地域のNICUがなくなってしまうことになるが、県はその点についてどのように考えているのか。
- 6 中央地区の小児二次救急輪番制は週に3コマの空白があるが、どのように整備していくのか。

**A 国保医療課長**

- 1 現行制度を維持していくため、ある程度負担していただける市町村には負担していただき、そうでないところをしっかりと支援していくという考えによるものである。

**A 医療整備課長**

- 2 救急専門医の確保ができていないためである。現在、2名確保されており、もう1名の確保の見込みが立った段階で、今年の夏を目途に救命救急センターの指定を行いたい。

**A 医療整備課長**

- 3 夜間は60,930円、休日の昼間は41,148円で

ある。負担割合は国・県・市町村で3分の1ずつを負担している。

- 4 朝霞地区の小児二次救急医療体制は、県が責任をもって整備していくべきと考えている。志木市立市民病院が引き続き地域の拠点病院として小児二次救急を担っていく方向がはっきりすれば、朝霞地区全体の体制整備が進むよう支援内容を詰めてまいりたい。
- 5 東部地区では、草加市立病院が平成24年度中のNICU設置に向け鋭意努力していただいている。
- 6 上尾市では休日夜間の初期診療体制ができており、鴻巣市も夜間の初期診療をカバーしているが、桶川市、北本市、伊奈町では休日夜間の初期診療体制ができていない。小児二次救急は、現在、上尾中央総合病院と北里研究所メディカルセンター病院の2病院で輪番を組んでいるが、火曜と日曜に空白が生じている。今後、2病院に対して関連病院からの当直医派遣や寄付講座の活用などを働きかけ、空白日の解消を進めてまいりたい。

**Q 柳下委員**

- 1 土屋小児病院の医師確保の状況はどうなっているのか。
- 2 土屋小児病院から聞いた話では、小児救急はやればやるほど赤字になってしまうとのことだった。補助の充実を国に求めたり、抜本的な財政支援策を検討する必要があるのではないか。
- 3 医学部調査・検討事業費について、国はこれまで、医師は余っているとして医学部入学定員を抑制してきた。最近になってあたふたと定員増を行っているが、この間、県は医学部定員増などの要望を行った事実はあるか。
- 4 小児医療センターを現在地で建て替えた方が、新病院を建設するより安いのではないか。

**A 医療整備課長**

- 1 小児科の常勤医を現在の9名から11名に増やす計画であり、鋭意努力していただいている

が、現在のところは確保できていないと聞いている。

- 2 土屋小児病院が365日輪番をやっていた場合は、補助を2,520万円まで増やすことができる。現在よりも1,000万円以上増えるため、病院の負担軽減にある程度貢献すると考えている。また、現在開業医による支援事業も行っており、地域の開業医の方々に初期診療をお願いして病院勤務医の負担軽減を図っている。小児二次救急輪番病院に対する補助単価は必ずしも十分でないと認識しているが、そもそも診療報酬が充実されるべきである。この点については、これまでも政府要望や全国衛生部長会で要望しているが、今後も継続的に行ってまいりたい。

#### A. 保健医療政策課長

- 3 医学部入学定員増については、平成21年度に国に対して要望した。医学部新設については、国が認めて来なかったので要望していない。国の動向を注視する必要がある。国への要望については必要に応じて検討する。

#### A. 経営管理課長

- 4 現在地での建替えであっても、病院サービスの向上や医療の高度化への対応を勘案すると、費用は新病院建設と同程度ではないかとしている。新病院建設の費用はこれから算出していくことになるが、地元説明会などでは新がんセンターの工事費を例にとり約150～200億円が想定されると説明している。これは建物本体の建替え費用であり、現在地とさいたま新都心の土地取得に係る費用の差額だけ、さいたま新都心への移転の方が費用がかかる。

#### Q 柳下委員

第1号議案について、次のとおり、「否」とすべき意見を述べる。

- 1 職員給与の削減の予算が計上されているため。
- 2 乳幼児医療費の助成制度について、財政力のある自治体への補助を削減しているため。

- 3 在宅重度心身障害者手当について、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した人に対して支給していないため。

次に、第15号議案について、次のとおり「否」とすべき意見を述べる。

- 1 職員給与の削減の予算が計上されているため。
- 2 県立小児医療センター移転のための予算が計上されているため。

#### 委員長

ほかに発言がないので、調査事項3件について、本委員会としては、柳下委員の意見を添えて、「可とすべきもの」と報告するので、御了承願う。

＜ 了 承 ＞

#### 委員長

議請第3号について審査する。何か発言はあるか。

#### 柳下委員

採択を求める立場から発言する。

政府が進めている「税と社会保障の一体改革」で、現在高齢者に支給されている年金が、金額にして約2兆円削減される計画が進んでいる。この一体改革によって高齢者の生活は、例えば夫婦で月18万円の年金をもらっている世帯では、年間約18万円、つまり1か月分の年金額が削減される見通しである。これでは、高齢者は生活していけない。物価が下がるのだから年金が下がるのは当然だと野田内閣は言うが、消費者物価が下がっているのはパソコンやテレビなどで、食料品は下がっておらず、光熱費・医療費は激増している。年金が下がったら暮らしていけないという高齢者の悲鳴も多数、私たちの所に寄せられている。請願理由にあるように、高齢者の命綱である年金の切下げは低額年金受給者の生活を圧迫するばかりでなく、児童扶養手当・障害児福祉手当などにも影響し、地域経済にも大きな打撃を与えるものになる。したがって、本請願を直ちに採択することを求める。

**Q 柳下委員**

- 1 さいたま新都心周辺では、慢性的に交通渋滞が発生するようである。実走調査を行ったと聞いているが、午後1時から5時の間に、宮原駅・さいたま新都心間と浦和駅・さいたま新都心間しか調査していないということである。調査に当たっては、現在の小児医療センターからさいたま新都心までの距離を測るべきだし、8時30分前に来て予約を取ったり、夕方5時以降に来院する方もいるので、こういう時間帯も調査すべきではないか。また、さいたまスーパーアリーナでのイベント開催が交通状況に及ぼす影響も考慮すべきではないか。

**Q 柳下委員**

- 2 特別支援学校を中層階に設置するとしているが、文部科学省では3階以下に建設するようという指導があると聞いている。防災上の観点からも、中層階の設置は好ましくないのではないか。
- 3 先日、福祉保健医療委員会の視察で茨城県立こころの医療センターを訪問したが、豊かな自然に囲まれており、療育上素晴らしい環境であると感じた。本県の小児医療センターの患者も、さいたま新都心のような商業地域ではなく、現在地のような自然環境の良いところで療養すべきではないか。

**A 経営管理課長**

- 1 さいたま新都心までの交通調査は、何回か実走して調査している。今後、時間帯についてさらに工夫を重ね、調査してまいりたい。国土交

通省の調査では、現在のさいたま新都心周辺の幹線道路の交通量は、現在の小児医療センター周辺の幹線道路の交通量と比べてもそれほど多くはないというデータがある。また、さいたまスーパーアリーナのイベント開催が及ぼす影響であるが、大きなイベントは土曜日、日曜日又は平日の夜間に開催されるので、病院の利用者に大きく影響することはないと考えている。

- 2 特別支援学校の設置については、現在教育局で検討している。

委員御指摘の点については、教育局に伝えたい。

- 3 さいたま新都心より現在地の方が自然環境が良いことは理解しているが、小児医療センターは三次医療機関として全県を対象とした高度医療を行っており、さいたま新都心の方が利便性等が良いということを御理解いただきたい。また、療養環境については、与えられた条件の中で十分に配慮してまいりたい。

**A 経営管理課長**

小児医療センターの患者については、以前は建物の外に出すこともあったが、現在では感染症などのリスクから外に出さないようにしている。新病院では、建物内に木を植えたり中庭を造るなどして、療養環境に配慮してまいりたい。また、現在小児医療センターに通院中で、さいたま新都心まで行くことが困難な患者さんについては、現在地での対応ができるように、個々に処置内容や診療科及び受診間隔などのリストを作成して、対応策を決めてまいりたい。

### 3 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議による質疑

2012年3月9・12日

#### Q 村岡委員

第34号議案について伺う。

- 1 在職者対象の職業訓練は、在職者本人が申し込むのか、企業が申し込むのか。
- 2 第7条第2項で、普通課程の訓練期間は原則1年とし、例外的に1年以上4年以内とすることもできることになっているが、4年になるのはどのような場合か。
- 3 国の委託を受けて行う訓練は、全額国庫負担で行うのか。

#### A 産業人材育成課長

- 1 在職者訓練のうちメニュー型については、在職者本人が申し込む場合が多い。オーダーメイド型は、企業や団体が申し込む。
- 2 夜間に訓練を行う場合などであるが、現状ではそのような訓練は実施していない。
- 3 国の委託を受けて行う訓練は、全額国庫委託金により実施している。

#### Q 村岡委員

- 1 介護ヘルパー養成講習について、民間事業では就職率が低いなど苦勞しているが、高等技術専門校での応募状況はどうか。
- 2 条例改正の趣旨は、職業能力開発をより促進させるというものと考えている。そのためには、受講のチャンスを広げることが必要である。10年前と現在で高等技術専門校の入校者数はどう変化しているか。

#### A 産業人材育成課長

- 1 応募倍率はほぼ1倍である。
- 2 高等技術専門校の入校者数は平成14年度が1,154人、平成22年度は811人である。高等技術専門校の再編整備により入校者数が減少している。

#### A 雇用労働局長

- 2 高等技術専門校が10年間で再編整備・集約化されたため、入校者数は減少しているが、民間で実施可能な訓練は委託して行っており、訓練生は増加している。

#### Q 村岡委員

委託訓練はどのくらい増えているのか。

#### A 産業人材育成課長

数年前は数百人であったが、平成22年度は4,700人、平成23年度は5,600人である。

#### Q 村岡委員

第59号議案について伺う。

- 1 資料2-1の8ページについて、技能向上訓練推進費と就職支援訓練推進費で減額が計上されている。財源は国庫支出金が多く、国に返すことになる。執行率を上げることはできなかったのか。
- 2 次に、高等技術専門校施設整備費の減額について、減額の理由として施設改修に係る契約差金の減額等とあるが、金額が大きいのはなぜか。
- 3 同資料の14ページの中小企業制度融資事業費について、減額の理由は何か。

#### A 産業人材育成課長

- 1 様々な理由で講座の定員に達しない場合があったためである。  
今後、求職ニーズの高い分野の講座を設定するなど、求職・求人側双方のニーズを見極めながら受講者の増加を図っていきたい。
- 2 入札差金が発生したことのほかに、国庫補助対象部分の増額があったためである。

#### A 金融課長

- 3 中小企業制度融資事業費の減額のうち、利子

補給費の減額は、利用が当初見込みを下回ったためである。損失補償費の減額は、平成22年度に保証協会が行った代位弁済に対する損失補償が今年度請求されたが、金融機関・保証協会が返済条件の変更等に弾力的に対応したことにより、代位弁済額が当初の見込みを下回ったことによる。

**Q 村岡委員**

- 1 高等技術専門校施設整備費の減額理由について答弁があったが、金額があまりにも大きい。施設改修工事の予定額・落札額・執行率はどうか。
- 2 中小企業制度融資事業費のうち損失補償費の減額について、リスク回避を重視して融資が絞られたことはないか。

**A 産業人材育成課長**

- 1 入札差金が最も大きい案件は、設計額約1億3,800万円、契約金額約5,800万円で、執行率は約42%である。

**A 金融課長**

- 2 リスクを回避したわけではなく、融資条件変更等に柔軟に対応した結果である。

**Q 村岡委員**

入札差金の問題について、これ以上は申し上げないが、一つの問題を示しているのではないかと思う。

次に、第77号議案について伺う。

- 1 資料3に、ふるさと雇用再生基金で5.3億円、緊急雇用創出基金で2.4億円の残額があると記載されている。これは国に返還することになると思うが、執行率を上げて雇用を増やすことが必要ではないか。
- 2 総務省の労働力調査によると、雇用者に占める非正規雇用の割合は、平成23年平均で35.2%であり、女性は54.7%であった。また、年間収入200万円以下の貧困層が拡大している。

県は非正規雇用の現状を把握しているか。

**就業支援課長**

- 1 両基金については、平成23年度当初予算では、その時点で使える財源はほぼすべて予算化していたが、その後発生した平成22年度事業の契約差金などにより、残額が生じたものである。緊急雇用創出基金については、引き続き庁内各部局や市町村に働きかけ、事業の掘り起こしを図っていきたい。
- 2 平成19年の就業構造基本調査によれば、本県の雇用者のうち男性では26.9%が、女性では60.7%が非正規雇用者である。

**Q 村岡委員**

本県でも非正規雇用が多い状況であり、非正規雇用の底上げが労働行政の最優先課題と考える。これまで、両基金で雇用された者が正規雇用に結びついた実績はどうなっているか。また、今後どのように取り組んでいくか。

**A 就業支援課長** 平成21年度及び平成22年度の状況では、ふるさと雇用再生基金で25.4%、緊急雇用創出基金で9.7%の方が継続雇用されている。また、ふるさと雇用再生基金では、基金事業での雇用期間中に期間の定めのない雇用契約をした場合に一時金が支給されるが、この対象者が現時点で約500人と見込んでいる。

今後も、県の就業支援拠点などを通じて、継続雇用、正規雇用につながるよう取り組んでいきたい。

**Q 村岡委員**

- 1 資料4-2の4ページ「シニア人材による中小企業サポート事業」について、既に産業振興公社で同様の事業を実施しているが、公社事業を支援する考えはなかったのか。
- 2 資料4-2の19ページにある若年者実務研修雇用促進事業について、この事業は正規雇用につなげることを目的にしているが、これまでの実績と新年度の目標を伺いたい。

また、「学校卒業後5年以内の未就職者等」とされている対象者について、詳しく伺いたい。

3 福島第一原子力発電所の事故による計画停電や放射能汚染により、県内企業が被害を受けている。さらに、追い打ちをかけるように電力料金の値上げが行われようとしている。東京電力に損害賠償を請求しようとする県内企業があるが、当初予算には、このような企業を支援する事業はないのか。

4 今年度実施していた東日本大震災被災者再チャレンジ就職支援事業の実績はどうか。また、震災による失業者がまだ多数いるが、来年度は実施しないのか。

#### A 産業支援課長

1 同様の制度である産業振興公社の新現役マッチング事業は縮小傾向にある。シニアサポートクラブという新しい制度を立ち上げることで、公社事業を支援していきたい。

#### A 就業支援課長

2 実績としては、平成22年度は154人を基金で雇用し102人が就職に結びつき、うち73人が正規雇用であった。平成23年度は94人を雇用し、これまでに78人が就職に結びついている。平成24年度は80人を雇用し、正規雇用者割合8割を目標としている。

また、事業の対象者は、学校卒業後5年以内の若者で、未就職の人と失業中の人である。

4 実績であるが、集まった定員30人のうち、OJTまで結びついたのは18人である。同事業は来年度は実施しないが、今回積み増す緊急雇用基金58億3,000万円は、震災被災者と3月11日以降の離職者を対象とするもので、全ての事業が被災者等の雇用を目的としたものである。また、中高年就職活動支援コーナーでの相談受付や、被災者が多い市町村での出張相談を実施し、被災者を支援していく。

#### A 産業労働政策課長

3 当初予算には、東京電力への損害賠償請求を直接支援する事業はない。現在、計画停電による損害は賠償の対象となっていない。まずは、国や東京電力に損害賠償の仕組みをつくるよう働きかけるのが先決である。実際、電気料金の値上げ問題については、知事が、直接、官邸に出向き、また東京電力の社長に会い要請を行っている。損害賠償についても、同様に働きかけていくことが先決だと考えている。

#### Q 村岡委員

1 シニア人材による中小企業サポート事業について、資料に「サポートクラブは3年後に自主運営に移行予定」とあるが、どのように考えているのか。

2 原子力発電所事故に伴う損害賠償の働きかけについては、是非願います。企業を後押しするためにも、県内企業の被害状況を把握する調査費があってもよいのではないかと。県内企業の被害の把握はどうなっているのか。

#### A 産業支援課長

1 当初の2年間は、企業訪問等を行うサポーターの費用等を県が負担し、ノウハウ等の蓄積を図る。3年後は企業からの謝金収入などをもとに、NPO法人化などにより自主運営という形を考えている。

#### A 産業労働政策課長

2 県内の中小企業2,200社に対して四半期ごとにアンケート調査を行う「四半期経営動向調査」を行っている。毎回、特別調査事項を設けているが、現在行っている第4四半期の調査で、東京電力の値上げについてどのような影響があるかという設問を設けて調査を実施している。計画停電の影響については、次の第1四半期の特別調査で実施するなどして実態を把握していきたい。

2012年3月12日

**Q 村岡委員**

- 1 第38号議案について伺う。地域の自主性及び自立性を高めるための条例改正と聞いているが、条例化によるメリットは何か。
- 2 第71号議案について、水道水源開発施設整備事業の負担金の補正額の内訳と補正理由を伺う。
- 3 同様に水道水源開発施設整備事業の継続費の補正理由を伺う。
- 4 第72号議案について、収益的収入の特別利益3億1,612万8千円の内容と、当初予算に計上しなかった理由を伺う。

**A 水道企画課長**

- 1 現在は水道施設の新設、増設、改造を対象としているが、条例化に当たり施設の更新も対象とした。これにより更に安心・安全が高まることになる。
- 2 ハッ場ダム本体工事について、直ちに本体工事に着手することを求めて当初予算に計上していたが、工事再開が来年度からとなったため約8億5千万円減額する。  
また、水源地域対策について、用地買収の難航や公民館建設の遅延により約4億2千万円減額となり、合計12億7千万円の減額となっている。
- 3 継続費については、平成23年度の実績確定により差額を先送りしたものである。

**A 地域整備課長**

- 4 約3億円は、国道125号バイパス用地の売却益である。  
当初予算時には金額が未確定だったため、計上していなかった。

**Q 村岡委員**

- 1 公営企業会計全体に関して質問する。資料2の1ページにある2月補正予算総括表において、水道用水供給事業会計と地域整備事業会計では、

資本的収支が赤字であり、表の下段で補填に関する説明がある。赤字とならないよう対応すべきではないか。

- 2 今後、水道施設の耐震化等の支出の増加要因があり、収支が厳しくなると思われるが、企業局全体として今後の経営をどのように考えているか。

**A 財務課長**

- 1 公営企業の予算は、収益的収支と資本的収支の2つを計上している。資本的支出である建設関係の予算は、資本的収入のほか、収益的支出である減価償却費を財源として充てることになっている。この財源は資本的収入として計上することができないため、赤字となっているものであり、経営的に問題が生じているものではない。
- 2 事業により性格が異なると考えている。  
工業用水道事業と水道用水供給事業は、多くの利益を求めるものではなく、赤字とならないよう、適正な料金単価の下で効率的な経営に努める事業である。

地域整備事業は、独自の資金の中で赤字を生じさせることなく事業化を図っていく事業と考えている。

**Q 村岡委員**

- 1 第17号議案について、水道水源開発施設整備事業費の総事業費は約693億円であるが、今後増加する予定はないのか。  
またその財源はどうなっているのか。
- 2 資料3の9ページにある浄水発生土保管施設築造工事について、保管施設の構造はどのようなものか。全浄水場での工事総額はいくらか。また、保管量はどのくらいか。
- 3 給与費について、職員の給与を減額することが前提となっていると思われるが、減額の理由は何か。

## A 水道管理課長

2 コンクリートの底盤の上に、高さ3mの擁壁で囲った箱状の構造となっている。中に発生土を2.5mほどの高さに積み、上を覆土しさらにシートで覆うことで、放射線の遮へいを考慮している。

工事費用であるが、本年度から一部整備しており、本年度と来年度を合わせて約4億8千万円になる。

保管量であるが、約4万4千トン保管できる。最近の浄水発生土の放射性物質の濃度は数百ベクレルに下がってきており、今後は、保管よりもリサイクルを考えている。

## A 財務課長

1 国が算定した事業総額に対する本県の負担割合である。金額が増額とならないよう引き続き国に要望していく予定である。

財源としては、補助金が2分の1、一般会計からの繰出金が3分の1、残りが企業債となっている。

3 管理職手当の減額が課長級まで拡大されたため、減額要因となっているが、退職給与引当金への引当が増額となっているため、給与費総額は増額となっている。

## Q 村岡委員

浄水発生土保管施設は東電への賠償請求の対象となるのか。また、今後の話であるが、保管施設が必要なくなったときの賠償の考えがあれば聞かせてほしい。

## A 水道管理課長

これまでかかった費用については、当然賠償の対象と考えている。しかし、今後については、何年間保管するか見通しがたっておらず、保管施設が不要になったときの対応は、今のところ考えていない。

## Q 村岡委員

第59号議案及び第71号議案に反対の立場から討論を行う。

まず、第59号議案については、他の委員会で反対とすべきことがあるため反対である。次に、第71号議案については、ハッ場ダム本体工事の予算を継続すべきものとなっているため反対である。

第1号議案、第16号議案、第18号議案については、職員の給与削減は行うべきではなく、「否」とすべきである。

第17号議案については、職員の給与削減及びハッ場ダム関連事業の予算が計上されているため、「否」とすべきである。長期ビジョン、経営5か年計画共に、技術職員の育成の点が弱いように思う。埼玉県内の水道事業者の調査では、さいたま市を除く64事業者のうち44事業者で30歳以下の職員がゼロである。

そこで何うが、県企業局では、技術系職員が何人いて、そのうち30歳以下は何人いるか教えてほしい。また、震災対応などを見ると、やはり最後はマンパワーである。若い技術者をどのように育成していくのか、考えを伺いたい。

## A 総務課長

平成23年4月1日現在、技術職は324人であり、このうち再任用職員32人を除く292人が現役職員である。30歳以下の職員は51人で、現役職員に占める割合は17.5%である。

企業局では独自の人材開発計画を策定し、研修やOJTに努めている。平成23年度上半期の研修は、延べ4,000人の職員が受講している。

再任用職員は、浄水場の創設時に苦労した職員であるが、現在はそれぞれの職場で夜勤を含め若手職員と一緒に仕事をしており、若手職員は、知識や技術を肌で感じて吸収している。

また、外部機関の研修へも職員を派遣し、最新技術の習得や異業種との交流を図るとともに、国家資格の取得の支援も行っている。

**Q 村岡委員**

企業局の人材育成に対する意気込みと心構えを聞き安心した。若い人を育てていくために、具体的な目標を持って取り組んでもらいたい。(要望)

**委員長**

これより、議第1号議案に対する質疑を行う。  
何か発言はあるか。

**Q 村岡委員**

第4条で施策推進に関する県の責務を定めているが、施策推進に必要な財政上の措置については、第17条で「努めるものとする」とされている。両者のバランスをどのように考えているか。

**A 鈴木議員**

具体的な事業に必要な予算措置については、その必要性、妥当性、効率性などが検討された上で、財政状況を踏まえつつ個別に決定されるものである。

## 4 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2012年3月14日

### Q 柳下委員

- 1 インターネット環境整備法の施行から3年経過しており、これまで青少年をインターネットの有害情報から守る取組を推進してきた中で新たな課題や今後の見通しについて教えてもらいたい。
- 2 フィルタリングサービスの提供は重要である。きちんと専門的にチェックしていく体制が必要であるが、そのあたりの体制はどのようなのか。
- 3 青少年健全育成条例ではフィルタリング解除条件の「正当な理由」を3つ挙げているが、具体的な事例を教えてください。
- 4 携帯販売事業者に対して立入調査した事例はあるか。また、守らない事業者を勧告・公表した事例はあるか。
- 5 プロフやブログとも関係するが、携帯電話からネットにアクセスして出会い系サイトなどにつながり、高額請求されるというケースも聞く。簡単にアクセスした結果、出会い系サイトにつながり、脱退する際に高額の金を請求されるケースもあるようだ。そのような問題に対して、出会い系サイト規制法も関係してくると思うが、どのような連携を図っているか。
- 6 現在、緊急雇用創出基金で3名の非常勤職員を雇用し、ネット上の見守り活動を行っているとのことだが、これまでの課題と今後の見通しについてどうか。
- 7 もし分かっていたらよいが、迷惑メールの受信件数は全国でどれくらいあり、そのうち出会い系サイトやアダルトサイトにつながるものがどのくらいあるかについて把握していたら教えてください。

### A 青少年課長

- 1 生徒指導課からも説明があったが、フィルタリング利用率が100%に達していない。今後さらに利用率を上げていって100%に近づけてい

- くことが課題であると考えている。また、ゲーム機からもインターネットに接続することができ、スマートフォンも普及しているため、それらの対策も今後の課題となってくる。
- 2 法律や条例あるいは業界の自主的な取組が進んでいる。それぞれの関係者がフィルタリング利用率の向上に向け取り組んでおり、今後も関係機関と連携して取り組んでまいりたい。
- 3 一つ目の「就労し、業務上必要な場合」については、未成年の就労者数はそれ程多くないが、彼らが仕事上インターネットを利用して情報収集をする場合があり、そのようなケースが該当する。

二つ目の「障害や疾病があり、日常生活に支障がある場合」については、障害や疾病により長く入院している方のコミュニケーションツールとして利用されるケースがある。三つ目の「保護者が青少年の利用状況を適切に把握する場合」については、フィルタリングの最終的な責任者は保護者である。保護者が携帯電話の問題をよく把握し、親子でよく話し合っていたら、保護者が責任を持って、子どもの利用状況を適切に確認できているようなケースである。

- 4 県内には携帯電話販売店が約600店舗ある。条例改正してから2年間、全ての携帯電話販売店に立入調査を行っている。説明内容が不十分であったり、説明書を交付していない店舗もいくつかあったが、そのような店舗については指導した上で後日再度調査を行った。再度調査した結果、問題点が是正されていたので、今まで事業者に対する勧告・公表した事例はない。
- 5 出会い系サイト規制法が施行されており、出会い系サイトに起因する被害は減少している。反面、非出会い系サイトのプロフィールサイトによる被害が多くなっている。フィルタリングにもブラックリスト方式やホワイトリスト方式などがある。ブラックリスト方式ではプロフィー

ルサイトは閲覧できてしまう。そのため県では、問題のないサイトしか接続できないホワイトリスト方式のフィルタリングを利用するようにネットアドバイザーによる啓発事業を行い、保護者に注意喚起を行っている。

#### A 生徒指導課長

6 これまで3年間、ネット上の見守り担当員3名で見守り活動を行い、問題のある書き込みについて学校等に情報提供をしてきた。

そのことによって、生徒は自分のサイトを見られているという意識が出てきており、一定の効果があつたと考えている。

課題としては、3名のうち2名が中学校を、1名が高校と特別支援学校を担当し、各学校の非公式サイトを監視しているが、継続した監視ができないため、問題ある書き込みについて削除を情報提供するまでのタイムラグが生じてしまい、この事業だけでは十分な対応ができないことがである。「ニア イズ ベター」と申すように、身近な大人がネットの見守り活動を行っていけるよう保護者への啓発を行うとともに、市町村教育委員会や学校自身が見守り活動を行えるよう、支援をしてまいりたい。

7 詳しいデータを持っていないので詳しい答弁はできないが、携帯電話の利用状況等に関する

調査結果のうち、どんなトラブルを経験したのかについてメールに関係したものをあげてみると、小学校6年生、中学校2年生、高校2年生の合計で27,377人がトラブルを経験しているが、例えば「宣伝などの迷惑メールがたびたび送られてきた」と答えている児童生徒は4,728人で23.1%、「チェーンメールを送られた」と答えている児童生徒は9,330人で45.5%にのぼっている状況である。

#### 柳下委員

市町村や学校で見守り活動を行っていくということであるが、緊急雇用を含めてネット上の見守り体制の整備に努めていただきたい。(要望)

#### 委員長

ほかに発言がないので、質疑は終了した。

次に、本日の審査に関連して執行部に対し、意見・提言すべき事項を求めます。何か発言はあるか。

#### 柳下委員

有害情報から子供を守るために、ネットアドバイザーの普及をはじめ専門的に見守る体制を強化すること。

## 5 総合的な危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2012年3月14日

**Q 村岡委員**

- 1 県のモニタリングポストは今度6台体制になる。現在、衛生研究所のモニタリングの測定値は、職員が本庁及び文部科学省にメールで送信していると聞いている。土日でも職員がメールで送信するなどし、非効率的である。6台体制になってからは、どのように文部科学省へ報告することになるのか。
- 2 衛生研究所のゲルマニウム半導体検出器は資料に「水や野菜等への影響検査」と書かれているが、お茶や他の食品については衛生研究所でも調査するのか。また検査の専門職員の人的配置はどうなっているのか。
- 3 平成24年4月1日から食品中の放射性物質の新基準値が適用されるが、食品の検査はゲルマニウム半導体検出器でなければならないのか。今後、県では5台体制になるが、そのうち何台を食品検査に使えるのか。
- 4 県産農産物の検査については、新基準値になるに伴い、県としてはどのような対応を行っていくのか。
- 5 茶については飲用茶が基準になるとのことだが、今後の茶の調査方法について伺う。

**A 環境政策課副課長**

- 1 今後は、6台全てにおいてインターネット回線を使用し、10分ごとに自動的に文部科学省の指定の場所へ送られることとなる。

**保健医療政策課副課長**

- 2 衛生研究所では水道水のほか、茶葉、牛肉、魚介類等を検査している。また職員を平成23年10月から1人増員し、3人体制で検査している。

**A 食品安全課長**

- 3 一般食品については、NaIシンチレーション

スペクトロメータによるスクリーニング検査が認められている。ただし、測定下限値が25Bq(ベクレル)/kg以下の機械であることが条件である。

それ以外はゲルマニウム半導体検出器で検査を行う。

**A 農産物安全課長**

- 4 県産農産物のモニタリング調査については、国と連携し、基本的には第三者機関である国の登録検査機関に委託して実施することとしており、信頼できる調査結果を確保できる。また、全国の登録検査機関を活用することにより、緊急の調査等にも迅速に対応することが可能になる。

今後、必要に応じ、県の衛生研究所等のゲルマニウム検出器の活用も考えたい。

- 5 4月から適用される新基準では、お茶の基準値は飲用茶で10Bqとなる予定である。調査の方法については、平成24年3月12日付け厚生労働省の通知に基づき、一番茶、二番茶など茶期ごとに荒茶をサンプリングし、飲用茶の状態で行う。調査の結果については、判明後速やかに消費者等に情報提供を行ってまいりたい。

**Q 村岡委員**

- 1 衛生研究所にある3台のゲルマニウム半導体検出器のうち、食品の検査に何台使えるのか。
- 2 知り合いの医者から聞いた話であるが、ある小学生児童の尿から昨年7月にセシウムが検出されたという。ところが、学校給食から弁当に代えたところ、2か月後にはセシウムが半減された。

学校給食との因果関係は分からないが、学校給食の放射性物質の測定が、各市町村で始まっている。現在どのくらいの市町村で測定をしているのか。今後すべての市町村が測定をする予

定があるのか。これに対する県の支援体制はどうなっているのか。

- 3 放射線問題は検査が大事であるし、内部被爆に関する県民の心配が高まっている。正しい放射線に対する知識が必要である。県は内部被爆への対策について何か考えているのか。
- 4 除染について効果は出ているようである。除染作業を行ったことにより、除染効果以外にどのような教訓を得て、それを今後どのように生かしていくのか。

#### A 保健医療政策課副課長

- 1 衛生研究所にある3台のゲルマニウム半導体検出器のうち、1台は国からの委託によるものであり、残り2台が県所有のものである。この2台が食品の検査に回すことができる。

#### A 教育局総務課総務幹

- 2 学校給食については、現在23市町村で測定をしていることを把握している。県教育委員会では5台のシンチレーション測定器の購入準備を進めており、来年度できるだけ早く測定したいと考えている。また、現在測定していない市町村についても、測定の支援をしてまいりたい。

#### A 健康づくり支援課長

- 3 福島原発事故以降、内部被爆の原因は、水道水、食品、大気中のちりが主に考えられる。これらについては各担当で測定しており、埼玉県では内部被爆と外部被爆を合わせて、多く見積もっても年間0.25 $\mu$ Sv（マイクロシーベルト）であり、特に多い状態ではない。引き続き個別の測定を行い、水や食品、大気中の放射線量が増えていないことを注視することが重要と考える。

#### A 環境部副部長

- 4 三郷市立小学校の除染実証実験においては、三郷市役所と同小学校の保護者を始めとする住民の方と協力して実施した。その際、住民の方

からは「実際に除染作業を行ってみて、除染作業の大変さがわかった。」「放射線のレベルをゼロにするのは無理なんだと実感した。」というような現実的な感想があった。除染等の対策には住民の協力が必要なので、今後も地元の声を聴きながら実施していきたい。

#### Q 村岡委員

- 1 学校給食用に購入する5台の測定器は、全県的にバランスよく配置するのか。
- 2 給食の測定を行っても1回実施ただけで、後は測定しないという市町村があり、保護者が心配している。しっかりやるように県が市町村に指導してもらいたい。
- 3 「埼玉県における放射能の影響に関するQ&A」はよくできている。大気中の放射線量も下がってきているが、少しでも上昇すると危険との声も出てくる。放射能について県民に正しい知識を身に付けてもらいたいので、このQ&Aを活用した市町村での公民館単位の勉強会は考えられないか。

#### A 教育局総務課総務幹

- 1 測定器については、今月中に市町村の意向を確認し、県内にバランスよく配置していく。
- 2 市町村の測定については、今月中に市町村の職員を対象にした研修を行うので、その中で話をしていく。

#### A 健康づくり支援課長

- 3 県では、Q&Aを使って市町村の健康担当職員と危機管理担当職員への研修を行い、併せて、住民の方への相談や研修を市町村で対応していただくようお願いした。公民館単位の研修会については、状況を見て必要があれば検討していきたい。

#### 委員長

次に、執行部から、「災害廃棄物の岩手県からの受入れについて」の報告を行いたいとの申出を

受けているで、これを許す。

**Q 村岡委員**

- 1 放射線の問題は、初めての経験であり、行政側から、分かりやすい資料を作成し、正しい情報を県民に提供することは大事である。県が作ったパンフレットは非常に分かりやすいので、全県民に配ることは難しいとしても、各市町村議員に配ることは考えていないのか。
- 2 岩手から搬入される木くずの放射線量は低いにもかかわらず、搬送してくるのに鉛箱を使うのはなぜか。

**A 産業廃棄物指導課長**

- 1 県が作ったパンフレットは、ホームページにも掲載しており、広く県民に知ってもらえる状況になっている。市町村議員には、現在3市1町の関係議員には配付しているが、その他の議員に対しても何らかの形で、配付できるように検討したい。
- 2 空間放射線量は地表からの放射線量などの環境影響を受ける。  
鉛箱を使用するのは、これらの影響を排除し、木くずだけの放射線量を測定するためである。

## 6 予算特別委員会における柳下県議のしめくくり総括質疑

2012年3月16日

**Q 柳下委員** 日本共産党の柳下礼子です。質問させていただきます。

県立小児医療センターについてお聞きします。

昨日、この県庁に患者家族の会と周辺自治体の存続を求める会の皆さんが署名提出に来られましたが、持ち寄った署名は3万8,400筆、前回分と合わせて5万3,402人となりました。

移転先であるさいたま新都心という場所は、決して静かな環境とは言えません。私は、本日、患者家族の方のお手紙を紹介します。

「県立小児医療センターの移転は反対です。私の甥は、20年前に小学校6年のときに脳腫瘍になり、余命6か月と言われました。手術はしたものの、脳幹に腫瘍があり、手をつけることができませんでした。あの当時は、県立でありながらMRIがなく、がんセンターまで子供たちは検査に行ったのです。甥は、白血球が下がっていたので、検査をすることができませんでした。個人病院でもMRIがあるのに、県立でMRIがないという現実にびっくりして、姉夫婦と署名運動した結果、数万人の署名をいただき、県に提出。MRIの設置をすることになりました。病院からは感謝の言葉をいただきましたが、そのときには、甥はもういませんでした。あの病院の、余命を感じながら静かに笑顔を見せる子供たち、聞いたこともない病気の子供たちが今でも浮かんできます。静かなところで大切な時間を過ごす権利が子供たちにはあると思います。新都心は、アリーナや商業施設で若者や家族が楽しく過ごす場所です。新都心に移転しようという動きをする人たちは、あの病院の中で苦しんでいる子供たちの姿を見てほしい。重症の子供たちは静かに過ごしたいのです、緑の見える安らぐ場所で。苦しみに耐えている子供たちをビルの中へなんてとんでもない。静かに大切な時間を過ごしてほしいと心から願っています」、こういったお手紙でした。

そこで、伺います。このような小児病棟の子供

たちは長期の病に立ち向かい、大変なストレスを抱えながら過ごしています。新都心という地域は、難病の子供たちにとってふさわしい療育環境とは思えないのですが、いかがでしょうか、知事よりお答えください。

**A 上田清司知事** 今、柳下委員は難病と言われましたが、一般的に言うと重度だという言い方でもさせてもらってよろしいでしょうか。

小児医療センターの開院当初は、軽症患者が多かったことから、建物の外でも散策をしたり楽しんでいただくようなことが多かったんですが、しかし現在では、重症の、重度の患者が多くなったことから、感染のおそれなどを考慮して、建物から出ることには認められておらないんですね。

もともと高度専門医療機関であります小児医療センターでは、重症の患者が多いため、治療や療養そのものは室内で行っております。例えば免疫力が低下している小児患者への感染を防止するために、入院患者の兄弟ですらも面会を禁止したりする場合がありますし、また、先天性心疾患の手術で人工呼吸器をつけた患者や小児白血病の患者などは、厳密な環境管理をした室内での療養を余儀なくされています。さらに、入院患者が隣接する特別支援学校へ通学するためにも、外部の環境と隔てられた専用の渡り廊下を通して、外気と接触しないような構造にしているぐらいです。また、病室から出ることのできない入院患者については、支援学校の教員が病棟に出向いて、ベッドサイドで授業を教えたりしております。

こうした外出が困難なお子さんのために、さいたま新都心に建設する新病院では、建物内のテラス、デッキ、中庭などに緑を配して、心地良い空間を作ろうと。また、子供が楽しく過ごせるプレールームや、年齢や性別を考えた病室デザインにより患者のアメニティを向上させようと、こういう企画もございます。このような取組によって、お

子さんの心身の安定や療養、成育環境への対応ができるかと私は考えております。

**Q 柳下委員** 今、知事の答弁の中で、重度の患者のお子さんたちは、感染症のおそれがあるということで外に出られないから、ビルの中なんだからいいんだということでしたけれども、私が言っているのは、小児医療センターに以前伺ったときに、当時の院長先生は城先生でしたけれども、是非見ていってくださいと言われたんですね。で、中庭に案内してくれたんです。そこには何があったかということ、子供たちに見せたくて虫を飼っているんですね。本当に子供たちがどういう療養環境の中で育つのかというね、それを非常に感じたんですね。外に出るとか出ないとかではなくて、外を見たときに、昨日来た方も、外の田んぼだとか非常に緑が多いということが、やっぱり子供にとって大事なんだというふうにお話ししておりました。

そういう面で、静かなところ、あるいは余命がないという子供たちにとって、私は、そういう環境の及ぼす、自然治癒力を高めることも含めて言っているんですけれども、知事は、静かなところよりもビルの中のほうがふさわしいというふうにおっしゃるんですか。だから、外に出ないんだから構わないというふうにとるんですか。

**A 上田清司知事** 決してそういうことを言ったつもりはございません。

**Q 柳下委員** ビルの中にいろいろとアメニティとか人工の自然を用意するのと、緑に囲まれた中の病院というのでは、やっぱり違うというふうに思うんですね。そのところで、私は、お手紙を

紹介したように、子供たちを静かな環境の中で療養を送らせたいという、ここをお伝えしたわけなんですけれども、これについていかがですかという質問なんです。

**A 上田清司知事** 総合的に考えて、新都心を選択しているんです。例えば日赤でお母さんが赤ちゃんを産むとき、生まれながらにいろんな先天的な問題が起きているとき、そのまま小児病院で特別な部屋に入って処置ができるんです。いろんな意味での処置ができるんです。

しかし、そこから蓮田のほうまで運ぶことのほうが、より生命の危険度は高いんです。そういう医療の連携ということもいろんな形で考えて、我々は総合的に考えて物を申し上げております。緑もあって、それもあって、何もあってというのが一番理想かもしれませんが、聖路加病院だって、屋上庭園で最終の、いわゆる余命のないがん患者が、やっぱり屋上の庭園でゆったりと気持ちを和ませておられます。だからといって、じゃ、聖路加病院を緑豊かなところに移して多くの患者を受け止めることができるかどうかといたら、別問題になるかと思えます。

いろんな議論がありますが、総合的な判断で私たちはそういうことを申し上げているということに御理解を賜りたいと思います。

**Q 柳下委員** 2問目の質問ですけれども、知事は、患者のために一部機能を残すと言いますけれども、……

**神谷裕之委員長** 柳下委員の質疑は、ただいまの時間を持ちまして終了しました。

## 7 予算特別委員会における反対討論

2012年3月19日

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党県議団を代表して、第1号議案、第14号議案ないし第19号議案に反対し、討論を行います。

まず、第1号議案「平成24年度埼玉県一般会計予算」ですが、以下の理由により反対です。

第1に、県立小児医療センター移転関連として、さいたま新都心土地購入費が計上されていることです。

審議において明確になったように、中央地区をはじめ東部北地区など周辺地域は周産期医療体制も小児救急医療体制も極めて脆弱であり、この点での県の責任は重大です。高度医療病院とはいえ、県立病院は地域支援の責務を負っており、移転によって周辺地域の医療体制に空白を生むことは許されません。また、一部機能の存続が知事より表明されましたが、幾つもの診療科をかけ持ちしている患者にとっては、センターの存続なしには生命の保証はありません。また、商業地域である新都心は、患者の療養環境として不適です。開発計画の失敗が続く8-1A街区の穴埋めのために患者や周辺の子供たちが犠牲にされることは絶対に許されません。新都心は、赤十字病院を母体として県の支援により周産期総合母子医療センターを確立し、県立小児医療センターは現在地に存続することを改めて主張いたします。

第2に、八ッ場ダム建設など無駄な公共事業予

算があることです。

第3に、知事部局の職員定数を総計で85人削減していることです。

第4に、職員給与の削減が行われているからです。条例の措置によって影響を受ける職員は知事部局にとどまらず、教員、警察官1万6,000人に及び、総額で約17億円もの給与が削減になり、職員給与削減は民間給与に悪影響を及ぼすことから反対です。

第5に、子ども医療費無料化など3福祉医療費助成制度において、市町村に対する補助率が財政状況によって低率に抑えられたままとされていること。

第6に、在宅重度心身障害者手当について、65歳以上の新規手帳取得者を支給対象から外していること。

以上から第1号議案に反対します。

また、第15号議案、病院事業会計予算では、小児医療センター移転の予算と職員給与削減があることから、第17号議案、水道用水事業会計は、職員給与削減と八ッ場ダム予算により、第14号議案、公営競技特別会計予算、第16号議案、工業用水道会計予算、第18号議案、地域整備予算及び第19号議案、流域下水道予算については、職員給与削減であることから反対するものです。

以上です。

## 8 予算特別委員会動議に対する反対討論

2012年3月19日

私は、予算特別委員会附帯決議（案）に反対する討論を行います。

本附帯決議案は、北朝鮮が日本人拉致事件について不誠実な態度をとり続けているなどとして、埼玉朝鮮初中級学校に対する運営費補助金交付に反対しております。

もちろん我が党は、北朝鮮の日本人拉致事件については世界の平和と人道に反する犯罪行為として厳しく糾弾し、その謝罪や一日も早い解決を求めるものですが、これらの問題について朝鮮学校で学ぶ子供たちには何らの責任もなく、子供たちに責任を負わせるようなことは、子供たちの人権侵害を助長しかねず、絶対にあってはならないこ

とです。それは教育の機会均等や民族、国籍などでの差別の排除という課題で、県議会の姿勢が根本から問われかねない問題であり、日本人拉致問題を重大な人権侵害として国際世論に訴えている本県の立場をも危うくするものです。

朝鮮学校には、朝鮮籍と韓国籍の生徒がほぼ半数ずつ在籍し、日本国籍の生徒も在籍しています。こうした学校を補助の対象から外すことは、合理的な理由に欠けるだけでなく、日本政府が1995年に批准した人種差別撤廃条約にも反する行為であり、到底認めることはできません。

よって、本附帯決議（案）に反対いたします。以上です。

## 9 知事提出議案に対する反対討論

2012年3月26日

おはようございます。日本共産党の村岡正嗣です。党県議団を代表して、第1号議案、第14号議案ないし第19号議案、第21号議案、第23号議案、第24号議案、第26号議案、第39号議案、第40号議案、第49号議案ないし第51号議案、第59号議案、第71号議案、第137号議案に反対の討論を行います。

まず、第1号議案「平成24年度埼玉県一般会計予算」ですが、以下の理由により反対です。

第一に、県立小児医療センター移転に関連する、さいたま新都心土地購入費が計上されていることです。予算特別委員会と常任委員会審議においても明確になったように、中央地区や東部北地区など周辺地域は、周産期医療体制も小児救急医療体制も極めて弱いであり、この点での県の責任は重大です。だからこそ、蓮田市は市長自らがセンター機能の存続を要望し、春日部市議会及び杉戸町議会では、センターの存続を求める意見書を全会一致で可決しているのです。高度医療病院とはいえ、県立病院は地域支援の責務をも負っており、移転によって周辺地域の医療体制に空白を生むことは許されません。一部機能の存続が知事より表明されましたが、幾つもの診療科を掛け持ちしている慢性期の患者にとっては、センターの存続なしには生命の保障はないのです。

加えて、商業地域である新都心は、患者の療育環境として極めて不適です。開発計画の失敗が続く8-1A街区の穴埋めのために、患者や周辺の子供たちが犠牲にされることは絶対にあってはならず、新都心は、赤十字病院を母体として県の支援により周産期総合母子医療センターを確立し、県立小児医療センターは現在地に存続することを改めて主張するものです。

第二に、知事部局や教育委員会事務局の職員定数を総計で87人削減していること。

第三に、職員給与の削減が行われているからです。

第四に、八ッ場ダム建設予算が計上されていることです。ダム建設再開の根拠となった国の検証は、科学的議論に堪えるものではなく、検証そのものが推進機関である国交省の内輪の検証であることは既に明らかです。学者、有識者137名の参加する「ダム検証の在り方を問う科学者の会」が指摘した多くの学術的な疑義や問題点について、国交省はいまだ回答できずにおります。八ッ場ダム建設事業は直ちに中止し、住民に対してダムによらない生活再建を一刻も早く実施することこそ、これまで住民を翻弄してきた国と関係都県の責任です。

以上を主な理由として、第1号議案に反対します。

次に、第15号議案「埼玉県病院事業会計予算」は小児医療センター移転の予算と職員給与削減があることから、第17号議案「埼玉県水道用水供給事業会計予算」では職員給与削減と八ッ場ダム予算により、第14号議案「公営競技事業特別会計予算」、第16号議案「工業用水道事業会計予算」、第18号議案「地域整備事業会計予算」及び第19号議案「流域下水道事業会計予算」については、職員給与削減があることから反対するものです。

続いて、第21号議案「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」と第39号議案「埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例」は、一括して討論を行います。

これらは、知事部局と教育委員会の事務局職員を総計で87名削減するというものです。知事部局の削減によって、現在、東部、北部、川越の地域振興センターに置かれている交通事故相談業務の本庁への集約が行われますが、県民サービスの低下につながるものです。また、平成15年から10年間で知事部局の職員は1,615人削減され、新卒採用の抑制によって、現在の30代以下の職員数は全体の3割にも達しません。職員の疲弊と職員構成にゆがみをもたらす定数削減は、もう中止すべきです。教育委員会事務局は、高校統廃合を

進めてきた課の廃止による削減であり、それ自体は賛成ですが、昨年度教育局は61名の職員削減を行っており、廃止した課の人員は他の多忙な部局に振り分けるべきと考えます。

以上により、定数削減に反対いたします。

次に、第23号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」と第40号議案「学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」も一括して討論いたします。

両議案は、県職員と教職員給与について、部局長級以下、課所長級職員までの管理職手当を削減すると同時に、平成18年度に実施した給与構造見直しにおける給与切替えに伴う給与月額削減への経過措置を段階的に廃止するものであり、影響を受ける職員は、知事部局から教員、警察官に至るまで1,6000人に及び、総額で約17億円もの給与削減となります。このような大幅削減は、民間給与や地域経済に深刻な影響を及ぼすことから、また、東日本大震災によって公務労働者の役割が見直される中、震災以来の一年間、激増した業務に、限られた人員体制ながら全力で対応してこられた職員に対して、定数削減や給与削減は行うべきではありません。

続いて、第24号議案「知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、行政委員会の委員及び監査委員の報酬額を一割削減するものですが、県職員給与削減同様、民間給与への悪影響となり、行うべきではありません。

第26号議案「埼玉県税条例の一部を改正する条例」案は、地方税法の改正に伴い、個人県民税の均等割の税額を1,000円から1,500円へと引き上げるものです。全ての納税者一律に引上げとなる庶民増税には反対です。

次に、第49号議案「県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について」、第50号議案「農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について」、第51号議案「急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町の負担額について」の3議案は、県の実施する土木事業の経費の一部を地元市町に負担させるものですが、あくまで県

の責任で実施すべきです。

続いて、第59号議案「平成23年度埼玉県一般会計補正予算」は、農業大学校の移転予定地でのオオタカの営巣確認による工期の延長ですが、鶴ヶ島市の同大学校は交通至便の地にあり、埼玉農業の発展のためには現在地での発展拡充こそ必要です。工期延長を機会として、移転計画を見直すべきです。

第71号議案「平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算」の継続費には、八ッ場ダム建設工事費の補正が計上されており、反対です。

最後に、第137号議案「埼玉県5か年計画の策定について」、修正案と原案を一括して討論いたします。

修正案は、「小中学校各学年における全県一斉学力テストの実施」を加えていますが、競争の激化と格差を広げ、むしろ子供たちの成長、発達を阻むことから、賛成できません。

次に、原案についてです。本計画は、3・11の大震災からちょうど一年という時期に策定されることから、大震災の教訓に深く学び、安心・安全、福祉のまちづくりへの強い決意を示すと同時に、その具体化を全分野に貫くべきです。加えて、本県における放射能汚染の被害に鑑みれば、再生可能エネルギーの活用にとどまらず、今こそ原発ゼロの方向性を示すべきであり、これらにおいて原案は極めて不十分であると考えます。また、さいたま新都心への県立小児医療センター移転計画、八ッ場ダム建設推進は既に申し述べた理由のとおり、保育所待機児童及び特別養護老人ホーム待機者については待機者解消が目標とされていない点、震災に強いまちづくりにおいては液状化対策に触れられていない点は、問題と考えます。さらに、消防の広域化の推進が掲げられていますが、消防力の不十分さは広域化で解消するのではなく、消防力の充実に市町村への援助を強めることこそが県の役割と考えるものです。

以上の理由により、第137号議案に反対いたします。

以上で私の討論といたします。(拍手起こる)

## 10 議員提出議案に対する反対討論

日本共産党の村岡正嗣です。党県議団を代表して、議第4号議案「年金制度抜本改革の全体像を早期に示すことを求める意見書」に、反対討論を行います。

意見書案は、『社会保障と税の一体改革』であれば、年金制度の改革案と消費税の増税案は一体で議論されるべき」との主張の下、年金制度抜本改革の全体像を早期に示すよう求めています。

我が党は、現在の年金制度の下での深刻な無年金、低年金問題の解決のために、最低保障年金制度の創設や年金受給資格の短縮など一貫して提言、主張しているところですが、年金財源については、低所得者に負担の重い逆累進性の高い消費税に求めるべきではないと考えます。年金制度の改革案

2012年3月26日

と消費税の増税案を一体で議論するならば、低所得者に対して、年金制度をよくするには消費税率をもっと上げるしかない、更なる引上げが嫌なら年金を削ることになる、と迫る議論につながりかねません。

我が党は、年金の財源は、大型開発や軍事費をはじめ税金の無駄遣いの一掃と、富裕層、大企業優遇の不公平税制の見直しなどに求めるべきであり、消費税に頼らずに社会保障を再生・拡充することは可能と考えます。

よって、年金制度改革案と消費税増税案は一体で議論されるべきだとする本意見書案に反対するものです。

以上です。(拍手起こる)

## 11 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度（各会派で態度が異なるもの） ○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果	
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属					
								木下	日下部	白土	中原		
第137号	平成22年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について	修正案	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	可決
		修正部分を除く部分	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第1号	平成24年度埼玉県一般会計予算	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	原案可決	
第2号	平成24年度埼玉県公債費特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第3号	平成24年度埼玉県証紙特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第4号	平成24年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第5号	平成24年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第6号	平成24年度埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第7号	平成24年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第8号	平成24年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第9号	平成24年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第10号	平成24年度本多静六博士育英事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第11号	平成24年度埼玉県用地事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第12号	平成24年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第13号	平成24年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
第14号	平成24年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決	
第15号	平成24年度埼玉県病院事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	原案可決	
第16号	平成24年度埼玉県工業用水道事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決	
第17号	平成24年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決	

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								木下	日下部	白土	中原	
第18号	平成24年度埼玉県地域整備事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第19号	平成24年度埼玉県流域整備事業会計予算	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第20号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第21号	埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第22号	知事の調査等の対象となる法人を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第23号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第24号	知事等の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第25号	埼玉県特定非常災害の被災者に係る許可等の有効期間の延長等に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第26号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第27号	埼玉県生活科学センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第28号	埼玉県立嵐山郷条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第29号	埼玉県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第30号	執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第31号	埼玉県認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第32号	埼玉県医師育成奨学金貸与条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第33号	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第34号	埼玉県立高等技術専門校条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第35号	埼玉県水源地域保全条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第36号	埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第37号	埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第38号	埼玉県水道用水供給事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果		
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属						
								木下	日下部	白土	中原			
第39号	埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第40号	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第41号	埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第42号	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第43号	埼玉県立図書館協議会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第44号	埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会条例及び埼玉県立近代美術館協議会条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第45号	埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第46号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第47号	全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第48号	包括外部監査契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第49号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第50号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第51号	急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係市町の負担額について	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第52号	埼玉県多文化共生推進プランの策定について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第53号	埼玉県男女共同参画基本計画の策定について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第54号	埼玉県消費生活基本計画の策定について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第55号	埼玉県環境基本計画の策定について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決
第56号	埼玉県産業元気・雇用アップ戦略の策定について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								木下	日下部	白土	中原	
第57号	埼玉県第3期科学技術基本計画の策定について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第58号	第9次埼玉県職業能力開発計画の策定について	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	原案可決
第59号	平成23年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第60号	平成23年度埼玉県公債費特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第61号	平成23年度埼玉県証紙特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第62号	平成23年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第63号	平成23年度埼玉県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第64号	平成23年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第65号	平成23年度埼玉県用地事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第66号	平成23年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第67号	平成23年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第68号	平成23年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第69号	平成23年度埼玉県病院事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第70号	平成23年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第71号	平成23年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第3号)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第72号	平成23年度埼玉県地域整備事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第73号	平成23年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第74号	埼玉県私立高校生修学及び被災児童生徒就学等支援基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								木下	日下部	白土	中原	
第75号	埼玉県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第76号	埼玉県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第77号	埼玉県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第78号	埼玉県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第79号	訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第1号	埼玉県観光づくり推進条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

議員提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度										採決結果
		共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属				
								木下	日下部	白土	中原	
議第2号	北朝鮮による拉致問題の一刻も早い解決を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第3号	東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第4号	年金制度抜本改革の全体像を早期に示すことを求める意見書	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第5号	戸別所得補償制度の見直し等の農業政策の立て直しを求める意見書	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第6号	拙速な人権救済機関の設置を目的とする法律の制定に反対する意見書	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択を求める ▲継続審査 ×不採択を求める

請願番号	新規・継続	件名	各会派の態度											採決結果
			共産党	自民党	民主党	公明党	刷新の会	社民党	無所属					
									木下	日下部	白土	中原		
議請第1号	新	県政調査費の「減額」をもとめる請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第2号	新	消費税の増税に反対する意見書を国に提出することを求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第3号	新	公的年金切り下げ等に反対し、拡充する意見書提出を求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第4号	新	原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーへの転換と放射能汚染から子どもの命と未来を守る請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第5号	新	消費税増税に反対する請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択
議請第6号	新	2011年度の県政調査費の支出に係る領収書等は、支出した議員の個人名がわかるようにして提出してください	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	不採択

<p>声明・談話</p>
--------------

記者発表

2012年3月26日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下礼子

2012年2月県議会の閉会にあたって（談話）

一、今定例会には1兆6,777億円余の平成24年度埼玉県一般会計予算案や平成23年度一般会計補正予算案など84件の知事提出議案が提出され、継続審査とされた男女共同参画基本計画など7議案をのぞく77件を可決・同意して閉会した。党議員団は平成24年度埼玉県一般会計予算などに対して、第一に県立小児医療センター移転に関連するさいたま新都心土地購入費が計上されていること。第二に知事部局や教育委員会事務局の職員定数を総計で87人削減していること。第三に職員給与の削減が行われてこと。第四にハッ場ダム建設など、無駄な公共事業予算があることなどを主な理由として反対した。党県議団は上記議案とともに県民税の均等割の引き上げとなる県税条例の一部を改正する条例など計21議案に反対した。

一、県立小児医療センターの移転について上田知事は123億円もの移転先の土地購入費予算等を計上した。一方センターの存続を求める運動の高まりの中で、上田知事は今定例会冒頭の提案説明の中で「機能の一部を何らかの形で現在地に残す検討もしてまいります」と表明せざるを得なかった。党県議団は予算特別委員会の場で、知事のこの発言について「患者は10以上の診療科にかかっており、一部機能の存続では生命の保障はできない。知事は患者の声を直接聞くべきだ」と追及した。これに対して知事は「何でも知事に会え、では、私は死んでしまいます」と答弁し、傍聴していた患者家族らの怒りをよんだ。また、予算特別委員会の総括質疑で患者の家族の手紙も示しながら、さいたま新都心は患者の療育環境としてきわめて不適であると追及した。「センター存続を求める患者家族の会」は議会中の3月15日に、あくまでセンターの存続を求めるとして38,400筆もの署名を県に提出した。

党県議団はセンター移転によって、周辺の東部北地域や中央地域の周産期医療体制や小児医療体制に重大な空白を生むと指摘してきたが、本定例会開会中に春日部市議会、杉戸町議会などでセンターの現在地に存続を求める意見書が可決されたことは、周辺地域の不安の大きさを物語っている。

党県議団は新都心の総合周産期母子医療センターはさいたま赤十字病院を母体として県の支援によって確立し、センターは現在地に存続すべきと考える。提案された新都心の土地購入費は自民・民主・公明・刷新の各会派の賛成で可決したが、党県議団は引き続きセンターの存続のために県民とともに全力を上げる決意である。

一、閉会中審査が行われてきた埼玉県新5か年計画案は、特別委員会による修正の上で可決された。本計画は、3・11の大震災からちょうど1年という時期に策定されることから、大震災の教訓に深く学び、安心・安全、福祉の町づくりへの強い決意を示すと同時に、その具体化を全分野に貫くべきであること、本県における放射能汚染の被害に鑑みれば、再生可能エネルギーの活用にとどまらず、今こそ原発ゼロの方向性を示すべきであることから、原案は極めて不十分であると党県議団は考え反

対した。また、修正部分は小中学校各学年における全県一斉学力テストの実施を加えるものであり反対した。

一、予算特別委員会の採決の際に埼玉朝鮮初中級学校に対する補助金を留保するよう求める附帯決議が自民・民主・刷新の会の会派の賛成多数で可決された。

本附帯決議案は、北朝鮮が日本人拉致事件について不誠実な態度をとり続けているなどとして、埼玉朝鮮初中級学校に対する運営費補助金交付を留保するよう求めたものであるが、北朝鮮の日本人拉致事件については、世界の平和と人道に反する犯罪行為として厳しく糾弾するものだが、これらの問題について朝鮮学校で学ぶ子どもたちには何らの責任もなく、子どもたちに責任を負わせるようなことをわが党は認めることはできない。それは、教育の機会均等や民族・国籍などでの差別の排除という課題で、県議会の姿勢が根本から問われかねない問題であり、日本人拉致問題を重大な人権侵害として、国際世論に訴えている本県の立場をも危うくするものである。

一、今定例会には3,677名の署名を添えた「公的年金切り下げ等に反対し、拡充する意見書提出を求める請願」や15,773名の署名を添えた「原発ゼロ、再生可能な自然エネルギーへの転換と放射能汚染から子どもの命と未来を守る請願」など、多くの県民の要望を背景にした請願が提出されたにもかかわらず、いずれも不採択とされた。党県議団は採択を求めるべく本会議討論を要求したにもかかわらず、今定例会においても「討論するほどの問題ではない」として認められなかった。議会運営委員会による請願討論を制限する申し合わせについては引き続き撤回を求めていく。

一、今定例会の最終日には「東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する決議」が議会運営委員会各会派の共同提案により可決された。我が党は同決議案に、がれき受け入れの推進に際して「放射性物質の測定や除去など、万全の処理体制を整備するとともに、その安全性を丁寧に説明することにより、住民の不安を払拭していくことが不可欠である」と住民合意を前提とする文言が明記されていることから賛成をした。

しかし、がれきの広域処理については深く懸念する有識者の声もあり、政府は、放射性物質を封じ込め拡散させないという観点から、広域処理のあり方やがれきに含まれる放射能基準や対策を抜本的に検討すべきである。党県議団は東日本大震災と原発事故という未曾有の被災からの復興をすすめるために、政府がこの問題に本腰を入れて取り組むよう強く求めていく。

以上

## 要望・申し入れ・談話

2011年5月17日

埼玉県議会各会派代表 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

### 県議会の民主的運営及び議会経費の適正化等に関する申し入れ

各会派の合意に基づく議会の民主的運営と審議の充実、県民の多様な意見を議会での審議等を通じて県施策に反映させるため、今後の議会運営及び審議、議会経費のあり方等について以下のとおり提案します。

各会派におかれましては、この提案を十分検討のうえ県議会の民主的運営と審議の充実、より県民に開かれた議会の実現に向けて前例にとらわれず積極的に対応されますよう申し入れるものです。

#### 記

##### 1. 議員の発言権の保障について

###### (1) 代表質問と一般質問について

議会は言論の府であり、本会議における議員の発言を十分保障する議会運営が求められている。こうした点から、2月議会に限られている各会派による代表質問を全ての議会で行うとともに、一般質問については無所属議員を含め全ての議員が少なくとも年1回行えるよう改善を図る。また、代表質問については、8人以上の会派に限定することなく全ての会派に認める。

###### (2) 文書質問の新設について

会議規則を改め、本会議での口頭による質問の機会がない議員については、1会期につき1人1回の文書質問ができるようにする。

###### (3) 請願・陳情の審査について

県民から提出された請願の審査にあたっては、県執行部の説明だけで採否を決定するのではなく、請願提出者に説明の機会を与えるため、公聴会・参考人制度の積極的な活用をはかる。また、「継続審査」の案件については、閉会中であっても調査・研究を進めるなど、速やかに結論を得る。陳情については、議員への配布にとどめず、会議規則第23条を活用し、審査の対象とする。

###### (4) 本会議審議のテレビ中継について

代表質問や一般質問、予算特別委員会質疑をテレビ埼玉を活用して実況あるいは録画中継し、県民が自宅などで議会の論議を視聴できるようにする。

## 2. 議会の民主的運営について

### (1) 正副議長の任期並びに中立・公正な議会運営について

県議会議長及び副議長の任期は、地方自治法に則ることとし、事実上1年で交替する旧弊を改める。また、議事の運営にあたっては中立・公正を基本とした民主的な議会運営に努める。

### (2) 県議会の役職の公平な配分について

常任委員会や特別委員会、各種審議会等の役職は、民意の反映を保障する立場から、議席数に応じて各会派に公平に配分する。

### (3) 議会運営委員会の構成について

議員は議会運営委員会の決定を尊重する義務を負っている。従って、4人以上の会派となっている議運の選出要件を改め、4人未満の少数会派についても選出できるように改める。また、無所属議員についても、オブザーバー出席を認め、発言の機会を与える。

### (4) 議員提出議案の取り扱いについて

意見書・決議など、「機関意思の決定」に係る議案の提出は、議員固有の権利であり、地方自治法の趣旨に則り、交渉会派にとどまらず全ての議員に保障する。また、本会議に議員提出議案が動議で提出された場合には、いったん休憩をとり、動議の内容について十分精査できるようにする。

## 3. 委員会審議について

### (1) 常任委員会審査の充実について

常任委員会は、継続審査となった議案や緊急を要する議案・審査事項については閉会中であっても委員会としての調査・研究・審査を積極的に行うなど審議の充実を図る。また、委員会として所管事務調査を積極的に行い、その成果を政策立案機能の強化に生かす。

### (2) 委員会の会議録作成について

予算特別委員会の審議については正規の会議録が作成されているが、常任委員会及び他の特別委員会については発言の要点をまとめた会議録の作成にとどまっており、その開示には県議会情報公開条例に基づく情報公開請求が必要である。委員会審議についても速記法による会議録を作成し、情報公開の手続きなしに県民が気軽に閲覧できるよう改善を図る。

### (3) 予算特別委員会と決算特別委員会について

全議員が予算特別委員会か決算特別委員会のいずれかの委員会に所属できるよう、それぞれの委員定数を増やし、審議の充実をはかる。

### (4) 公聴会や参考人の活用について

委員会の審査においては、県民の要望や専門家の意見を審査に反映させるため、公聴会の開催や参考人の招致を積極的に行う。特に、請願・陳情の審査においては、請願者や陳情者の意見陳述を制度化する。

#### 4. 議会経費の節減と透明性の確保について

##### (1) 議員報酬の見直しについて

議員報酬については現在1年に限定して実施されている2割減額を恒常化するなど、抜本的な見直しをはかる

##### (2) 県政調査費の透明性の確保と適正な運用について

県政調査費については、調査研究費や会議費などの支出について「会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある」場合には会派の判断で非公開にできるとする現行の「交付規程」を見直し、例外を設けず全ての領収書その他の証拠書類の添付を義務づけ透明性の確保をはかる。

##### (3) 費用弁償について

県議会の本会議や委員会の開催に伴う費用弁償については、廃止を含めて見直しをはかる。

##### (4) 行政視察について

行政視察は視察の目的と調査課題をより明確にし、そのうえで視察先や日程等を具体化する。国外の友好親善視察については、議長及び副議長の代表派遣に限定し、海外行政視察は原則として廃止する。

##### (5) 県議会厚生クラブへの公費支出について

議員が自主的に組織している県議会厚生クラブや、健康診断に対する公費による補助は取り止める。

##### (6) 議長・副議長専用の公用車の廃止について

議長及び副議長のそれぞれの専用車を廃止し、県議会の公用車を使用する。

#### 5. 県議会基本条例の制定について

県民に開かれ、県民の声を反映できる県議会への改革を進めるため、「埼玉県議会基本条例」(仮称)の制定に向けた全会派参加による協議会を設置し、検討を進める。

以上

2011年5月17日

埼玉県議会議長  
鈴木 聖二 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

## 県議会の民主的運営及び議会経費の適正化等に関する申し入れ

各会派の合意に基づく議会の民主的運営と審議の充実、県民の多様な意見を議会での審議等を通じて県施策に反映させるため、今後の議会運営及び審議、議会経費のあり方等について以下のとおり提案します。

各会派におかれましては、この提案を十分検討のうえ県議会の民主的運営と審議の充実、より県民に開かれた議会の実現に向けて前例にとらわれず積極的に対応されますよう申し入れるものです。

### 記

#### 1. 議員の発言権の保障について

##### (1) 代表質問と一般質問について

議会は言論の府であり、本会議における議員の発言を十分保障する議会運営が求められている。こうした点から、2月議会に限られている各会派による代表質問を全ての議会で行うとともに、一般質問については無所属議員を含め全ての議員が少なくとも年1回行えるよう改善を図る。また、代表質問については、8人以上の会派に限定することなく全ての会派に認める。

##### (2) 文書質問の新設について

会議規則を改め、本会議での口頭による質問の機会がない議員については、1会期につき1人1回の文書質問ができるようにする。

##### (3) 請願・陳情の審査について

県民から提出された請願の審査にあたっては、県執行部の説明だけで採否を決定するのではなく、請願提出者に説明の機会を与えるため、公聴会・参考人制度の積極的な活用をはかる。また、「継続審査」の案件については、閉会中であっても調査・研究を進めるなど、速やかに結論を得る。陳情については、議員への配布にとどめず、会議規則第23条を活用し、審査の対象とする。

##### (4) 本会議審議のテレビ中継について

代表質問や一般質問、予算特別委員会質疑をテレビ埼玉を活用して実況あるいは録画中継し、県民が自宅などで議会の論議を視聴できるようにする。

#### 2. 議会の民主的運営について

##### (1) 正副議長の任期並びに中立・公正な議会運営について

県議会議長及び副議長の任期は、地方自治法に則ることとし、事実上1年で交替する旧弊を改める。また、議事の運営にあたっては中立・公正を基本とした民主的な議会運営に努める。

(2) 県議会の役職の公平な配分について

常任委員会や特別委員会、各種審議会等の役職は、民意の反映を保障する立場から、議席数に応じて各会派に公平に配分する。

(3) 議会運営委員会の構成について

議員は議会運営委員会の決定を尊重する義務を負っている。従って、4人以上の会派となっている議運の選出要件を改め、4人未満の少数会派についても選出できるように改める。また、無所属議員についても、オブザーバー出席を認め、発言の機会を与える。

(4) 議員提出議案の取り扱いについて

意見書・決議など、「機関意思の決定」に係る議案の提出は、議員固有の権利であり、地方自治法の趣旨に則り、交渉会派にとどまらず全ての議員に保障する。また、本会議に議員提出議案が動議で提出された場合には、いったん休憩をとり、動議の内容について十分精査できるようにする。

3. 委員会審議について

(1) 常任委員会審査の充実について

常任委員会は、継続審査となった議案や緊急を要する議案・審査事項については閉会中であっても委員会としての調査・研究・審査を積極的に行うなど審議の充実を図る。また、委員会として所管事務調査を積極的に行い、その成果を政策立案機能の強化に生かす。

(2) 委員会の会議録作成について

予算特別委員会の審議については正規の会議録が作成されているが、常任委員会及び他の特別委員会については発言の要点をまとめた会議録の作成にとどまっており、その開示には県議会情報公開条例に基づく情報公開請求が必要である。委員会審議についても速記法による会議録を作成し、情報公開の手続きなしに県民が気軽に閲覧できるよう改善を図る。

(3) 予算特別委員会と決算特別委員会について

全議員が予算特別委員会か決算特別委員会のいずれかの委員会に所属できるよう、それぞれの委員定数を増やし、審議の充実をはかる。

(4) 公聴会や参考人の活用について

委員会の審査においては、県民の要望や専門家の意見を審査に反映させるため、公聴会の開催や参考人の招致を積極的に行う。特に、請願・陳情の審査においては、請願者や陳情者の意見陳述を制度化する。

4. 議会経費の節減と透明性の確保について

(1) 議員報酬の見直しについて

議員報酬については現在1年に限定して実施されている2割減額を恒常化するなど、抜本的な見直しをはかる。

(2) 県政調査費の透明性の確保と適正な運用について

県政調査費については、調査研究費や会議費などの支出について「会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある」場合には会派の判断で非公開にできるとする現行の「交付規程」を見直し、例外を設けず全ての領収書その他の証拠書類の添付を義務づけ透明性の確保をはかる。

(3) 費用弁償について

県議会の本会議や委員会の開催に伴う費用弁償については、廃止を含めて見直しをはかる。

(4) 行政視察について

行政視察は視察の目的と調査課題をより明確にし、そのうえで視察先や日程等を具体化する。国外の友好親善視察については、議長及び副議長の代表派遣に限定し、海外行政視察は原則として廃止する。

(5) 県議会厚生クラブへの公費支出について

議員が自主的に組織している県議会厚生クラブや、健康診断に対する公費による補助は取り止める。

(6) 議長・副議長専用の公用車の廃止について

議長及び副議長のそれぞれの専用車を廃止し、県議会の公用車を使用する。

5. 県議会基本条例の制定について

県民に開かれ、県民の声を反映できる県議会への改革を進めるため、「埼玉県議会基本条例」(仮称)の制定に向けた全会派参加による協議会を設置し、検討を進める。

以上

2011年5月17日

埼玉県知事  
上田 清司 殿

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

## 液状化被災者の生活再建支援策等に関する申し入れ

去る3月11日の東日本大震災では、本県においても屋根瓦の落下、石塀等の倒壊、マンションにおける水道管の損傷等、少なからず被害が発生しました。

なかでも久喜市南栗橋地域での地盤の液状化現象による被害は大きく、電柱は倒れかかり、道路、上下水道は破損、門扉門塀の倒壊、家屋が傾くなど、被害が集中しました。被災直後より市当局及び関係機関による対応がなされているものの、被災された住民は傾いた住宅での生活に、健康被害や不安を訴え、心身ともに大きなストレスを抱え苦悩しています。救援と生活再建への支援は待ったなしの状況です。

こうした中で内閣府は、被災者生活再建支援法の適用にかかわり、住宅被害の判定基準の見直しを決めましたが、それでも現状では、本地域への適用については極めて不十分なものです。地域住民はじめ地元自治体からは、公的支援制度のさらなる弾力的運用、制度の拡充が強く要望されています。また、千葉県では液状化被害住宅に、県単独で助成することが報道されています。

再液状化への不安も大きく、一日も早く被災住民のみなさんに、安心してくらしを取り戻していただく為の万全の対策が急がれます。また、限られた地域で、なぜこのような激しい液状化被害が起きたのか、原因の究明も求められています。

そこで、国に対する要請及び市への指導・援助と合せ、県としても以下の対策を講ずるよう強く申し入れるものです。

### 記

1. 液状化の被害を受けた世帯に対して、県独自の支援金の支給を行うこと。
1. 国に対して、被災者生活支援法の適用要件緩和をさらに図り、支給対象の拡充を図るよう働きかけること。液状化に対応した生活支援制度の拡充を国に対して働きかけること。
1. 再液状化防止の立場から、現地の実態把握、防止策について、市とともに県としても万全を尽くすこと。

この地域の液状化の原因究明を市と協力して進めること。

以上

2011年5月31日

埼玉県知事  
上田 清司 殿

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

## 東日本大震災への対応に関する申し入れ

東日本大震災より2ヶ月以上が経過しました。被災地では悲しみ、憔悴、不安、怒りを抱えながらも復旧・復興への努力が始まっています。いま大事なことは、被災者の生活再建を最優先に住民合意で復旧・復興を進めることであり、上からの復興計画の押しつけは絶対にやってはなりません。同時に、復興への大きな障壁となっているのが福島第一原発事故であり、その収束にあらゆる努力を傾注することが求められています。しかしながら、放射能拡散の影響は関東近県にまで及び、本県も例外ではありません。

こうしたなか、本県に避難してこられた被災者は、福島県をはじめとして6,000人を超えと言われ、それぞれ先が見えない中で厳しい生活を余儀なくされています。多くの方々が切実に願っていることは、なんといっても居住の安定です。避難所の生活は不自由を極めており、個人のプライバシーが守られる公的賃貸住宅や民間借り上げ住宅等の確保が切実に求められています。

こんどの震災は本県にも住宅などに深刻な被害を及ぼしています。先に申し入れたように久喜市の液状化被害への特別な対策をはじめとして、損壊を受けた住宅への支援など県の独自の取り組みが求められています。とりわけ子供たちの生活の場であり、地域の避難施設ともなっている学校校舎等の耐震性確保は喫緊の課題となっています。

また、福島第1原発事故の収束が長引く中で、特に乳幼児を持つ保護者の間で放射能汚染への不安が広がっています。大気中の放射線量の測定に限らず水道水、土壌、農産物などへの影響など、きめ細かい対策が求められています。

共産党県議団はこの間、加須市に避難されている双葉町の町長をはじめ被災者の方々や県民の皆さんから様々なご要望やご意見を受けてきました。震災に伴う要望は非常に多岐にわたっておりますが、そのなかで現時点で特に急がれている課題について以下のとおり申し入れるものです。

### 1. 避難者の生活支援対策について

避難生活の長期化が避けられない状況下で、避難された方々が落ち着いて暮らせる住居、生活を支えるための仕事の確保、子どもの教育など切実な要望が寄せられている。国の対策を求めると同時に、県として独自の支援策の拡充を図られたい。

- ①避難所の待遇改善をはかること。一日全食弁当という避難所には、一刻も早く1食は暖かい食事を提供すること。入浴代は県がたてかえて被災者負担をなくすこと。
- ②民間借り上げ住宅の活用について周知をはかるとともに、埼玉県の民間賃貸住宅の家賃に見合った家賃補助とすること。
- ④県営住宅や公務員住宅など公的住宅の提供についての広報を徹底すること。国から提供された1,100戸あまりの公務員住宅の全数を、すべて被災者に公開すること。

## 2. 県民生活の安全・安心の確保について

学校の放射能による土壌汚染について政府部内でその危険性に関する評価の違いが表面化し、保護者の間で不安が広がっている。また、野菜や茶葉、飲料水など食料への放射能汚染の不安も大きい。放射能汚染の計測を綿密に行い、専門的・科学的知見を踏まえた理解と納得のいく説明と万全の措置を講ずることが求められている。

- ①震災によるすべての住宅被害に対して何らかの支援がはかれるよう県として国に働きかけるとともに、県も独自の支援策を講じること。
- ②小中学校の耐震化計画を前倒しで早期に完了できるよう市町村に対する財政支援をおこなうこと。
- ③大気中の放射線量測定については、全県を細かくカバーできるよう観測点を増やすとともに、学校や保育園などについては全ての施設で実施し、その測定結果を公開すること。
- ④土壌や水道水、野菜、魚介類などの放射能汚染、核種別測定の態勢を抜本的に強化すること。

## 3. 迅速・適切な災害対策のための体制の強化について

被災者や避難者の要望はいずれも切実で迅速に対応することが求められている。しかし、職員定数の削減によって、どの部署も余裕がないのが現状である。通常業務への支障を来さず災害対策本部の機能強化を図る上でも、職員の増員が求められている。

- ①災害対策本部の体制を強化し、総合的な施策を講ずること。
- ②被災した東北3県に現地支援事務所を設置し、被災地のニーズを的確に捉えた支援策を講じること。

以上

2011年6月16日

埼玉県教育長  
前島 富雄 殿

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

### 県立小児医療センター移転に関する要望書

上田知事は6月2日、県立小児医療センターとさいたま赤十字病院をさいたま新都心「8-1A街区」に移転し、2病院を核に防災拠点の強化も視野に入れた新たな医療ゾーンを整備する計画を発表しました。知事は両医療機関が隣接することによって総合周産期母子医療センター機能を整備する方針も表明しました。

しかし、今回の発表では、同センターに併設している県立岩槻特別支援学校についての方針は示されませんでした。同校には、同センターの患者が通学し、同校から院内学級に教員が派遣されています。同校は県立小児医療センターと一体の施設であり、児童・生徒、保護者の間にはセンター移転の報道に驚きと不安の声が広がっています。

現在県内には病弱児の特別支援学校は、蓮田市と岩槻市の2カ所にしかありません。従ってセンター移転と同時に、同校も移転すべきだと考えます。

県教育委員会におかれましては保護者の不安に応え、早急に同学校について以下の点について方針を明確にするよう要望いたします。

- 一、県立小児医療センターの移転と併せて岩槻特別支援学校を移転すること。
- 一、移転の際には、温水プールや体育館、菜園など現在の教育環境を維持すること。
- 一、同校についての方針を、早急に学校関係者に明らかにすること。

以上

## 記者発表

2011年6月22日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下礼子

### 県政調査費の一部返還を求める住民監査請求棄却の決定について（談話）

埼玉市民オンブズマン・ネットワークから提出された埼玉県議会県政調査費の一部返還を求める住民監査請求に対して埼玉県監査委員がこのほど請求を棄却する決定を行った。

同ネットワーク（以下「請求人」）はこんどの住民監査請求でわが党議員団に対して、調査研究費や広報紙（誌）等発行費、人件費等について総額239万6,310円の返還を求めているが、この返還請求を棄却した監査委員の決定は妥当であると考えている。

以下、返還請求があった項目についてわが党議員団の見解を明らかにしたい。

第一の「調査研究費」について、請求人は2件の交通費（ガソリン代）について、「必ずしも訪問先までの間だけの通行行程とは考えられない」として80%の返還を要求しているが、その根拠が示されていない。

交通費の1件目は、2009年10月10日に群馬県前橋市で開催された「八ッ場ダムを考える学習会」に出席するため、わが党議員団事務局員が運転する自家用車で所沢市在住の柳下礼子議員が圏央道・関越自動車道を利用して現地に向いたもので、その行き帰りの走行距離（199キロメートル）に応じたガソリン代と高速料金を合算したものを調査費として計上したものである。請求人は高速料金を除くガソリン代（3,582円）の80%の返還を求めているが、片道距離は約20キロメートルにしかならず、所沢・前橋間を往復することは不可能である。

また2件目は、2009年11月13日、12月県議会一般質問を前に八ッ場ダム建設地である群馬県長野原町を視察した際、柳下礼子議員が党議員団事務局員が運転する自家用車で現地と所沢市とを往復（走行距離322.6キロメートル）したものである。請求人は高速料金を除くガソリン代（5,800円）の80%を返還するよう求めているが、これでは往復65キロメートルの走行距離にしかない。

走行距離はいずれもクルマのメーターに基づいて正確に申告し、県庁職員が公用で自家用車を使用した際に支弁される「1キロ当たり18円」を基準に費用を算出したもので、請求人の返還請求には何ら合理的根拠がないと考える。

次に、請求人は「広報紙（誌）等発行費」について、広報紙であるにもかかわらず、これが非公開となっているので違法行為であるという理由で、「県政だより」や「県政資料」等の印刷・発送代のうち「50%按分」した残りの額について返還を求めている。

広報紙（誌）である以上、公開するのは当然であるとする請求人の主張にはわが党も同感であり、運用指針で広報紙（誌）の現物の提出を義務づけていないのは問題であると言わなければならない。しかし、運用指針で提出を義務づけられていない現状で、当議員団の広報紙（誌）のみが公開に付される状況にないことも言うまでもない。一部会派のみの現物を公開するとなれば運用指針の運用において著しく公正を欠くことになるからである。但し、請求人が広報紙（誌）の現物が現にあるかどうかを確認することは各会派に個別に問い合わせれば可能であり、当議員団としては公開請求があれば、これに応じる用意はいつでもある。

次に、人件費についてである。請求人は、補助職員の交通費について、「通勤用定期券は土日祭日すべてが含まれているので、必ずしも全額がその費用に使われたとは思えない」として、20%の返還を求めている。しかし、監査委員の決定でも述べられているように、土日祭日を除いた定期券がない以上、6ヶ月定期券が最も安価であり、請求には理由がない。

次に、事務所費について、請求人はパソコンソフト代やNHK受信料、複写機使用料、固定電話料などについて「必ずしも全額が県政調査費に使われたとは思えない」として20%の返還を請求しているが、当事務所は会派としての部屋がなく事務職員全員が常駐して政務調査活動の補佐ができないため、「埼玉県議会議員柳下礼子・山川すみえ事務所」として、調査活動の拠点として県議会の近くに設置したものである。柳下議員も山川議員（当時）も、それぞれ選挙区である所沢市とふじみ野市が政治活動の拠点であり、さいたま市浦和区内に政治活動上の事務所を置く必然性は全くない。従って、当事務所では専ら両議員の政務調査活動を補佐する目的で事務職員が常駐して仕事をしており、諸経費の20%を返還する理由はないと考える。

県民の税金で賄われている県政調査費の用途については、もとより透明性が求められており、わが党は他党派に先駆け出納簿や領収書の自主公開に応じるとともに、議長や県議会各会派に対しても領収書等の証拠書類の公開を求めてきた経緯がある。

県政調査費の用途公開を求める県民世論の広がりを受けて県議会は2009年4月に「県政調査費の交付に関する規程」を施行し、収支報告書に「領収書その他の支出の事実を証する書類（証拠書類）」の添付を義務づけることとしたものの、「会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼす恐れがある場合」は提出の例外とする規定を盛り込むなど全面公開という点で不十分さを残している。

わが党議員団は、監査委員から指摘された運用指針の見直しも含めて、県政調査費の用途についてより透明性を高めるため引き続き全力を挙げる決意である。

以上

2011年7月7日

各会派代表者様

社会民主党 佐藤 征治郎  
日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

### 「議会あり方研究会」についての申し入れ

7月6日県議会4会派による「議会ありかた研究会」が発足したとの報道がありました。この研究会は、中長期的な行政計画に議会が主体的に参画していく方針や、議会運営についての諸課題などの検討を行うとのことです。報道によれば、新5カ年計画や県政調査費に関する見直しや議会基本条例の制定、一般質問のやり方など、すべての会派に共通する議会改革の検討が会の目的と考えられます。

この問題は、県議会すべての議員に深く関わり、県民が高い関心を示している課題です。この議会改革を真に県民全体の望むものとするためには、一部会派により密室で協議を行い、結果を県議会に押しつけるようなやり方ではなく、公平公正に、透明性を確保して進めるべきだと考えます。

従って、議会あり方研究会の構成等について、以下の点を申し入れます。

#### 記

- 一 あり方研究会の構成員を県議会全会派とすること。
- 一 会を県民に公開制とし、議事録を残すなど、開かれたものとする。

以上

2011年7月7日

埼玉県教育委員会  
委員長 樋爪 龍太郎 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

## 中学校歴史教科書の採択について

今年3月、中学校歴史教科書について、文科省が検定合格と発表した教科書の中には、太平洋戦争を「自存自衛」の戦争と描くなど、侵略戦争を美化するものがあります。党県議団は、日本の過去の誤りと誠実に向き合い、その反省の上に平和と民主主義を理念とする憲法があることを学ぶことは、子どもたちが主権者として育つために不可欠であると考えており、これを否定する教科書を認めた政府の責任は重大だと考えています。

このような検定結果を受けて、本県議会をはじめ各地の地方議会において、特定の教科書を具体的に取り上げて、「自衛隊を憲法違反と疑える集団という紹介をする教科書についてどう考えますか？」と質問するなど教育委員会に圧力をかける例が広がっています。また同様に各地の議会に、教育基本法改正で新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示されたとして、教育委員会の委員や学校関係者にその趣旨を徹底する旨等の請願もあいついで提出されています。

戦前に学校が戦争協力体制づくりの一翼を担い、青年をはじめ全国民を戦争へ駆り立てる結果となった痛苦の歴史から、教育委員会は行政から独立した行政機関として確立され、教育基本法には「教育は不当な支配に屈することなく」と明記されました。

したがって、県教育委員会におかれましては、このような経過に鑑み、特定の政党や団体の圧力に絶対屈することなく、日本国憲法に基づいて教科書を採択するよう以下の点を申し入れます。

- 一、教科書は、日本国憲法に基づき、公平公正な立場で採択すること。
- 一、採択にあたっては、なにより児童・生徒や保護者、現場の教職員の意見を 尊重すること。

以上

## 記者発表

2011年8月19日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳 下 礼 子

### 中学校歴史教科書の採択に関する知事の発言について（談話）

中学校の歴史教科書について、上田知事は16日の定例記者会見の場で「間違っても『伊藤博文射殺』など書いている教科書を選んではいけない」「日本は誇りを失い、自信をなくさせる教科書ばかりだ。しかし、そうでない教科書も出てきた」などと私見を披露したと報じられました。翌日の報道では、県立伊奈学園中学校で使用されている教科書に「伊藤博文射殺」との記述があることも報じられています。

これらは事実上、先の侵略戦争を美化する「新しい歴史教科書をつくる会」の流れをくむ自由社・育鵬社の教科書の採択を暗に求める発言であり、教育への重大な介入と言わなければなりません。

戦後の教育法体系は、学校教育が先の侵略戦争に若者たちを駆り立てた痛苦の教訓から、行政の教育への介入を極力排し、教育の中立性を保持するよう求めてきました。

この立場から、我が党県議団は県教育委員会に対して、教科書採択に当たっては、不当な圧力に屈することなく、日本国憲法と教育基本法の全体の理念に従って公正公平に採択するよう要請したところです。

今年も原爆の日、終戦記念日の場において、埼玉県民はもちろん日本中が「戦争は二度と繰り返さない」という新たな思いを胸に誓いました。上田知事は、こうした県民の切実な願いを真摯に受けとめ、先の発言を撤回し、二度とこのような教育への介入は控えるべきだと考えます。

以上

## 記者発表

2011年8月25日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下礼子

### 県立伊奈学園中学校の歴史・公民教科書への育鵬社版採択に抗議する談話

埼玉県教育委員会は8月25日の定例会で、県立伊奈学園中学校の歴史・公民教科書として、「新しい歴史教科書をつくる会」の流れをくむ育鵬社の教科書を無記名投票で採択案とし、その後正式に採択しました。

県議会6月定例会において、自民・民主など3会派が特定の教科書を取り上げて攻撃を行い、知事も定例記者会見の場で同様の発言を繰り返すなど教育への介入を公然と行ってきました。これは「新しい歴史教科書をつくる会」の流れをくむ日本教育再生機構や日本会議地方議員連盟などが全国の首長や地方議会に組織的に働きかけた結果であり、決して教員や保護者など学校関係者から自然に生まれた要望ではありません。県教委がこのような圧力に屈して育鵬社の教科書を採択したことに、強く遺憾の意を表明するものです。

育鵬社の教科書は、戦前の大日本帝国憲法を礼賛し、日本国憲法については、国民の支持やその積極的意義に触れずに、アメリカから押しつけられたと記述しています。また北朝鮮と中国の脅威を強調し、世界各国の憲法を引用して国防の義務を国民に課することが当然であるかのように記述したうえ、他社にはない「憲法改正」の項をたてるなど、日本国憲法に基づく教育を願う国民の声に背を向けた教科書です。太平洋戦争についても「戦争初期の我が国の勝利は、東南アジアやインドの人々に独立への希望を与えました」とアジア解放の戦争であるかのように侵略戦争を美化しています。

我が党県議団は、教科書採択に先立って日本国憲法に基づき公正公平な教科書採択を行うよう県教委に申し入れを行いました。このような現憲法を否定する教科書を採択した県教委の見識を疑うものです。

採択に当たっての教育委員の意見交換のなかでは、世界の中で他国の人々と円滑にコミュニケーションを図ることのできる人物育成の意義が口々に語られたはずですが。その一方で、このような国際社会に通用しない教科書が採択されたことは理解に苦しむものです。

また、教科書はなにより学校現場の声を尊重して採択されるべきですが、県教委は伊奈学園中学校の現場教員が使用したい教科書を提案するというやり方は採用せず、教育委員が採択案を提案するという方法をとりました。これは現場の声を無視した採択手法です。一方で特別支援学校は、学校ごとに生徒の実情に応じて教員から案が提示され、それが教育委員によって検討の上採択されました。障害児の学校にとどまらず伊奈学園中学校においても、同様の手法がとられるべきことは当然のことです。

現在国民の多数が日本国憲法9条の堅持を望んでいるように、県民はあくまで平和を願い、国際社会で通用する人材を育成する教育を望んでいます。党県議団は、県民の願いに背く教科書の採択に強く抗議し、その撤回を求めるものです。

以上

2011年9月8日

埼玉県知事  
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

## 埼玉県産茶からの放射性セシウム検出問題について

厚生労働省の抜き打ち検査で、鶴ヶ島と日高市の2業者が市販した製茶から、国の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。その後、川越市、入間市の2業者が販売した製茶からの暫定規制値を超えるセシウム検出も公表され、県産茶の汚染は一部地域に限定されたものではないことが明らかとなった。

県はすでに一番茶・二番茶の生茶、あら茶、製茶をサンプル調査し、すべて暫定規制値以下であると公表してきた。このたびの事態は、県の調査結果をもとに県産茶を飲用してきた消費者にとって、県への信頼を大きく揺るがしかねない重大な事態といえる。

すでに、セシウムが特にたまりやすい若芽の早摘み茶を、県はその性質を把握しながら、検査していなかったことも報道で指摘されている。県民の信頼を回復するためには、県は、迅速にこれまでの調査方法の問題点を解明して、広範で精度の高い調査を行い、これ以上セシウムが検出されるなら大規模に出荷規制や商品の回収を行うほかない。お茶業者は、この問題で消費者とともに被害者である。県として、お茶業者に迅速に保障が行われるよう最大限努力すべきである。必要な場合は、県が産地を守るために、予算を組み、後日国や東京電力に請求するような仕組みも検討すべきである。

お茶の調査への不信感は、他の農産物の調査へも広がりかねない。県は他の農産物の検査方法なども改めて見直す必要がある。

従って、以下の点について、緊急に申し入れる。

- 一、これまで県が行った茶の放射線量調査の問題点を明らかにし、早急に改善して広範で精度の高い調査を行うこと。その際、一部地域に限定しないこと。また若芽の早摘み茶やインターネット販売など少量生産品なども視野に入れて多様な商品を調査すること。
- 一、早急に産茶の汚染状況の全容を解明し、状況によっては大規模に出荷規制、回収を行うこと。
- 一、他の農産物の調査についても、改めて見直すこと。
- 一、以上のような対策を迅速に進めるためにも、農林部の体制を抜本的に強化すること。
- 一、業者への損害賠償が早期に保障されるように、県は最大限努力すること。
- 一、国に対して、茶葉一キログラムあたり500ベクレルとする暫定規制値の科学的見直しを求めること。

以上

2011年9月22日

埼玉県議会 議会運営委員会  
委員長 本木 茂 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

### 請願審査に関する申し入れ

本日開かれた議会運営委員会で、請願に対する討論について先例を見直し、「原則として討論を行わない」とする提案が突如、自民党委員より提出されました。

改めて指摘するまでもなく、請願権は憲法第16条で規定された国民の権利であり、請願の審査内容や、各党派、議員の態度を主権者である国民や住民に明らかにすることは、代議機関としての議会の本来の役割であり責務です。

この趣旨に照らすならば、議会として賛成、反対の意を表明して採択か不採択かを決する以上、党派や議員が本会議の討論を通じて請願に対する態度表明を行うのは請願者や県民に対する当然の責任と考えます。とりわけ、全ての常任委員会に議席を有しない少数党派や無所属議員にとっては、本会議での討論が請願に対する態度を表明できる唯一の場であり、これをなくすことは国民への説明責任や少数意見の尊重という議会制民主主義の理念に照らしても問題と言わなければなりません。

本県議会の先例では、「請願の採決に際し、討論を行ったことがある」としてはいますが、請願に対する討論は本県議会で長年にわたって定着してきたものであり、請願審査の充実という点からも、これを変えなければならない正当な理由は見当たりません。

従って、請願者や有権者に対する議会としての説明責任を果たす上からも、この先例の見直しを多数決で強行することなく、全会派の合意に基づく議会運営に努められるよう強く申し入れます。

以上

## 記者発表

2011年9月29日

日本共産党埼玉県議会議員団  
団長 柳下礼子

### 討論封じは議会の自殺行為（団長談話）

本日開かれた議会運営委員会で、自民党と公明党は請願に対する本会議討論についての申し合わせを見直し、「原則として討論を行わない」とする提案を多数決で可決した。

議会運営等に関する事項について各会派で協議・調整する場である議会運営委員会において多数決が罷り通るようなことは、それ自体議会の民主的運営に反することであり、議会の自殺行為と言わなければならない。自民党、公明党、議会運営委員会正副委員長の責任はきわめて重大である。

改めて指摘するまでもなく、請願権は憲法第16条で規定された国民の権利であり、請願の審査内容や、各会派、議員の態度を主権者である国民や住民に明らかにすることは、言論の府としての議会の本来の役割であり責務である。

この趣旨に照らすならば、議会として本会議において賛成、反対の意を表明して採択か不採択かを決する以上、会派や議員が討論を通じて請願に対する態度表明を行うのは請願者や県民に対する当然の責任である。現に、本県議会では40年以上にわたって請願に対する討論が行われ、先例として定着してきたところである。

全国的にみても請願の討論を行っていないのは、東京都議会など5つの都府県に留まっており、これをやめなければならない正当な理由は見当たらない。とりわけ、全ての常任委員会に議席を有しない少数会派や無所属議員にとっては、本会議での討論が請願に対する態度を表明できる唯一の場となっており、県民への説明責任を果たす上からもこの機会を奪うことは到底容認できない。

自民党などの今回の暴挙は、地方議会の民主的改革の方向に反するものであり、県民の厳しい批判を免れないものである。

よってわが党は、今回の議会運営委員会の決定に強く抗議するとともに、請願の本会議討論を認めるよう、引き続き機会あるごとに求めていく決意である。

以上

2011年10月14日

埼玉県議会 議会運営委員会  
委員長 本木 茂 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

### 本会議における請願の討論について

9月29日の議会運営委員会において請願に対する本会議討論を原則として行わないとする申しあわせが、自民党公明党により可決されました。その結果、請願について2会派1議員より3本の請願討論の申し入れが行われましたが、本日の議会運営委員会において請願すべての討論が不許可とされました。

「県立小児医療センターの存続に関する請願書」は4万5千人以上、「所得税法第56条の廃止を求める請願」は2万人以上の県民の総意として提出されているように、請願は貴重な県民の生の声です。この声に対して、すべての会派と議員の意見を明らかとすることは議会の最低限の責任です。

請願は各付託委員会で討論・採択され、各委員長によって本会議に報告されますが、その報告内容は会派名も書かれず、討論の内容も大幅に省略されたものです。このようなやり方では、委員会を傍聴しなければ詳細な会派の態度も知ることはできません。また委員会に委員を持たない少数会派や無所属議員の見解は県民に示すことができません。党県議団は、このように県民の知る権利をないがしろにし少数会派の権利を踏みにじる非民主的な運営は、議会にとって自殺行為に等しいと、議会運営員長への申し入れで指摘しております。

よって、議会運営委員長におかれましては、申し出のあった3本の討論を認め、民主的な議会運営に努めることを強くもとめます。

以上

2011年12月2日

埼玉県知事  
上田 清司 殿

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

### 放射性ストロンチウムの調査について

3月の福島第1原発事故に由来すると見られる放射性ストロンチウムが、都内の数カ所から検出されたと報道され、県内ストロンチウムの検査をしてほしいという県民の声が高まっています。ストロンチウム90は半減期が29年と長く、骨に沈着して骨がんを引き起こすとして、その毒性が懸念されている物質です。原子力保安院が6月に発表した福島原発事故による「放射性物質放出量データ」によれば、ストロンチウムの全体の放出量は2,140兆ベクレルに及びセシウムの約6.5%であることが明らかになっています。文科省の福島原発から100キロ圏内の土壌調査結果でも、沈着量にはばらつきはありながらも、各地でストロンチウムは確認されています。

県は、県内各地でヨウ素やセシウムの量を測り公表してきましたが、ストロンチウムについては検査をしておりません。文科省の調査でもセシウム濃度とストロンチウム濃度にはばらつきがあり、セシウムだけを測れば事足りると断定はできません。今、定期的・継続的なストロンチウム独自の調査が必要です。

つきましては、県民の不安に応え、放射能汚染被害から子どもたちを守るために以下の点について早急に取り組まれますよう、強く申し入れます。

- 一、放射性ストロンチウムについて、福島原発100キロ圏内だけでなく、県内の広範囲の箇所でも土壌や、野菜、牛乳など食品の定期検査を国と協力して行うこと。
- 一、検査は空間線量が高い東部や秩父地域をはじめ、県全域の放射能がたまりやすい場所（ホットスポット）で行うこと。

以上

2011年12月8日

埼玉県議会  
議長 鈴木 聖二 様

社会民主党 佐藤 征治郎  
日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

## 新「埼玉県5カ年計画」案を審議する特別委員会の設置についての申し入れ

本日の議会運営委員会において、県議会最終日に新「埼玉県5カ年計画」案の提出が副知事より表明され、特別委員会を設置してこの審議を行うことが確認されました。

この新「埼玉県5カ年計画」案は、2012年度から2016年度の県政全般にかかわる総合的な行政計画ですが、とりわけ今年は、東日本大震災、福島第1原発事故など県民生活を揺るがす重大な事件も起きたことから、県民は今後の県政運営の基本方向に重大な関心を示しております。11月末までに寄せられた県民コメントでも多岐にわたる意見が提出されています。

従って、新「埼玉県5カ年計画」案の審議に当たっては多様な県民の意見が反映されるべきです。加えて議会運営委員会においては、議会あり方研究会がまとめた「県民要望を実現するための5カ年計画重点政策」を審議の基準として活用することが確認されましたが、あり方研究会には少数会派・無所属が参加しておりません。したがって特別委員会の設置にあたっては、定数を大幅に増員し、無所属・少数会派を含む全ての会派の参加の下、民主的に議論を尽くすことを強く申し入れます。

以上

2011年12月15日

埼玉県知事  
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

## 県立小児医療センターの現地での存続を求める申し入れ

6月に知事は県立小児医療センター（さいたま市岩槻区）のさいたま新都心8-1A街区への移転計画を発表しました。耐震性に欠ける県立小児医療センターとさいたま赤十字病院と併せて同街区に移転させ、総合周産期母子医療センターや高度救命救急センターの機能を付加するというものです。

しかし同センターの移転には大きな問題があります。

第一は、センター周辺医療圏の周産期・小児医療体制に大きな空白が生まれることです。埼玉県の医療圏の中で県立小児医療センターがある東部北・利根・中央地区はとりわけ医療体制の脆弱な地域です。人口当たりの医師数だけみても遅れがありますが、周産期医療機関が1施設もなく、第3次救命救急センターもないというように施設面でも他地域に比べ遅れています。小児2次救急医療体制も春日部市立病院の小児科の閉鎖、中央医療圏の長年の輪番の不確立にみられるように脆弱です。人的にも施設の的にも非常に乏しいこの地域の医療体制のうち周産期と小児部門を、高度医療機関である県立小児医療センターが長年にわたって補ってきました。その貴重な施設を、わずか数年で同地域から移転させてしまうことは、地元の実情を無視するものであり認められません。現在、蓮田市議会や県議会に4万5千筆を超える請願署名が提出され、伊奈町でも存続を求める署名が取り組まれています。

第二に、同センターの患者や家族に大きな負担を強いることになるからです。長期に同センターに通院している難病患者の家族は、同センターの周辺に引っ越して定住しています。難病患者の多くは人工呼吸器や経管栄養など医療機器とともに移動せざるを得ず、電車での通院は不可能です。渋滞が予測される新都心への自動車での通院に患者の保護者は大きな不安を抱えています。

県南部に移転することによって、都内を含めて広範囲から難病患者が集中する可能性もあり、今でも半年まちの受診予約がさらに困難になる可能性もあります。

第三に、さいたま新都心では小児医療機関として十分な医療・教育環境を保障できないことです。新都心の8-1A街区は2万4千平米にすぎず、この土地に2病院、1特別支援学校を建設する場合、高層化が不可欠であり、特別支援学校のプールや農園など必要な機能を併設するのは無理があります。まして総合周産期母子医療センターなど高度な機能を付加するとなれば、現状の機能より後退する部分が出てくることは必至です。十分な駐車場の確保も困難です。

第四に、異なる経営体が共同して総合周産期母子医療センターを運営している例は全国的にはなく、責任・管理体制の複雑化が危惧されることです。

第五に、さいたま新都心への移転計画は、病院や学校関係者、患者の家族、周辺自治体などへの説明もないまま唐突に知事サイドから出されたもので、まず新都心の開発を最優先したものです。本来ならば、現在同センターを利用している患者やその家族の意向や医療従事者の意見などを十分聞いたうえで計画に移す問題ですが、こうした手続きを踏まないままトップダウンで計画を強行することは手続き上も許されません。

以上の理由から、党県議団は現在の県立小児医療センターの移転計画を以下の点で見直すことを強く

申し入れます。

- 一、県立小児医療センターのさいたま新都心への移転問題については、現在地での建て替えを原則とし、万一移転する場合も周辺地域とすること。その際、現在、同センターが中央・東部医療圏などで担っている小児2次救急医療を当面、継続できるようにすること。
- 一、県立小児医療センターの建て替えにあたっては、病院関係者や学校関係者、センターを利用する患者家族、周辺自治体関係者、有識者などで構成する検討協議会を設置し、県民的な合意と納得のもとに計画を策定し推進すること。
- 一、総合周産期母子医療センターについては、さいたま赤十字病院の新都心への移転と同時に、新都心に整備できるよう県として財政面や医師確保などの面で全面的にバックアップすること。
- 一、今回の問題は、人口比で全国最低水準にある本県の深刻な医師数を背景にした病院の不足に起因している。県は医師確保対策に本腰を入れ、埼玉県立大学への医学部の設置など抜本的な対策を計画的に推進すること。

以上

2011年12月15日

埼玉県知事  
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子  
日本共産党秩父市議会議員団  
団 長 齋 藤 捷 榮

## 秩父市内の県条例違反の土砂たい積問題に関する申し入れ

埼玉県は2009年2月、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」にもとづき、(株)田嶋産業(秩父市)からの秩父市田村地内での土砂たい積事業の許可申請を2年間の期限で許可しました。申請では一時たい積を目的とし、最大たい積量は約5,159立方メートル、積み上げ高さは2メートル以内となっているにもかかわらず、同社は約4万5,000立方メートルもの建設残土を同地に持ち込み、区域も高さも許可条件を大きく逸脱し、許可期間終了後も改善することなく放置しています。

県は2011年6月、(株)田嶋産業に対し、「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」第19条(変更の許可)違反と認定し、当初の届出どおりに是正するよう措置命令を出しましたが、同社は期限の10月29日までに措置命令を履行していません。

わが党議員団が2011年11月9日に現地を調査したところ、大量の建設残土が見上げるほどの高さまで積まれ、周辺住民の利用する道は通行不能とされ、届出区域外の他人の土地にまで建設残土をたい積するなど周辺住民に甚大な被害を及ぼしています。

(株)田嶋産業は県条例第19条、第31条(措置命令)に違反しているほか、第25条(定期報告)、第26条(たい積に係る土地の汚染調査)に定められた義務についても一部不履行が認められ、同社の行為はきわめて悪質と言わざるを得ません。こうした事態を今日まで放置している県の責任は重大です。

よって、県におかれましては下記の措置を講じるよう、強く申し入れます。

### 記

- 一、(株)田嶋産業に対し、刑事告発を含む法的措置を取るなど、厳正に対処すること。
- 一、許認可者の責任において、当該地周辺の住民に対し説明する機会を設けること。

以上

2011年12月20日

埼玉県知事  
上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

## 心身障害者地域デイケア施設の県単独補助の継続を求める申し入れ

心身障害者地域デイケア施設への補助は、埼玉県が他県に先駆けて実施してきた優れた事業です。この間、県は平成23年度末を期限として、国の事業である地域活動支援センターへの移行を進めてきました。しかし、実利用人員10人以上という国の事業の要件や、日割り計算による補助金の減少のため、移行は必ずしも円滑には進んでいません。

現在は211施設中141施設が移行を完了していますが、70施設が移行していません。うち64施設は手続き中、6施設は移行が困難と報告を受けておりますが、手続き中の施設の中にも、移行の困難を訴えている施設もあります。移行していない施設があるかぎり、県単独補助事業は継続すべきです。知事は昨年2月議会の山川すみえ県議の質問に答えて「機械的に打ち切るといふようなことだけは絶対にいたしません。」と答弁されており、その立場は今後も堅持すべきです。

また、「来年は補助がなくなるから」などと、半ば強引に移行をうながされている施設があります。移行はあくまで施設の自発性を尊重してすすめられなければなりません。そのためには、国の事業では補助が減額となる施設に、県がさらに財政的に支援することが不可欠です。

よって、以下の諸点を強く申し入れます。

- 一、移行はあくまで当事者の自発性を尊重すること。
- 一、心身障害者地域デイケア事業を来年度も継続すること。
- 一、地域活動支援センター事業の県としての上乗せ補助を充実すること。

2012年2月20日

埼玉県議会議員長  
鈴木 聖二 様

社会民主党 佐藤 征治郎  
日本共産党埼玉県議会議員団  
団 長 柳 下 礼 子

### 決算特別委員会の定数増を求める申し入れ

今2月定例会に於いて予算特別委員会が開催され、平成24年度予算に関する審議が行われます。予算審議・議決は条例制定に並ぶ議会の権能であり、この特別委員会はその場にふさわしく最大会派から無所属に至る全ての議員に任期中の参加が保障されております。しかし、一方で決算特別委員会の定数は18人とされ、現状では少数会派と無所属議員は参加することができません。

予算がどのように執行されたかを検証することは、予算審議同様に重視されるべきものです。したがって決算特別委員会について全ての議員の任期中の参加を保障すべく、その定数を予算特別委員会同様に増員することを申し入れます。

以上

県政資料・第112号

## 日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2011年5月臨時会・6月・9月・12月／2012年2月定例県議会

---

住 所 〒330-9301  
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内  
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)  
直通電話 048(824)3413  
F A X 048(825)1048  
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>  
Mail：[jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp](mailto:jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp)

